## 総務委員会資料

- 2 所管事務の調査(報告)
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応報告について

資料 新型コロナウイルス感染症への対応報告書 参考資料 各局区における対応状況

# 令和6年3月12日 危機管理本部

# 新型コロナウイルス感染症への 対応報告書

令和6年3月川崎市

## これからも「チーム川崎」を大切に

新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、我が国では、令和2年2月3日に横浜港に入港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」がセンセーショナルなニュースとして取り上げられました。本市においても、同船の感染者をどう受け入れるか等の課題に直面し、未知なる感染症へ対応するための正しい情報が不足した中で、判断が求められる場面に直面しました。

こうした状況においても、本市には、国の分科会委員でもある岡部信彦健康安全研究所所長や坂元昇市立看護短大学長が在籍しており、専門的な知見からのアドバイスを頂けたことにより、落ち着いた対処に繋がったことと考えております。

その後、全国的にワクチン接種事業が展開されるにあたり、本市はテスト会場として国と協力した取り組みを進め、また、コロナ禍で災害が起きたらどうするのか、という複合災害も想定される中で、早急に避難所運営マニュアルを検討・作成できたことも、チーム川崎がもつ繋がりや知見によるものと思います。

感染拡大防止のために市民利用施設の閉鎖やイベント等の中止などにより、市民活動や地域の繋がりを継続することが難しい状況もありましたが、感染防止対策を講じながら、市民の皆様には会議やイベント等に参加していただいたり、ICT技術の活用によるオンラインでの参加など、試行錯誤しながら、少しでも地域の繋がりを継続するために取り組んでまいりました。

また、事業者の皆様には、感染防止対策として営業自粛や時短営業等、必要な対策を講じていただくなど、経済活動の維持と併せて、ご負担をおかけすることとなりました。

こうした中でも冷静に対処していただいた市民及び事業者の皆様に、心から感謝を申し上げます。 あわせて、多くの方々からご支援、ご寄付等もいただき、こうしたご厚意は感染防止や医療・福祉に 従事する皆様に大きな力となりました。

今回、この未曽有の感染症危機により、市民・事業者・行政に一体感が生まれ、協力関係を構築することができたことで、今後、新たな危機事象が発生した際にも、「チーム川崎」で難局に立ち向かい、乗り越えていけるよう、この経験を活かしてまいります。

川崎市長 福田 紀彦

川崎市では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年1月31日に「川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下、「市対策本部」という。)設置以降、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、対策本部が廃止となるまで、予防や拡大防止策を講じるとともに、社会動向やウイルスの変異などの状況変化に応じて、必要な取り組みや事業を迅速かつ柔軟に実施してまいりました。

今後、変異株による更なる新型コロナウイルス感染症の流行や新たな感染症が発生した場合に、この対策で取り組んだ経験を活かし、市民の安全と生活の維持、継続的な行政運営を図るため、本市が実施した主要な取組を取りまとめ、記録として残す必要があることから、本報告書を作成したものです。

本報告については、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で報告された各局区の取組みを、次の大項目別に主要な事項をまとめています。

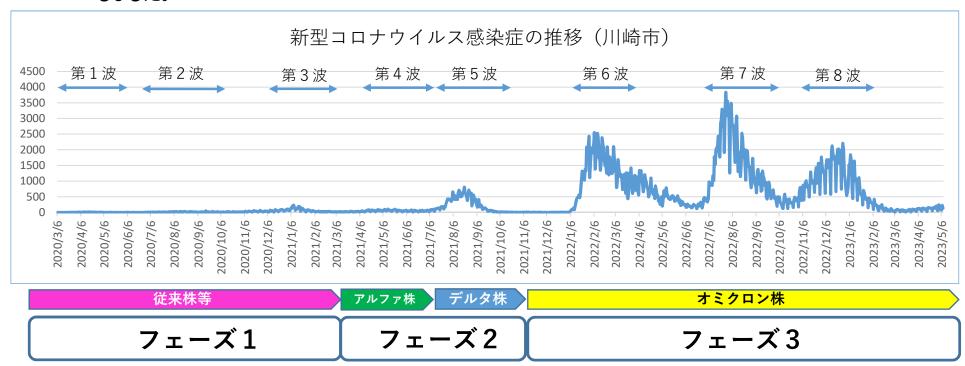
- 1 新型コロナウイルス感染状況の推移 (p.5~)
- 2 本市の感染症対策の概要 (p.7~)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策における体制の確保 (p.10~)
- 4 情報提供·共有 (p.16~)
- 5 行政サービスの継続 (p.22~)
- 6 市民生活及び経済活動の安定の確保 (p.34~)
- 7 感染拡大防止 (p.37~)
- 8 おわりに (p.40~)
- 9 関連資料 (URL紹介) (p.41~)

## 1 新型コロナウイルス感染状況の推移

本市の感染症対策は、国・県が実施する大局的な施策(緊急事態宣言等に係る施設等の使用制限、飲食店等における営業時間の制約等、ワクチン接種など)に準じながら、市対策本部等で行政運営方針を定め、全庁的な対策を推進してきました。

この章では、そうした国・県の施策や本市の対応について、新型コロナウイルス感染症のウイルスの変異による特性変化や感染拡大の状況、ワクチン接種事業の動向、社会状況の変化などを踏まえ、大きく3つのフェーズに分け、その時期における対策の概要についてまとめています。

3つのフェーズについては、次に示すとおり、変異する前の従来株であった時期をフェーズ 1、変異後のアルファ株・デルタ株の時期をフェーズ 2、さらに変異したオミクロン株の時期をフェーズ 3としました。



※フェーズ間の明確な境界は設定しないこととする。

※データ起点は初回公表日(2020年3月6日)、データ終点は5類変更日(2023年5月8日)としている。

## 1 新型コロナウイルス感染状況の推移

感染の波についての期間(始期・終期)については次のとおりとします。

	[您未日奴]	[怨朱白奴]
第 0 波: 令和2年 1月 ~ 令和2年 2月	_	_
第1波:令和2年 3月 1日 ~ 令和2年 5月31日	18	271
第 2 波: 令和2年 7月 1日 ~ 令和2年 9月30日	57	1,267
第 3 波: 令和2年12月 1日 ~ 令和3年 2月28日	226	5,721
第 4 波: 令和3年 4月 1日 ~ 令和3年 6月30日	107	4,858
第 5 波: 令和3年 7月 1日 ~ 令和3年 9月30日	806	25,883
第6波: 令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 3月31日	2,547	108,875
第 7 波: 令和4年 7月 1日 ~ 令和4年 9月30日	3,838	145,608
第8波: 令和4年11月 1日 ~ 令和5年 1月31日	2,205	101,588

日次ピーク値

「咸边去数]

期間合計数[成选者数]

#### ※流行波の考え方

厚生労働省の方式に準じて感染が拡大した各期間において、7日間平均がピークを迎えた月とその 前後1か月を含めた3か月間をひとつの波とする。但し、令和4年の夏季については、以下の理由により、 6~8月ではなく、7~9月をひとつの波とする。

〔令和4年夏季〕7日間平均のピークは7月末であるが、6月の患者数は非常に少なく、7月に入ってからの患者増の立ち上がりが急峻かつピークの後も8月末まで患者数が非常に多い状態が続いていた。

## 2 本市の感染対策の概要

## フェーズ1(第0波~第3波)期の概要

#### 【感染症の状況】

- ・新型コロナウイルスの変異が見られていない時期であり、感染が徐々に拡大している状況であった。
- ・感染した場合の病原性が高く、高齢者等の死亡率が高い時期であった。

#### 【社会的な状況】

- ・国内で感染者が確認された後、感染が各地へ広がっていく状況や、高齢者等が罹患し亡くなる情報が日々報道され、社会的に新型コロナウイルスへの強い恐怖心がある時期であった。
- ・マスク着用や手指消毒・うがい等の基本的な感染症対策の徹底が求められ、マスクや消毒薬等の衛生用品が市場で不足し、社会的にも混乱が生じていた。

#### 【国の対応】

- ・感染者の増加を抑止するため、政府が「緊急事態宣言」を発令(令和2年4月7日以降随時)し、対象地域では感染拡大防止策として、施設の使用制限、飲食店の酒類提供制限や夜間営業時間の短縮などが実施された。
- ・感染リスクの高い環境として密閉・密集・密接を挙げ、「3密」の回避を推奨し、感染拡大防止を呼びかけた。

#### 【本市の対応】

- ・市対策本部を設置し、庁内で情報共有を図り、役割を確認しながら、対応の検討を進めた。
- ・業務の継続性を担保するため、各施設、職場において、検温、手指の消毒、マスクの着用など感染予防対策を実施した。
- ・緊急事態宣言の対象地域となったことから、国や県の方針に合わせ、本市行政運営方針を発出し、市施設の使用制限や、イベントの中止措置等を必要に応じて実施した。
- ・感染拡大防止策として、職員の出勤抑制を行うため、業務継続計画(BCP)を発動した。
- ・市医師会や市病院協会の協力により、集合検査場の開設や行政検査を行う医療機関の拡充など検査体制の強化を図った。

## 2 本市の感染対策の概要

## フェーズ2 (第4波~第5波) 期の概要

#### 【感染症の状況】

- ・アルファ株やデルタ株といった、従来よりも感染しやすい「変異株」が発現したことから、感染爆発を防ぐ手立てを検討する必要が生じた時期であった。
- ・デルタ株はウイルスの病原性が高く、重症者が増加した。

#### 【社会的な状況】

- ・第3波までの経験により、多くの方に新型コロナウイルスに感染することの恐ろしさが認知される一方で、ワクチン接種を開始したことにより一定の安心感が得られ、冷静な行動ができるようになった。
- ・マスク着用や手指消毒・うがい等の基本的な感染症対策と「3密回避」が推奨された。
- ・マスクや消毒薬が市場で流通し始めたことにより、マスクを着用し生活することが一般的となった。
- ・第5波で感染者及び濃厚接触者が急増したことにより、パンデミックの進行を遅らせるために講じていた積極的疫学調査が医療機関や保健所の業務をひっ迫するようになった。

#### 【国の対応】

- ・感染時の重篤化を防止するため、国民へのワクチン接種が進められた。(1・2回目及び3回目接種)
- ・第5波に入り、再び「緊急事態宣言」を発令し、本市を含む地域が対象となった。 (令和3年7月30日~9月30日)

#### 【本市の対応】

- ・ワクチン接種事業を進めた。(1・2回目を令和3年4月12日から、3回目は令和3年12月1日から実施)
- ・国や県の方針に合わせ、本市行政運営方針を発出し、市施設の使用制限やイベント開催制限等については運営方針を適官決定し、対応した。
- ・イベント等の実施は「3密」を回避しながら実施する、リモート会議等の活用、在宅勤務を励行するなど、コロナ禍での事業や業務を進めていく手法を検討し、対応した。

## 2 本市の感染対策の概要

## フェーズ3 (第6波~第8波以降) 期の概要

#### 【感染症の状況】

- ・新型コロナウイルスが「オミクロン株」へ変異して感染力が強くなり、さらに感染が拡大した。
- ・ウイルスの病原性は「アルファ株」や「デルタ株」より低くなったが、高齢者や基礎疾患を有する方が罹患した場合に重篤化するリスクがあるという状況は変わらないままであった。

#### 【社会的な状況】

- ・3回目のワクチン接種が開始されるなど対策が進む一方で、ウイルスの変異に伴い、感染者及び濃厚接触者が増加したことにより、自宅療養者・自宅待機者が急増した。
- ・基本的感染症対策と3密回避を引き続き徹底するとともに、「換気」がより推奨されるようになった。
- ・フェーズ3終期(第8波以降)には感染者数が減少し、「withコロナ」として新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を図る考え方に移行し、保健医療体制の強化とともに療養の考え方やマスク着用の考え方等が変わった。

#### 【国の対応】

- ・「まん延防止等重点措置」を実施し、神奈川県が対象区域となった。(令和4年1月21日~3月21日)
- ・感染者を確認する「全数把握」を見直し、氏名などを把握する対象を高齢者など重症化リスクの高い患者に限定した。(令和4年9月26日)

#### 【本市の対応】

- ・引き続き、ワクチン接種事業を進めた。(3回目は令和3年12月1日から実施)
- ・第5波の保健所業務ひつ迫の経験を踏まえ、デジタル技術の積極的な活用、看護協会からの看護士派遣など第6波に備えた保健所業務の官民をあげた応援体制を構築して対応にあたった。
- ・本市行政運営方針としては、市民利用施設については、利用者に対し、施設内での飲食や利用前後の会食を控えることなどの感染防止対策の徹底を積極的に周知したうえで運営することとした。
- ・基本的な感染対策を継続しながら社会経済活動を推し進めるため、「withコロナに向けた市行政運営方針」を発出した。(令和4年11月10日、令和5年2月22日)

本市では、新型コロナウイルス感染症への対策に際し、市長を本部長とする「川崎市新型コ ロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

(設置日:令和2年1月31日、廃止日:令和5年5月8日)

※対策本部は、「川崎市新型インフルエンザ等対策本部要綱 |を準用して設置

対策本部の体制図

#### 川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長(市長) 副本部長 (副市長) 本部会議 参与(病院事業管理者·教育長) 本部員(局長等) 区本部 事務局 交通部 環境部 港湾部 会計部 病院部 総務企画部 財政 市民文化部 こども未来部 経済労働部 消防部 教育部 第3応援部 第5応援部 建設緑政部 第2応援部 第4応援部 健康福祉部 臨海部国際戦略部 第1応援部 まちづくり部 上下水道部 (財政局 (交通局 (港湾局) (会計室) (環境局) (病院局) (各区役所) (危機管理本部 (消防指揮本部 (教育委員会事務局) (議会局) (経済労働局) (市民文化局) (市民オ (選挙管理委員会事務局 (監査事務局) (総務企画局) (人事委員会事務局 (健康福祉局 (建設緑政局) (こども未来局 (まちづくり -水道局 (臨海部国際戦略本部) ンブズ 健康福祉局保健 烏 ン事務局) 所

## 川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(以下、本部会議)について

## ●開催実績

第1回本部会議を令和2年2月5日に開催以降、令和5年4月28日までに54回開催 した。

## ●主な内容

- ・専門家(健康安全研究所所長)による新型コロナウイルス感染症の全国及び本市の 感染状況やウイルスの特徴分析、感染防止対策等についての世界的な情勢を踏まえた 最新情報の共有を行った。
- ・国や県の感染状況に応じた施策についての情報共有及び、本市での施策展開についての意思決定を行った。その際に専門家の的確なアドバイスを求め、適正な判断を行った。
- ・緊急事態宣言等や国・県の施策展開を踏まえた、本市行政運営方針を発出した。
- ・本市の取り組み状況について、定期的に取りまとめた報告を実施した。
- ※本部会議資料・摘録や本市行政運営方針、各局区の取組状況については市HPに掲載
  - ●【アーカイブ資料】川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議について https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116182.html
  - ●【アーカイブ資料】新型コロナウイルス感染症に対する本市行政運営方針について https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000117860.html
  - ●【アーカイブ資料】新型コロナウイルス感染症への各局(室)区の取組実施状況 https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000158930.html

## 各種PT(プロジェクトチーム)の開催

新型コロナウイルス感染症への対応については、前例がなく手探りであったことから、大きな方針の決定や全体共有を図る場としての本部会議と個別具体な対応について事業調整、情報交換する場として分野ごとに5つのPTを設置しました。

PTの設置・活用により、機動的な意思決定ができたことから、より迅速かつ柔軟な対応が取れる体制でコロナ対応を進めました。

## 各種PTの位置づけ

## コロナ本部会議

## 医療PT

- ・市長
- ・3副市長

#### 関係局

- ・総務企画局
- 健康福祉局
- ・病院局
- 消防局

## 困窮支援PT

- ・市長
- · 3 副市長

#### 関係局

- ・総務企画局
- ・財政局
- ・経済労働局
- 健康福祉局
- ・こども未来局
- 区役所

## 区役所PT

・副市長

#### 関係局

- ・市民文化局
- 区役所

## 経済対策PT

- ・市長
- ・副市長

#### 関係局

- ・総務企画局
- ・財政局
- 経済労働局

## こどもPT

・副市長

#### 関係局

- ・総務企画局
- ・こども未来局
- · 教育委員会事務局
- 区役所

## 医療PTについて

●開催実績

令和2年4月2日から開催し、令和5年4月25日まで、計127回開催。 (令和4年10月28日からは、PTの構成を見直しし、コアPTとして開催)

- ●主な内容
  - ・病床の確保、使用状況、入院者数の推移、モニタリング状況、ワクチン接種状況など
  - ・市立病院の状況、救急搬送の状況、療養者入所状況など
  - ・コロナ本部会議の議題審議(本市行政運営方針の発出など)

## 困窮支援PTについて

●開催実績 令和2年5月19日から開催し、令和3年4月9日まで、計5回開催。

- ●主な内容
  - ・介護・福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応状況
  - ·川崎市特別定額給付金給付事業
  - ·住居確保給付金
  - ・社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付(緊急小口資金等)の特例貸付等
  - ・孤立した住宅の高齢者・障害者に対する対応
  - ・生活保護相談申請の状況

## 区役所PTについて

- ●開催実績 令和2年4月17日から開催し、令和2年12月8日まで、計8回開催。
- ●主な内容 各区衛生課の対応状況・応援体制、新型コロナウイルス対策

## 経済対策PTについて

- ●開催実績 令和2年4月15日から開催し、令和4年11月2日まで、計22回開催。 (令和4年10月25日からは、PTの構成を見直し、経済財政PTとして開催)
- ●主な内容 市内経済の状況等、地方創生臨時交付金を活用した補正予算事業候補、新型コロナウイルス感 染症対応

## こどもPTについて

- ●開催実績 令和2年5月8日から開催し、令和4年5月20日まで、計6回開催。
- ●主な内容
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親家庭等臨時特別給付金
- ・支援を必要としている子どもの取組
- ・臨時休業期間における家庭学習、学校再開に向けて

## 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の体制

## ●今後、新たな感染症による危機事象が発生するまでの体制

今後、新たな感染症危機事象が発生するまでの間においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症全般についての情報収集を行い、情報共有を図る。

また、次の新たな感染症等の流行時における本市の対応力強化を図り、全庁一丸となった、迅速かつ的確な対応が行える庁内横断的な体制整備を進めていく。

## ●今後、新たな感染症による危機事象が発生した場合の体制

今後、新たな感染症危機事象が発生した場合で、市民への影響や社会的影響など被害の範囲が限定的な初期段階には「警戒体制」を敷き、健康福祉局が中心となった危機管理体制に移行し、情報収集や感染防止策を実施する。その際の意思決定は、「危機管理推進会議」によるものとする。

国により、緊急事態宣言が出され対象地域に該当するなどした場合は、当該感染症へ対応するための対策本部を設置し、「本部体制」へと移行し、全庁横断的な対応を開始する。

※ここでいう、「新たな感染症危機事象」には、新型コロナウイルス感染症の変異等による強毒化などにより危機事象化した場合も含むものとしている。

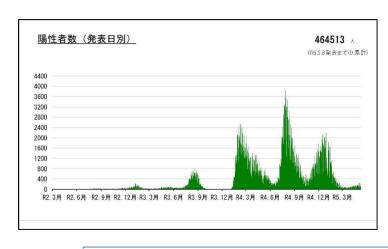
本市では、新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供として、主に市のホームページを通じて、感染症の最新動向や本部会議資料の公開、市長メッセージの動画配信等を実施し、市民に混乱が生じないよう、正しい情報の発信に努めてきました。

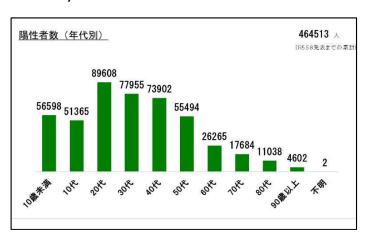
## 1 市内感染状況の情報発信

感染状況については、健康福祉局が「市内の新型コロナウイルスに感染した患者等の発生状況」を、休日を含め毎日報道発表を行うとともに、市HPに開設した専用ページにおいても、その情報と「新型コロナウイルス感染症発生状況データ」を日々更新しました。更に「新型コロナウイルス感染症モニタリング状況」の情報についても毎週報道発表と市HPで発信してきました。

#### ○新型コロナウイルス感染症発生状況データ

陽性者数としては、発表日別・年代別に各グラフを掲載し、感染動向を周知してきました。 令和5年5月8日までに確認された陽性者数は、累計464,513人にも上りました。





●新型コロナウイルス感染症発生状況データ https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000116827.html

#### ○新型コロナウイルス感染症モニタリング状況

感染の状況として、陽性者数(総数、対人口10万人(総数)、前週との増加比(総数))と 陽性率、医療提供体制として、入院患者(入院中の患者数、病床使用率、確保病床数)と重症 患者(入院患者と同項目)を週次で更新したデータ及び、変異ウイルス検出状況を公表しました。

【集計期間(陽性報告日)】

前週: 令和5年第17週 令和5年4月24日(月) ~ 令和5年4月30日(日) 今週: 令和5年第18週 令和5年5月1日(月) ~ 令和5年5月7日(日)

項目		前週   今週		前週比	これまでの最大値		
	陽性者数	1総数	1,076人	1,211人	7	22,063人	令和4年第30週
感		医療機関報告分※1	966人	1,100人	7		
染		セルフテスト陽性 <sup>*2</sup>	110人	111人	7		
の状		②対人口10万人(総数)	69.9人	78.6人	7	1,433人	令和4年第30週
況		③前週との増加比(総数)	1.05	1.13	7	18.0	令和4年第1週
	4 陽性率 <sup>※3</sup>		20.7%	27.3%	7	64.3%	令和4年第30週
	⑤ 入院患者 (陽性確定例)	入院中の患者数 <sup>※4</sup>	18人	22人	7	368人	令和4年第31週
医		(病床使用率)	3.7%	4.5%	7	93.9%	令和3年第33週
療提		(確保病床数)	485床	485床			
供体		入院中の患者数 <sup>※4</sup>	院中の患者数 <sup>※4</sup> 0人 0人 →	<b>→</b>	68人	令和3年第34週	
制	⑥ 重症患者 (陽性確定例)	(病床使用率)	0.0%	0.0%	$\rightarrow$	146.7%	令和3年第33週
		(確保病床数)	69床	69床			

- ※1 市内医療機関等から新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)により報告があった1週間の陽性者数の合計
- ※2 自己検査で陽性となり、その旨を神奈川県に連絡・申請し、登録された方の1週間の合計(神奈川県記者発表資料の件数を基に集計)
- ※3 陽性率を算出するための検査件数は、川崎市健康安全研究所による検査件数と市内医療機関から直近の日曜日までに新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)により報告があった検査件数(速報値)の合算を用いております。

系統 アルファ株			前週 直近1週間 R5.4/24 - R5.4/30 R5.5/1 - R5.5/7		累計 R3.3/11 - R5.5/7	
			0	0	203	
デルタ株			0	0	626	
	BA.1系統		0	0	581	
オミクロン株	BA.2系統		2	0	559	
		BA.2.75	(2)	(0)	(74)	
		上記以外BA.2	(0)	(0)	(485)	
	BA.4系統		0	0	9	
	BA.5系統		0	0	962	
		BF.7	(0)	(0)	(55)	
		BQ.1	(0)	(0)	(102)	
	ė.	上記以外BA.5	(0)	(0)	(805)	
	XBB系統		1	0	36	
	XBC系統		0	0	2	

●新型コロナウイルス感染症モニタリング状況 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000118267.html

<sup>※4</sup> 直近の日曜日の報告数

## 2 「かわさきコロナ情報(動画特設ページ)」による市民向け情報発信

市民に緊急性の高い情報を分かりやすく丁寧に伝える必要がある場合や、市民に協力を求める必要がある場合においては、市長が直接市民に呼びかけるメッセージ動画を作成し、ホームページ上で配信を行いました。

その他、コロナ禍に関連した動画についても随時発信しました。(計57本の動画配信を実施)



● かわさきコロナ情報(動画特設ページ) https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000125470.html

## 3 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(公開会議)

本部会議は、本市健康安全研究所の岡部所長による最新情報の共有と専門的なアドバイスを受けつつ、即時的に緊急性の高い意思決定を行い進行しました。

会議終了後には、本市行政運営方針等の決定事項を市民に周知するため、資料や摘録を即日で市ホームページに掲載し、報道取材対応についても、市長が取組について説明するとともに、コロナの感染状況やウイルスの特性変化等の最新の状況については、岡部所長から専門家としての立場から説明を行いました。

※岡部所長は政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の委員でもありました。



コロナ対策本部会議の様子(一番右が福田市長、一番左が岡部所長)

#### 岡部所長の紹介

●川崎市健康安全研究所 岡部 信彦 所長からのメッセージ https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000101200.html

## 4 市ホームページ「新型コロナウイルス感染症総合ページ」の設置

コロナワクチン接種や自宅療養についてなど、コロナに関する情報が多岐に渡り必要な情報にアクセスしにくい状況になったことから、分かりやすく体系的に情報発信するため、市HPのトップページに、コロナに関する情報メニューを配置しました。

5 類へ移行した後もコロナ関係の必要な情報にアクセスできるよう、表示を縮小し掲載を継続しています。 (令和6年3月現在)





## 5 その他、市民向け広報など

- ・緊急事態宣言時などに、市長から市民の皆様へのコメントを発信しました。
- ●【アーカイブ資料】新型コロナウイルス感染症に対する市民の皆さまへのメッセージ https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116258.html
- ・感染拡大期には、市ホームページのトップページにバナーを掲載し、感染対策の徹底を呼びかけました。



市HPに掲載したバナー画像

- ・市職員の新型コロナウイルス感染症の罹患状況については、報道発表により公表を行いました。
- ・新型コロナウイルスに感染された方やその家族、感染者が入院する医療機関の従事者、クラスター発生施設等への誹謗中傷や風評被害があったことから、「感染症は誰しもが罹患する可能性があるもの」として人権に配慮した冷静な行動をとるよう啓発を行いました。
- ・号外「備える。かわさき」で新型コロナウイルス感染症特集記事を掲載し、全戸配布を行いました。

第4号:令和2年9月発行 第5号:令和4年1月発行





新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、イベントの中止や市施設の使用制限等が求められるなど、 市民生活へ大きな影響がありました。

市役所内部において職員の感染が拡大した場合には、行政サービスの継続が難しくなり、行政サービスが停滞することにより市民生活への影響は大きくなることから、感染症危機事象に対して計画されていた「川崎市業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」(BCP)の発動による職員出勤抑制の実施や、テレワークの活用、感染予防策として混雑回避のための時差勤務等を推奨し、業務継続を担保するための対策を行ってきました。

## 1 BCP(業務継続計画)の発動(令和2年4月17日~令和2年5月6日まで)

感染拡大により市職員への感染が確認されたことから、令和2年4月17日に「川崎市業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」(BCP)の発動を発表し、全庁を挙げた対策を実施しました。 具体的には次の重点的な業務をリストアップし、業務を中断させないよう取り組むものとしました。

市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、BCPへの記載の有無に関わらず、以下の業務については応援体制を含め、安定的な業務実施体制を整えていくうえで、可能な限り在宅勤務等による出勤抑制を図るものとします。なお、業務の継続を進める上で、統一的に調整する必要のある業務が生じた際には、所管局を含め、調整を図ることとします。

- 1 医療や衛生に関する業務
- 2 災害対応や消防・救急に関する業務
- 3 証明書交付や税金・健康保険などに関する業務
- 4 子どもの居場所の確保や要援護者対策などの業務
- 5 廃棄物収集・処理や水道事業、道路や施設の維持管理に関する業務
- 6 市バスの運行に関する業務
- 7 その他、各局区で特に業務継続が必要と認められるもの

本部長発出の「川崎市業務継続計画 (BCP)発動について」から一部抜粋

国による緊急事態宣言の発出が予見された時点で、BCPの発動を視野に入れた、具体的な取り組みの方向性の確認・決定などの準備を進め、いざ国から緊急事態への対処として必要な事項が発出された場合に、遅滞なく迅速な判断と対応をとる体制を構築しました。本市のBCP発動までの対応の流れは次のとおりです。

本市行政運営方針の検討(各部における取組の方向性を決定)

BCP発動時の優先業務等の選定、体制確保の準備等

政府「緊急事態宣言」の発出(令和2年4月7日)



神奈川県「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の発表(令和2年4月7日)



緊急事態宣言下における本市行政運営方針(令和2年4月9日) 実施期間(4/11~5/6)



神奈川県が「特定警戒都道府県」に指定(令和2年4月16日)



BCP発動(令和2年4月17日)

具体的な措置としては、外出自 粛、施設使用中止やイベント中 止等、医療体制の確保、市長 町との連携、県の実施体制など の基本方針が示された。

行政運営方針として、主要業務 以外の中止、市民利用施設の 休館やイベント中止、学校等の 臨時休業、医療対策への応援、 職員の休暇・在宅勤務の奨励、 3密の回避などを決定した。 ただし、この時点ではBCPの発動 は行わない方向で議論していた。

政府が全ての事業者等に対し出 勤者の7割削減を求めた。

業務内容の見直しや従事する職員を削減し、職員の出勤抑制による市域での感染拡大防止を図るためにBCP発動に至った。

BCP発動にあたっては、業務内容の見直しや出勤する職員の削減などにより行政サービスが一部低下することから市民生活への影響を考慮し、市民の皆さまへの丁寧な説明として市長コメントを発表しました。

#### BCP発動に伴う市長コメント

本日から5月6日まで、本市の業務について、川崎市業務継続計画(BCP)を発動することといたしました。

これは、4月16日に神奈川県が「特定警戒都道府県」に指定され、政府が全ての事業者等に対し 出勤者の7割削減を求める中で、市民生活を支える行政であっても、感染症のまん延防止に向け、可 能な限りの出勤者削減に最大限取り組む必要があるためです。

この業務継続計画の発動により、業務内容の見直しや従事する職員を削減し、本市職員の出勤等による、市域での感染拡大防止を図ります。

市民の皆様には、限られた職員で業務を行うことにより、御不便をおかけする部分もあると思いますが、この数週間がウイルス対策の重要な時期でございますので、御理解・御協力を賜りますようお願い致します。

令和2年4月17日 福田 紀彦

その後、新型コロナウイルス感染症蔓延の実態に即し、業務内容など所要の見直しを行い、令和2年11月にBCP(業務継続計画)の改定を行いました。

●川崎市業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編) https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-7-1-0-0-0-0-0-0.html

## 2 感染予防(服務・時差勤務(テレワーク))

職員の出勤抑制により職場への感染拡大を防止するため、各所管において、職員の在宅勤務や時差勤務、自宅待機などの取り組みが行われました。(詳細については、別途各局からの報告書を参照ください)

#### 総務企画局

- ・庁内応援・勤務体制の考え方に関する服務、新型コロナウイルスに罹患した場合に重症化の懸念等がある職員の在宅勤務の取扱い、業務継続計画の発動を踏まえた職員の勤務体制について通知した。(令和2年2月28日~5月25日)
- ・通勤時の混雑緩和等に向けた取組として、3月1日から予定していた時差勤務制度の実施を2月26日に前倒しするとともに、当面の間、1週間当たりの上限回数(3回)を制限しないこととした。(令和2年2月26日~令和5年5月7日)
- ・職員の健康管理として、厚生労働省の資料を基に、感染予防や受診等の目安について各局等安全衛生担当課へ周知した。(令和2年2月19日)

#### こども未来局

・事業者に向け、緊急事態宣言下における保育所等への登園自粛のため、在宅勤務・自宅待機などへの協力を依頼した。(令和2年4月13日)

#### 教育委員会事務局

・臨時休業中の学校運営に支障のない範囲で、在宅勤務を可能とし、教職員の感染防止策を強化した。(令和2年4月15日)

#### 上下水道局

・本市行政運営方針等を踏まえた庁内応援・勤務体制の考え方等に則り接触機会の削減のための 出勤者減を実施した。(令和2年4月16日)

#### 建設緑政局

・職員数が半分になるようにローテーションを組み、出勤抑制を実施した。(令和2年4月20日~5月26日)

#### <課題>

感染状況によりシフトが十分に組めず、施設維持に係る職員の人員不足となる恐れがある。

#### 宮前区

・感染拡大を防ぐため、職員を出勤する職員と在宅勤務の職員に分けた。(令和2年4月~5月) <課題>

在宅ワーク用のパソコンが1台しかなく、多数の職員が在宅勤務するとき対応できない。 また、個人情報を扱うことが多い部署のため、在宅勤務にそぐわない。

#### <全般的な課題>

- ・政府より、出勤者の7割減を目標として取り組む方針が打ち出され、本市においても、イベントや業務の中止・縮小を行うとともに、行政サービスを継続しながら、職員の休暇取得及びテレワーク等を促進するとした行政運営方針を発出した。
- ・BCPでは、あらかじめ非常時における、非常時業務と非常時においても優先される通常業務を局ごとに定めており、全庁的に一律の対応を行うことは難しいことから、所管局単位で可能な範囲で取り組みを実施した。
- ・当初、テレワークを行うために必要な専用端末やネットワーク機器の配備数が少なかったため、テレワークの実施には課題が多く、また、区役所の窓口業務など、職種によっては、感染対策に要する業務負荷が大きく、そうした中でローテーションを組むことが困難な状況もあった。

#### <対策における効果>

・令和3年6月の本格実施後、新本庁舎整備を契機としてテレワーク環境を拡充し、現在本庁職場においては週1日を目安とした在宅勤務を推進するまでに至っている。

## 3 感染時(濃厚接触時)の対応(出勤停止)

新型コロナウイルス感染症の特徴として、感染してから発症(発熱等)するまでの潜伏期間が他の感染症よりも長く、感染した人は発症する数日前から人にうつす可能性が高いということが判明したため、家族が発症したり、職場内で発症した場合には、自覚症状がなくとも感染している可能性が高く、発症した人と接触の度合いが高い人等を「濃厚接触者」として、感染拡大防止のために、PCR検査を行うとともに、一定の期間、自宅待機により経過観察する等の必要がありました。

本市においても、国や県の濃厚接触者の定義や待機期間の考え方に基づき、職員が風邪症状時や濃厚接触者となった場合の出勤見合わせや服務の取扱いについて、感染拡大防止の観点から適宜見直しを行い、対応したところです。

#### 総務企画局

- ・職員や家族が罹患した場合等の服務の取扱いについて、各局区室に通知した。(令和2年2月 28日)
- ・濃厚接触者となった職員の早期の職場復帰が必要となった場合に備えて、待機期間の短縮に必要となる検査を行うための抗原定性検査キットを庁内に配布した。(令和4年2月7日)

#### <全般的な課題>

- ・感染者や濃厚接触者の増加により、感染予防と、組織の運営のための人員確保の両立に苦慮する場合があった。
- ・濃厚接触者などへは、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に取得可能な特別休暇(いわゆる特休1号)を適用しましたが、状況が刻々と変化する中での運用にあたり、添付する証拠書類の扱いなど、多少の混乱が生じた。

#### 4 窓口業務対応時の感染防止対策

窓口業務など業務内容によっては、市民と対面で応接する必要があり、職員、来庁者の双方に感染リスクがありました。このため、マスク着用の徹底、窓口に透明シートやパーテーションを設置するなどの飛沫対策、手指消毒の徹底やテーブル・椅子等の消毒などの接触感染対策、サーマルカメラや非接触体温計の活用による検温などを実施しました。また国等から、換気の徹底など具体的な感染対策が示されるのに合わせ、本市においても柔軟に対応し、適切な感染対策を講じてきました。

#### 財政局

飛沫感染防止のため、市税事務所及び市税証明発行コーナーの一部の窓口に透明間仕切を設置した。(令和2年4月10日)

※各所管・各施設等でも独自の感染対策を適宜進めました。

#### <全般的な課題>

初期においては、次のような課題がありました。

- ・新型コロナウイルス感染予防対策として有効とされる医学的な知見や知識が不足する中、各局が一般的な感染症対策を基に、独自の情報収集により感染予防策を実施していた。
- ・感染予防に必要な、マスクや消毒液、体温計を確保することが難しい状況が市役所内においても続いた。(緊急に対応する予算がなく、既存の財政ルールの中では物品の調達、確保が難しい状況があった。)
- ・新型コロナウイルス感染症に有効な薬やワクチンがない状況の中、国や都道府県などが独自の感染 予防策を打ち出し、展開していった。感染予防に関する考え方、判断基準も多様化し、社会全体的 に、冷静さを失う中で、市民が相互に監視し合う、自粛警察と呼ばれる社会現象も生まれた。本市に おいては、本部会議等を通じて、専門家による有効なエビデンスによる、戦略的な対策を検討し、市 民に向けても冷静な行動を呼びかけた。

## 5 受付業務等における柔軟な運用(人と人との物理的接触の回避)

各局において、前段の感染防止対策を行うだけではなく、非対面での対応や電子申請・郵送受付等により職員と市民の接触機会が低減され感染予防となることから、業務の見直しを行い、柔軟な対応を行いました。

#### 財政局

- ・入札室に入札者が一堂に会することによる感染拡大を防止するため、3月31日まで、物品契約入札書の応札方法を ①電子入札 ②入札室持参後すぐ退室 ③契約課へ事前に持参 ④書留郵便と選択肢を増やし対応する旨、事業者へ連絡した。(令和2年2月28日)
- ・自所属で執行する委託契約・物品契約について、書留郵便を可とし、併せて密室入札の回避等を通知した。(令和2年3月2日)

#### まちづくり局

- ・窓口部署を中心に、可能な限り、対面での受付・協議等を避け、電話・メール・郵送等により対応することとし、市 ホームページや庁舎内に掲載し周知した。(令和2年4月14日~)
- ・窓口での接触機会低減等を目的に、地図類等の使用承認などの電子申請ができるようにLogoフォームを整備した。(令和4年6月)

#### <全般的な課題>

・既存の申請方法から、電子申請化を含めた柔軟な運用で対応する必要があった。 また、柔軟な運用をする際に、市民への周知広報や対応する職員等へのノウハウの共有等が必要であった。

#### <対策における効果>

・既存の申請方法が一度見直され、電子申請化を含めた柔軟な運用が全庁的に推進され、市民サービスの向上や業務効率の向上に繋がった。

## 6 施設の閉館やイベントの中止等

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、緊急事態宣言等が発令された場合は、本市においても市民利用施設の利用時間の短縮や閉館等を行い、本市主催の市民参加のイベントについても、市民活動の継続を踏まえつつ感染拡大防止の観点から、中止や延期をするなど必要な対応を行いました。

さらに、会議については、参加人数の制限やオンライン会議で開催するなど開催方法の見直しを図り 実施するなど、事業の継続性と感染予防を両立させつつ開催しました。

#### ○市民利用施設の閉館、イベント中止・延期等への対応

フェーズ 1 においては、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定されたことなどにより、不要不急の外出自粛や、市民利用施設の閉館、イベント等の中止や延期を行うこととなりました。

本市が最初に制限適用の対象になった、令和2年4月7日に政府が緊急事態宣言を発出した際には、発出翌日に、全庁へ施設の閉館・開館の判断や状況を照会し、結果を翌々日中に市ホームページを通じて公表するなど、市民に混乱が生じないよう情報提供しました。

以降、施設の閉館・開館や、運営時間の情報など、状況の変化に応じて、最新情報を公開しました。

市が主催するイベントについても、屋内・屋外実施を問わず、中止や延期、もしくはオンラインを活用した開催などの状況を随時更新しました。

#### ○各局区の取組

イベントを実施する場合については、感染症対策を徹底して実施できると判断した場合や、オンライン環境に切り替えて実施した場合など、その時期の状況に応じて検討・判断しており、具体的には次のような報告がありました。(全報告の中から抜粋)

#### 環境局

かわさきエコ暮らし未来館にて例年夏休み期間に開催しているイベントについて、完全予約制等の感染防止対策を講じた上で開催した。(令和3年8月5日~7日)

#### 健康福祉局

動物愛護センターにおける譲渡会を中止し、個別対応とした。(令和2年5月8日以降) <課題>

譲渡会に変わる、個別対応方法の検討やインターネット(Facebook、Twitter)を活用した譲渡促進

#### こども未来局

令和3年川崎市「成人の日を祝うつどい」を感染症対策を行った上での会場開催と式典のオンライン配信等を併せて行うこととした。(令和2年7月14日)

#### 高津区

コロナの感染状況を考慮しながら、感染症対策を行いつつ、実施できるイベントは行い、実施できないものは代替イベントを行った。 (通年)

<課題>

イベントの中止や規模の縮小が頻発することで事業全体の質が低下してしまう。

#### 選挙管理委員会事務局

投開票所での感染症対策を実施した。

#### <全般的な課題>

初期においては、次のような課題がありました。

- ・所属により、リモート会議用の端末やアカウント等が限られたため、全てに対応ができる状況ではなかった。
- ・市民にとってもリモート環境での会議参加等が不慣れな状況もある中、対面接触を控える方も多く、 参加される市民が限定されることもあった。

#### <対策における効果>

・不慣れな状況でリモート会議等の取り組みを始めたが、イベントや会議の新たな開催方法としてウェブを活用する手法の認知度が向上したことにより、現時点の多様な参加手法に繋がった。

#### ○施設等での利用予約のキャンセル時の対応

公共施設(主に指定管理施設)における利用者の新型コロナウイルス感染症を理由とした利用中止やイベント中止時におけるキャンセル料の取り扱いについて、施設を利用する市民や施設運営者への影響が大きいことから、改めて行政運営方針に具体的な記載を盛り込み、令和3年1月8日に発出しました。このキャンセル料不徴収の取り扱いについては、令和4年11月10日に終了となり、行政運営方針から記載が除外されました。

(以下、該当箇所抜粋)

利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、 事前に納付されている使用料(利用料金)は全額返還する

## 7 保健所の即応体制の強化

フェーズ 2 において発生した感染の波の第 5 波では、それまでの従来や変異株(アルファ株)よりも、さらに感染力が強く、重症化リスクの高い変異株(デルタ株)が主体となりました。これに対し、健康福祉局(保健所本所)及び区(保健所支所)では、局・区内応援、委託・人材派遣の活用などによる体制強化を図りましたが、病床ひつ迫により、中等症でも自宅療養にならざるを得ない患者の想定外の増加等により、業務がひつ迫しました。この事態を踏まえ、次の波が来る前に対応可能とする体制としておくため、業務内容の整理・切り出しや応援職員への事前研修等、短期かつ急激な業務の増大に対して業務支援が円滑に実施される体制整備を行いました。(令和3年12月24日開催の第45回新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて応援体制を決定)

#### く背景>

新規感染者の急増等により、健康福祉局(保健所本所)・区(保健所支所)における業務量が急激に 増大したことから、応援職員や派遣等スタッフの増強が間に合わず、人手不足が生じた。

#### <具体的な対策 その①>

専門職で対応する業務と事務職で対応可能な業務を切り分け、①~④のとおり整理するとともに、各業務マニュアルやe-ラーニングによる事前研修を整備し、効率的な業務応援が行える環境を整えました。

- ①患者への架電(療養中の案内や健康状態の聞き取り)
- ②訪問・配送(患者宅へのパルスオキシメーターの配布等)
- ③データ入力・事務処理(患者情報のシステム入力等)
- 4)疫学調查・健康観察等

#### く具体的な対策 その②>

- ・応援体制について、まずは健康福祉局及び各区において内部応援を実施し、並行して外部委託・人材派遣の増強を進めることとしました。また、感染者のさらなる増加により、局・区内応援でも対応しきれない場合には、全庁的な応援を行うこととしました。
- ・この応援体制を機動的に運用するため、健康福祉局及び各区に応援局をあらかじめ割り当てるバディ制を導入しました。これにより派遣元職場と受援職場の連携が進み、各区の感染者数や業務ひっ迫度合い等、状況に応じて、機動的に応援職員を依頼派遣する体制を構築し、次の感染の波へ備えました。

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

感染拡大を防止するため、様々な場面で行動制限がされる中、地域経済の停滞に伴う事業活動の縮小、教育施設や保育施設における感染拡大防止策 (施設閉鎖等) により、市民生活への影響も大きく、市民生活や企業活動の安定確保のためにも、多様な主体を対象とした、様々な支援策や対応が求められました。

## 1 企業支援

次のような各種企業支援の取組を、主に経済労働局が中心となり実施しました。それぞれの支援の詳細については、「取組実施状況(経済労働局)」をご参照ください。

- ・市内中小企業支援として、融資や経営に関する「経営相談窓口」の設置。(R2/1/30)
- ・市内の小規模事業者(全業種)の事業継続を支援するための小規模事業者臨時給付金の交付。
- ・テレワーク環境を新規導入、拡張する市内中小企業に対し、環境整備に係る設備導入、初期設定等に必要なコンサルティング費用を助成(テレワーク導入促進補助金 R2:66 件)
- ・「新しい生活様式」に対応した職場環境構築のために必要な設備(サーマルカメラ、アクリルパネル設置等)の導入等に対する助成(職場環境改善支援補助金 R2:149 件 R3:594 件)
- ・売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促し、新しい生活様式やデジタル化促進への対応として「川崎じもと応援券」(第3弾)を電子商品券により発行
- ・食料品等の安定供給確保のため、卸売市場における売上が減少している事業者への施設使用料等の猶予等
  - ●【アーカイブ資料】新型コロナウイルス感染症への各局(室)区の取組実施状況 https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000158930.html

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

## 2 教育·保育分野

教育関係の取組としては、川崎市立学校の臨時休業への対応を行いました。臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、体調管理、緊急連絡体制などについて市HPに掲載するとともに、各保護者に向けて「臨時休業のお知らせ」を配布するなどにより随時情報提供を実施しました。

学校再開後は、「川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を文部科学省のガイドライン及び県の実施方針を踏まえて修正を重ねながら、感染拡大を防止しつつ学校運営を進めました。

その他詳細については、「取組実施状況(教育委員会事務局)」や、下記のページをご参照ください。

● [市立学校] 新型コロナウイルス感染症への対応について https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000115490.html

保育所や幼稚園等における取組として、保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の 減免を実施した他、保育所等の入所を希望する保護者等へ「保育所等の動画閲覧サイト」で確認 頂いたり、幼稚園の事務担当者向け説明会やこども子育て支援新制度説明会をウェブ開催するなど の対応を行いました。

子どもを持つ家庭への支援としては、市独自の給付支援や、国との連携による「ひとり親世帯臨時特別給付金」や「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を行いました。

その他詳細については、「取組実施状況(こども未来局)」や、下記のページをご参照ください。

●新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の対応について https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000116506.html

# 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

## 3 災害対応

コロナ禍においても、風水害等の自然災害が発生すれば避難所等を開設し、大勢の避難者が同一場所で過ごすことになることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を考慮した避難所運営のあり方が求められました。

本市としましては、国等からのコロナ禍での避難所運営ガイドライン等の情報を参考にしつつ、川崎市健康安全研究所等と連携するなど、コロナ禍における避難所運営マニュアルを作成し、災害発生に備えました。

その他の取組や詳細については、下記のページをご参照ください。

- ●新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難について https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000117391.html
- ●感染症対策ポケットガイド「みんなで考えよう!避難所で気をつけること」 https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000126734.html
- ●感染症対策に配慮した避難所運営を動画で公開(多摩区役所) https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000132828.html

新型コロナウイルス感染症の発生状況下における避難所運営方法について検討し、進捗管理を可能とするために東京大学生産技術研究所と連携して実証実験等も行い、BOSS(災害対応工程管理システム)を作成した。

# 7 感染拡大防止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、フェーズ1の期間中は、マスク着用や消毒の徹底、3密回避などが求められました。この時は、医療機関のみならず一般家庭等でもマスクや消毒液等の需要が高まり、国内外で品薄となり、入手困難になるなどの混乱が発生しました。そうした中でも、感染拡大を防ぎ、業務を継続するため、マスクや消毒液等の確保(調達)に努めるとともに、市民の方々や企業等からの寄付等も活用しました。

フェーズ 2 以降は、感染予防対策としてワクチン接種事業が開始され、健康福祉局を中心とした体制のもと、医療機関等と連携し、集団接種会場の運営やワクチン管理などの取組を進めました。

※「保健所対応・医療対策」の分野・視点については、健康福祉局がとりまとめ、別途公表します。

## 1 医療・保健衛生体制の確保等

## ○初期の感染対策用品の品不足について

コロナ禍の初期は、国内でマスクや消毒液等が不足する状況で、価格の高騰や商品転売などが社会問題となりました。そのため、フェイスガードや飛沫飛散防止板など、自作が可能なものについては、職員が工夫を凝らしながら作成するなど、必要な対策を講じました。

## ○感染対策用品の寄付・庁内配布等の調整等

感染対策用品を市民の方々や地元企業等からの寄付や職員用備蓄マスクからの供出により、重 篤化リスクの高い方々と接する機会の多い部署での活用や、市内の医療機関、高齢者福祉施設等 への提供につなげました。

## ○感染対策車両による搬送

感染の疑いのある方及び患者のうち、医療機関までの移動手段が確保できない方々を対象として、 専用車両による搬送を実施しました。

# 7 感染拡大防止

## 2 ワクチン接種

感染拡大防止策として、国や県等と調整しながら、本市におけるワクチン接種事業を実施しました。 ここでは、接種事業に付随した対応や、接種会場確保等について記載します。 ワクチン接種事業の全体については、別途、「各部の取組状況(健康福祉局)」をご参照ください。

## ○接種会場運営訓練の実施

厚生労働省との共催により、令和3年1月に全国に先駆けて市内医療関係団体の協力による接種会場運営訓練を実施しました。

## ○集団接種会場の確保対応

多数の市民にワクチン接種していただくために集団接種会場を設置・運営する必要があり、当初は 各区の市民館を会場として運営を行いました。その後、接種対象者が高齢者以外にも拡大するなど により、より大規模な接種会場が必要となりました。

市内での大規模接種会場として、民間の会場を確保する必要があり、「新百合トウェンティワン」、「NEC玉川ルネッサンスシティホール」、「武蔵小杉タワープレイス」、「川崎日本生命ビル」の借り上げについて調整し、市内医療関係団体等との連携により運営を実施しました。



新百合トウェンティワン北部接種会場の様子



NEC玉川ルネッサンスシティホール大規模接種会場の様子

# 7 感染拡大防止

## ○高齢者施設等の従事者への接種機会の提供

令和3年5月から9月まで、市立看護短期大学及び川崎看護専門学校に高齢者施設等の従事者専用接種会場を設置し優先的に接種機会を提供しました。

## ○ワクチンロス対応

集団接種会場等におけるワクチン接種実施の際に、ワクチンの不使用廃棄(いわゆるワクチンロス)をどう防ぐかという課題がありました。

当時全国的にワクチン供給量が需要に追い付かず、ワクチンは一本でも貴重な状況でありました。ワクチン1瓶(バイアル)で複数人数分封入されており、使用する際には、ワクチンを生理食塩水により希釈し、複数に分けて注射するという処理をしていたため、集団接種会場の運営時間が終了に近くなると、残りの接種者人数に合わせて調整を慎重に行っても、最終的にワクチンの本数と接種者人数が合わなくなり、余った分が「ロス」となるものでした。

このロスを防止するため、可能な限りで各接種会場に参集可能な、事業継続に必要な市職員から優先的に声掛けを行い、余り数に応じた接種実施を行うことによりワクチンロスを防止する取組を実施しました。

ワクチンロスについては、別途、ワクチンを冷凍保管するフリーザの不具合等によりロスが生じるなどもありましたが、各接種会場のフリーザや冷蔵庫の機器に温度監視システムを導入し、アラートが出た際には夜間でも職員が駆けつける体制を取るなど、可能な限り対応しました。また、施設が停電した場合に備えた連絡体制、電源確保の体制を電力会社と調整しました。

# 8 おわりに

令和5年5月8日の類型変更に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止となり、今後発生しうる新たな感染症や様々な危機事象等への対応などに今回の経験を活かすためには、この対応事例を記録するとともに、課題等を共有していくことが必要となります。

この感染症は、経験したことのない未知の危機事象であり、都度発生する様々な事態への判断・対応が求められる厳しい局面が多々存在し、情報共有の難しさ、意思疎通の大切さを感じるとともに、様々な情報が飛び交う中で、各事業実施主体がそれぞれに判断を求められ、迅速性を優先することによりエビデンスに基づかない行動や混乱も見られました。

こうした経験の中で得た、物事を俯瞰して見るバランス力や柔軟性等、自分たちの限界を理解しながら適切な判断や決断につなげることを学んだところであり、その様な時には一度立ち止まり、勇気をもって判断することを心がけ、今回は、それぞれの分野で知見を有する多種多様な人材が協力・連携しあいながら、迅速な判断に繋げていく「チーム川崎」としての体制・組織作りが有効でありました。

しかしながら、国による広域的な対応の中には、詳細が決まらぬまま学校が一斉に休校するなど、現場が混乱することもあり、さらに、医療や保健福祉の様々な施策の実施に際し、県との調整に時間を要するケースがあったこと、また、対処療法的な突然の通知の発出により現場が混乱する事象も生じました。

このたびの教訓から、本市では指定都市の責任において、自身が有するリソースを最大限に活用し、迅速性を確保しながら、適切なタイミングで対処することで、地域の実情に即した展開が可能になると考え、今後に活かしていくためにも、「チーム川崎」として一体的な組織運営を推進するとともに、指定都市としての役割や責任の明確化に向け、さらに議論を深めてまいります。

# 9 関連資料

本報告書に関連した、主なコロナ対策関係資料はこちらです。(市HPに掲載中)

- ●新型コロナウイルス感染症 <現行最新情報> https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/22-5-15-0-0-0-0-0-0.html
- ●【アーカイブ資料】川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議について https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116182.html
- ●【アーカイブ資料】新型コロナウイルス感染症に対する本市行政運営方針について https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000117860.html
- ●【アーカイブ資料】新型コロナウイルス感染症に対する市民の皆さまへのメッセージ https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116258.html
- ●【アーカイブ資料】新型コロナウイルス感染症への各局(室)区の取組実施状況 https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000158930.html

# 9 関連資料

- ●川崎市新型インフルエンザ等対策関連情報 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000032892.html
  - 1 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画
  - 2 インフルエンザ関連資料
- ●地方創生臨時交付金活用事業(国R2年度予算)の実施状況及び効果検証の結果
- ●地方創生臨時交付金活用事業(令和3・4年度国予算分)の実施状況及び効果検証の結果 については、本報告とともに下記のページに掲載しています。

https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116182.html

本報告書に関連した、他機関(国・県等)の資料はこちらです。(外部リンク)

●新型コロナウイルス感染症 神奈川県対応記録(保健医療編) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/archive/records.html

# 対策本部

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○準備会議の実施《危機管理室、健康福祉局》

・新型コロナウイルスに関する危機対策庁内連絡会議を実施し、全庁的な情報共有および体制の確認を行った。(R2/1/28)

## ○市対策本部の設置

・川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。(R2/1/31)

## ○第1回対策本部会議の実施(R2/2/5)

- ・新型コロナウイルスへの備えや本市の取組について共有した。
- ・市長により、各局区による情報収集や外国人市民を含めた情報提供や啓発の実施、感染拡大が生 じた際の業務体制の確認を行うよう指示された。

## ○第2回対策本部会議の実施(R2/2/18)

・本市の医療体制や各局区の取組状況の共有を図ったほか、イベントの実施について、現時点では 自粛しないこととした。

## ○第3回対策本部会議の実施(R2/2/25)

・通勤時等における感染拡大防止への対応について決定し、本市の医療体制や各局区の取組状況、 イベント実施における注意点について情報共有を図った。

## ○第4回対策本部会議の実施(R2/2/28)

・市立学校の臨時休業措置についての方針を決定した。

## ○第5回対策本部会議の実施(R2/3/3)

・本市の医療体制や市立学校、わくわく、子ども文化センター等の運営、各局区の取組について情報共有した。

## ○第6回対策本部会議の実施(R2/3/6)

・社会福祉施設へのマスクの提供や本市の医療体制についての情報共有を図るとともに、イベント の自粛期間の延長を決定した。

#### ○第7回対策本部会議の実施(R2/3/13)

・本市の医療体制や各局区の取組についての情報共有を行うとともに、本市が備蓄する職員用マス クの配布方針を決定した。

## ○第8回対策本部会議の実施(R2/3/23)

・本市の医療体制や各局区の取組についての情報共有を行うとともに、自粛期間の長期化による本 市の課題を共有した。併せて、市長より、イベント自粛期間終了に伴い、イベント実施にあたっ ての考え方を示すよう指示された。

## ○第9回対策本部会議の実施(R2/3/27)

・本市の医療体制についての情報共有を行うとともに、イベント実施にあたっての本市の考え方を示す中で、改めて市長より、大規模なイベントは自粛の継続を図るとともに、3要素が重なる場の回避や不要不急の外出を避けるよう指示された。

## ○第10回対策本部会議の実施(R2/4/1)

・本市の医療体制についての情報共有を行うとともに、緊急事態宣言時のBCP発動に関する本市 の考え方(案)を示し、各局区に確認を求めた。

## ○第11回対策本部会議の実施(R2/4/7)

・緊急事態宣言に伴う本市の業務体制の確認を行うとともに、医療体制や各局区の取組状況についての情報共有を図った。

#### ○第 12 回対策本部会議の実施

・対策本部会議を実施し、本市の医療体制および各局区の取組についての情報共有を図ったほか、 緊急事態宣言下における本市行政運営方針について、各局区の取組状況や課題の把握を行った。 (R2/4/14)

#### ○川崎市業務継続計画(BCP)の発動

・政府が全ての事業者等に対し出勤者の7割削減を求めていることを踏まえ、本市としても感染症のまん延防止に向け、可能な限りの出勤者削減に最大限取り組む必要があることから、各局区による電子決裁および本部長指示により、BCPを発動した。(R2/4/17)

## ○第13回対策本部会議の実施(R2/4/21)

・本市の医療体制、市内経済の状況及び税収への影響等、BCPの発動、各局区の取組についての 情報共有を図った。

#### ○第14回対策本部会議の実施(R2/4/30)

・本市の医療体制、川崎市緊急経済対策の策定、緊急事態宣言下における本市の対応、新型コロナウイルス対策に関する各局区の対応状況、市立学校における臨時休業期間の暫定的延長についての情報共有を図った。

## ○第15回対策本部会議の実施(R2/5/7)

・緊急事態宣言延長に伴う本市の対応について決定した。

## ○**第 16 回対策本部会議の実施**(R2/5/15)

・本市の医療体制、川崎市緊急経済対策の改定についての情報共有を図った。また、緊急事態宣言 下における本市の対応(緊急事態宣言の解除に向けての検討事項)について決定した。

## ○第17回対策本部会議の実施(R2/5/21)

・本市の医療体制について情報共有し、緊急事態宣言解除後の対応(市立学校の再開、公共施設等の再開)、BCPの解除についての方針を決定した。

## ○第 18 回対策本部会議の実施(R2/5/25)

・緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針を決定した。

## ○第19回対策本部会議の実施(R2/6/9)

・川崎市緊急経済対策の改定、本市の経済状況についての情報共有を図った。

## ○第 20 回対策本部会議の実施(R2/7/7)

・本市の医療体制、複合災害への備え、ワンストップ型臨時経営相談会場の設置、本市の経済状況 について情報共有を図った。

## ○第21回対策本部会議の実施(R2/7/29)

・本市の医療体制、複合災害へ向けた取組、各局区の取組についての情報共有を図った。

#### ○第 22 回対策本部会議の実施(R2/8/18)

・本市の医療体制、市内経済状況及び税収への影響、川崎市緊急経済対策の改定について情報共有 を図った。

#### ○第 23 回対策本部会議の実施(R2/9/15)

・本市の医療体制、各局区の取組、イベント開催制限のあり方について情報共有を図った。

## ○第24回対策本部会議の実施(R2/10/20)

・本市の医療体制、市内経済状況及び税収への影響について情報共有を図った。

## ○第25回対策本部会議の実施(R2/11/6)

・本市の医療体制、市内経済状況及び税収への影響、各局区の取組について情報共有を図った。

#### ○第 26 回対策本部会議の実施(R2/12/22)

・本市の医療体制、年末年始の執行体制について情報共有を図った。

## ○第27回対策本部会議の実施(R3/1/7)

・本市の医療体制、国県等の状況に伴う準備について情報共有を図った。

## ○第 28 回対策本部会議の実施 (R3/1/12)

・本市の医療体制、ワクチンの接種体制について情報共有を図った。

## ○第29回対策本部会議の実施(R3/1/28)

・本市の医療体制、ワクチン接種、市内経済の状況及び税収への影響、川崎市緊急経済対策の改定 について情報共有を図った。

## ○第30回対策本部会議の実施(R3/2/3)

・本市の医療体制について情報共有し、緊急事態宣言下における本市行政運営方針を決定した。

## ○第31回対策本部会議の実施(R3/2/16)

・本市の医療体制、ワクチン接種、市内経済の状況及び税収への影響、川崎市緊急経済対策について情報共有を図った。

## ○第32回対策本部会議の実施(R3/3/5)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、緊急事態宣言下における本市行政運営方針 を決定した。

## ○第33回対策本部会議の実施(R3/3/19)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、緊急事態宣言解除後における本市行政運営 方針を決定した。

#### ○第34回対策本部会議の実施(R3/3/31)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、本市行政運営方針を決定した。

#### ○第35回対策本部会議の実施(R3/4/14)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、低所得の子育て世帯への生活支援給付金の 支給について決定した。

## ○第36回対策本部会議の実施(R3/4/19)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営 方針を決定した。

## ○第37回対策本部会議の実施(R3/5/10)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本 市行政運営方針を決定した。

## ○第38回対策本部会議の実施(R3/5/28)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本 市行政運営方針を決定した。

## ○第39回対策本部会議の実施(R3/6/18)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本 市行政運営方針を決定した。

## ○第 40 回対策本部会議の実施(R3/7/9)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本 市行政運営方針を決定した。

## ○第41回対策本部会議の実施(R3/7/30)

・本市の医療体制について情報共有し、緊急事態宣言下における本市行政運営方針を決定した。

## ○第42回対策本部会議の実施(R3/8/17)

・本市の医療体制、市内経済の状況及び税収への影響、新型コロナウイルス感染症対応について情報共有を図った。

## ○第43回対策本部会議の実施(R3/8/31)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、緊急事態宣言下における本市行政運営方針 を決定した。

## ○第44回対策本部会議の実施(R3/9/30)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、緊急事態宣言解除後における本市行政運営 方針を決定した。

## ○第 **45** 回対策本部会議の実施(R3/12/24)

・本市の医療体制、第6波に備えた保健所体制、ワクチン接種、子育て世帯への臨時特別給付金給付 事業、新型コロナウイルス対策に関する各局区の取組について情報共有を図った。

#### ○新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知発出

・今後の感染拡大状況によっては、職員の出勤率低下を理由とする、川崎市業務継続計画(BCP)の発動も想定され、必要な市民サービスの継続のためにはオミクロン株の感染力の強さを考慮した速やかな対応が求められることから、体制確保に向けた検討及び感染防止対策の徹底について全庁あて通知した。(R4/1/7)

#### ○第46回対策本部会議の実施(R4/1/20)

・本市の医療体制、ワクチン接種について情報共有し、まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営 方針を決定した。

## ○第47回対策本部会議の実施(R4/2/10)

・本市の医療体制、ワクチン接種、市内経済状況及び税収への影響、川崎じもと応援券(第3弾) などの事業実施について情報共有し、まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針を決定し た。

## ○第 **48** 回対策本部会議の実施(R4/3/17)

・本市の医療体制について情報共有し、まん延防止等重点措置の終了に伴う本市行政運営方針を決 定した。

## ○第49回対策本部会議の実施(R4/5/19)

・本市の医療体制、市内経済の状況及び税収への影響、新型コロナウイルス対策に関する各局区の取 組について情報共有し、新型コロナウイルス感染症対応を決定した。

## ○第50回対策本部会議の実施(R4/8/9)

・本市の新型コロナウイルス感染状況等、市内経済の状況、新型コロナウイルス対策に関する各局区 の取組について情報共有し、新型コロナウイルス感染症対応を決定した。

## ○第51回対策本部会議の実施(R4/10/4)

・エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対応について決定した。

#### ○第52回対策本部会議の実施(R4/11/10)

・本市の新型コロナウイルス感染状況等、市内経済の状況、新型コロナウイルス感染症対応(案)、 行政運営方針の見直し、新型コロナウイルス対策に関する各局区の取組について情報共有を図っ た。

## ○第53回対策本部会議の実施(R5/2/10)

・本市の新型コロナウイルス感染状況等、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等、ワクチン接種状況について情報共有を図った。

#### ○第54回対策本部会議の実施(R5/4/28)

・本市の新型コロナウイルス感染状況及び5類移行に伴う留意事項、新型コロナウイルス感染症の 感染症法上の位置付けの変更に伴う本市の対応、5類移行に係る市民向け広報について情報共有 を図った。

## ○市対策本部の廃止

・川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。(R5/5/8)

# 総務企画局

更新日:令和5年5月19日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○瀋陽市へのマスクの提供

・瀋陽市からの依頼に基づき、本市職員向け備蓄のうち余剰分の8万枚を提供した。(R2/1/31)

## ○市HPによる広報

・イベント中止に関する情報を市HPの緊急情報として表示した。(R2/2/27)

#### ○広報チラシの配布

- ・総務省からの通知に基づき、各局区に対し、手洗いや咳エチケットに関するチラシを各局区の施設 で掲示するよう依頼した。(R2/2/7)
- ・併せて、市民活動推進課に対しては町内会への周知を、教育委員会生涯学習推進部に対しては図書館等への掲示を、健康福祉局に対しては高齢者施設等への掲示を依頼した。(R2/2/7)

#### ○Twitter による広報

・シティプロモーション Twitter にて、イベント中止・延期に関する情報、施設の休館等に関する情報、感染予防に関する情報、感染症コールセンターに関する情報及び詐欺被害への注意喚起、市内の感染患者の発生状況等、市民生活に関係する周知・啓発を随時行った。(R5/5/7)

## ○職員の健康管理について周知依頼

・職員の健康管理として、厚生労働省の資料を基に、感染予防や相談・受診の目安について各局等安全衛生担当課へ周知した。(R2/2/19)

## ○時差勤務等の活用を周知

・感染拡大防止の観点から、通勤時の混雑緩和等の対策として、時差勤務制度を前倒しで実施する とともにサテライトオフィスやテレビ会議システムの活用を各局区室に通知した。(R2/2/25)

## ○指定管理者制度導入施設における対応に関する通知

・指定管理者が実施するイベント等の延期又は中止の可否の検討、利用料金に係る今後の対応について、各局区庶務(企画)課を通して指定管理者制度導入施設所管課に通知した。(R2/2/27)

#### ○主要出資法人等のイベントの取扱いに関する通知

・本市のイベント自粛に関する通達を参考に、主要出資法人等が主催するイベントについても、延期 又は中止の可否を検討できるよう各法人への周知を所管局に通知した。(R2/2/27)

## ○職員の服務の取扱いを周知

- ・職員や家族が罹患した場合等の服務の取扱いについて、各局区室に通知した。(R2/2/28)
- ・海外渡航から帰国した職員の服務の取扱い等について、各局区室に通知した。(R2/3/30) ※上記通知を廃止(R3/10/1)
- ・「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」等を踏まえた庁内応援・勤務体制の考え方に関する 服務取扱い等について、各局室区に通知した。(R2/4/15)
  - ※上記通知を廃止(R2/5/25)
- ・業務継続計画の発動を踏まえた職員の勤務体制について、各局室区に通知した。(R2/4/17) ※上記通知を廃止(R2/5/25)

## ○サテライトオフィスの新設及び附属機関等でのテレビ会議の取扱いを周知

- ・中原区役所へのサテライトオフィスの設置及び附属機関・懇談会等にテレビ会議で出席できる条件 を各局区室に通知した。(R2/3/2)
- ・新型コロナウイルスに罹患した場合に重症化の懸念等がある職員の在宅勤務の取扱いについて、各局区室に通知した。(R2/4/10)

## ○職員が罹患した場合等の対応を周知

・具体的な事案が生じた場合の対応の参考として各局室区に通知した。(R2/3/10)

#### ○瀋陽市からの防護服の受領

・瀋陽市からのプッシュ型支援として、防護服 1,000 着を受領した。(R2/3/11)

#### ○新型コロナウイルス感染症に関する九都県市首脳による緊急テレビ会議の開催

・各都県市首脳間による情報交換・意見交換を行うとともに、住民に向け、九都県市による緊急メッセージを発表した。(R2/4/1、4/9)

#### ○喫煙場所における対策について依頼

・喫煙場所の取扱いについて、各庁舎の利用実態に応じ、一定期間の閉鎖、利用人数の制限等の適切 な措置を講じるよう、各施設管理者に依頼した。(R2/4/17)

#### ○LINE による広報

・川崎市 LINE 公式アカウントにて、感染予防に関する情報や学校の休業情報、市長の緊急コメント等、現在まで合計 8 回情報発信を行った。

## ○市職員が体調不良となった場合の対応等を周知

・風邪症状がある場合の対応について、「必ず出勤しないこと、また、職場への復帰については発症日から8日間かつ症状消失日から3日間を経過してからとすること」をあらためて周知した。

(R2/7/17,R4/3/22) ※上記通知を廃止(R4/11/18)

- ・業務後の多人数での会食や飲み会を避けること等、職場等における新型コロナウイルス感染防止について通知した。(R2/7/30)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種と接種に伴う副反応が発生した場合に係る職員の服務取扱いについて通知した。(R3/6/2)
- ・市内新規陽性者数が急増していることから、あらためて職員の接触機会の低減の取組を徹底するよう、通知した。(R3/7/29) ※上記通知を廃止(R4/1/24)
- ・緊急事態宣言解除後における職員の感染防止対策の継続などについて通知した。(R3/10/01) ※上記通知を廃止(R4/1/24)
- ・濃厚接触者に係る待機期間の取扱い等について通知した。(R4/2/2,R4/7/25)
- ・まん延防止等重点措置の終了に伴う職場での感染拡大防止対策の継続等について通知した。 (R4/3/22) ※上記通知を廃止(R4/11/18)
- ・風邪症状がある場合の対応について、内容変更を変更し、「必ず出勤しないこと、また、職場への 復帰については医療機関等による検査(厚生労働省承認の抗原検査キットによる検査を含む)に より陰性を確認し、かつ、風邪症状が消失した場合には出勤可能とすること」を通知した。 (R4/9/15)
- ・With コロナに向けた職場での感染拡大防止対策の継続等について通知した。(R4/11/18)
- ※上記通知を廃止(R5/2/24)
- ・本市行政運営方針の改正等に伴うマスク着用の考え方等について通知した。(R5/2/24)

#### ○市民が必要とする情報を市長等が伝える動画の配信

- ・新型コロナウイルス感染状況や市の取組など、市民が必要とする情報を市長や職員が説明する内容を、「YouTube 川崎市チャンネル」へ掲載し市 HP での公開を開始(R2/4/24)。5 月までほぼ毎日配信し、6 月は1 本配信した。7 月から配信を再開し、10 月 8 日まで週1 本程度で配信した。(R2/10/8)
- ・その後も感染状況を見ながら配信を継続し、開始以降、合計55本の動画を配信した。

#### ○市政だよりや SNS を活用した広報

・陽性者等の状況について、発生以来毎日 Twitter 等での周知を実施したほか、ワクチン接種に関して、市政だより表紙及び4-5 面での周知や SNS での周知を実施した。

## ○「かわさき市政だより」の配布方法の変更

	1日号	21 日号	備考
~令和2年4月	町内会・自治会等配布	新聞折込	
令和2年5月~	発行休止	新聞折込	感染拡大防止のため
令和2年9月~	新聞折込	新聞折込	
令和 2 年 12 月~	業者ポスティング	新聞折込	
令和3年5月~	ポスティング(一時的な措置)		市政だよりを効果的に発行し、
			多くの市民に市政情報を伝える
			ため、1日号に統合し、月1回
			発行に
令和4年9月~	町内会・自治会等配布と業者ポスティングの併用		

## ○在籍出向による民間企業人材の受入及び失業者等を対象とした会計年度任用職員の任用

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、雇用の維持が困難となった民間企業の人材を会計年度任用職員として受け入れた。(受入人数17名)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業者等から雇止めを受けた失業者や経済状況が悪化した ひとり親などを対象とした会計年度任用職員の求人を行った。

(任用人数 令和 2 年度任用開始 22 名、令和 3 年度任用開始 14 名)

## ○「職場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン・取組事例集」の作成

・職場における感染拡大防止対策を実施する際のガイドライン及び各職場での取組みを紹介した事例 集を作成し、庁内に周知した。(R2/11/24)

## ○職場における感染拡大防止に向けた物品の配布

・第5波において職員の陽性者が増加したことを踏まえて、飛沫感染防止のため、打合せスペースや 休憩室等での使用を想定したパーテーション等を庁内に配布した。(R3/11)

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。(R4/1/14)

## (1)接触機会低減、職場内感染防止対策など

- ・時差勤務の活用
- ・在字勤務の活用
- ・局長説明時の人数制限の再徹底
- ・研修、市民向けイベントの中止、又はオンラインへの切替え
- ・会議等を書面実施へ切替え
- ・外部の方との打合せをオンラインへ切替え
- ・バス利用が必要な職場における、混雑時間帯の乗車回避(時間をずらす、徒歩に切替えるなど)

- ・同じ職場の職員同士で昼食をとることを控える。昼食の分散取得(時間、場所)など。
- ・全庁に定期的な換気を促すため、庁内放送を1日1回から4回(午前2回、午後2回)に増やした。
- ・次年度契約に係る入札公告の公示審査が集中し、多くの職員が来課する(と想定される) 1月 25日、2月 10日、同 25日の対応について接触機会低減の検討を行い、1月 14日に全庁周知。

## (2) 体調管理

- ・出勤時の体調確認 (検温等) の再徹底
- ・風邪症状がある場合、休みを取りやすくするよう職場へ再周知(無理しない。医療機関を受診する。)

## (3) 勤務体制関係

- ・答弁調整におけるマイクロソフト「teams」の活用
- ・業務の優先順位の確認。テレワーク用 PC がなくても在宅で行える業務の検討を実施予定
- ・年度末までの業務を洗い出し、優先順位をつけた。また、部内で応援体制が組めるよう、業務内 容等の確認を行った。
- ・係内の業務マニュアルを最新版に更新(出勤できない同僚を別担当がフォローできるよう)
- ・守衛の勤務ローテーション見直し 通常時は業務平準化のため、第2庁舎、第3庁舎と庁舎を跨いだ勤務ローテーションを組んでいたが、庁舎ごとの勤務体制とし、感染リスクを低減させるよう体制を変更した。(R4/1/17~R4/2/10)
- ・運転手のリスク分散 専用車運転手の控室を2室に分けることにより、「全員感染」のリスク分散を図った。(R4/1/17~R4/3/22)

#### ○濃厚接触者となった職員の待機期間短縮に用いる抗原定性検査キットの配布

・濃厚接触者となった職員の早期の職場復帰が必要となった場合に備えて、待機期間の短縮に必要と なる検査を行うための抗原定性検査キットを庁内に配布した。(R4/2/7)

# 財政局

更新日:令和5年2月28日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○緊急的な財政対応に向けた準備

・新型コロナウイルス感染症への対応のため予算が必要となった場合は、必要な財政措置の対応を 行うため、速やかに連絡するよう各局区室に通知した。(R2/1/31)

## ○市民税・県民税申告書の提出期限の延長

・令和2年度分の申告書の提出期限を、令和2年4月16日まで延長することとした。(R2/2/28)

## ○入札時における入札書の応札方法について

・入札室に入札者が一堂に会することによる感染拡大を防止するため、3月31日まで、物品契約入 札書の応札方法を ①電子入札 ②入札室持参後すぐ退室 ③契約課へ事前に持参 ④書留郵便 と選択肢を増やし対応する旨、事業者へ連絡した。(R2/2/28)

#### ○入札手続に係る対応について

- ・感染拡大防止のため、電子入札・持参・郵送等の対応について事業者に周知した。 (R2/2/28、R2/3/2)
- ・国からの通知を踏まえ、入札手続に係るヒアリング実施等の対応方法を庁内に周知した。 (R2/3/6)

#### ○自所属入札の執行について

・自所属で執行する委託契約・物品契約について、書留郵便を可とし、併せて密室入札の回避等を 通知した。(R2/3/2)

## ○工事及び業務の一時中止措置等への対応

・国土交通省からの通知に基づき、感染症拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について、工事・委託登録業者、業界団体及び庁内各局へ、措置に係る対応について通知した。 (R2/3/2、3/12、3/23、4/8、5/7、5/15、5/27、R3/1/8、4/12、4/23、4/28、5/18、6/3、6/23、7/16、8/5、8/23、9/15、10/5、R4/1/24、2/15、3/8、3/23)

#### ○緊急事態宣言を踏まえた業務委託契約の対応

・「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」が示されたことに伴い、本市主催のイベントの中止 や各種施設の閉鎖が実施され、各種契約業務への影響がある場合の基本的な対応方法について、 庁内各局に通知した。(R2/4/24)

## ○公共施設の使用料に関する取扱い

・イベント自粛に関する通達を受け、本市公共施設の利用にあたって、新型コロナウイルスを理由 とした利用中止による使用料(利用料金)の取扱いについて、各局区室に通知した。 (R2/2/27、期間延長 R2/3/6)

## ○市内中小企業者への優先発注の徹底の周知

・発注に当たり、より一層の市内中小企業者への受注機会の増大に努め、優先発注に取組むとともに、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」に基づく優先発注について徹底するほか、出資法人、PFI事業及び指定管理施設においても本市と同様に取組むことを周知徹底するよう、庁内各局に通知した。(R2/3/25、8/28、10/23、R3/2/12、7/8、10/7、R4/3/8、5/9、12/14、R5/2/3)

## ○中小企業・小規模事業者に対する支払いの早期化について周知

・神奈川県知事からの依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する支払いの早期化について、庁内各局に通知した。(R2/4/24)

## ○市税の猶予制度に関する報道発表

・市税における猶予制度について報道発表するとともに、市 HP に資料を掲載した。(R2/3/26)

#### ○市税事務所等の一部の窓口に透明間仕切を設置

・飛沫感染防止のため、市税事務所及び市税証明発行コーナーの一部の窓口に**透明間仕切**を設置した。(R2/4/10)

#### ○公有財産の使用料・貸付料に関する取扱い

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応のために本市施設を閉鎖した際の公有財産の使用料及び貸付料の取扱いについて、各局区室に通知した。(R2/4/15、R2/4/20 再通知)

#### ○徴収猶予の「特例制度」の適用状況(令和2年4月30日から適用開始)

- · 適用件数 3,179 件
- ・適用税額 1,311,811 千円(県民税を含む)※令和4年3月末現在の累計

#### ○市税証明書の交付手数料の免除適用状況(令和2年4月30日から適用開始)

・適用件数 12,085 件(行政サービスコーナー等を含む)※令和3年12月末現在の累計

## ○幸区役所応援の取組

- ・幸区役所と協議を行い、応援を行う業務内容について確認した。データのやり取りについて、特殊 共有フォルダを使用し、各部の執務室で作業を行うことを決定した。(R3/12/23)
- ・幸区役所職員が、財政局本庁各部の応援業務のコアとなる職員に向けて説明会を行った。(R3/1/7)
- ・財政局本庁職員が幸区役所の新型コロナウイルス感染症業務のうち、データ入力の業務について、 応援を開始した。(R4/1/11~3/6)

## ○局内連絡体制の再周知

・体調不良により、出勤を見合わせる場合等における、局内連絡体制の再周知及び服務の取り扱いについて通知を発出した。(R4/4/25、R4/10/4)

## ○市民税・県民税申告書の郵送での申告手続の推奨

・感染症対策の観点から、窓口へ来訪の必要のない郵送での申告手続を推奨するため、市民税・県民 税申告書に、提出用封筒(切手不要)を同封し送付した。(R4/2/7)

## 〇市民税・県民税の申告期限等の簡易な方法による延長申請について

・感染症の影響により、所得税の確定申告の期限について、簡易な方法により延長可能とされたことを踏まえ、市民税・県民税等の申告書の提出においても、簡易な方法により申告期限の延長を申請できることとした。(R4/2/25)

# 市民文化局

更新日:令和5年5月19日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○各種証明書の交付手数料の免除適用状況(令和2年5月15日から適用開始)

- ・適用件数 32,191件(行政サービスコーナー等を含む)
  - ※令和5年4月末現在の累計(参考)18,042件(R2)7,702件(R3)6,447件(R4)

## ○特殊詐欺被害防止のため、迷惑電話防止機能を有する機器の設置促進

・迷惑電話防止機能を有する機器を購入し、原則として 70 歳以上の市民を対象とした無償貸与を実施し、これまでの特殊詐欺の手口に加えて、新型コロナウイルス感染症に関連した手口からの被害の防止を図る。令和 2 年度に 970 台、令和 3 年度に 750 台の貸与を実施し、令和 4 年度においても 750 台を購入し、申込者に貸与を行っている。(令和 5 年 3 月末時点での貸与実績数:750件)

## ○スポーツ大会等の感染防止対策への支援

・スポーツ関係団体が大会等を再開する際に、感染症拡大防止対策に必要となる物品(非接触型体温計、手指消毒剤等)を購入するための経費を、(公財)川崎市スポーツ協会を対象に補助金として支出した。

## 令和2年度

- ※補助金交付要綱制定(令和2年7月1日付)、スポーツ協会への補助金交付(令和2年度実績 1,780,355円)
- ※市スポーツ協会にて、当面の支援に必要な量の感染防止対策用物品を購入(令和2年7月下旬)
  - 以降、スポーツ関係団体の申請に基づき、大会開催に必要となる感染防止対策用物品を配布 令和3年度
- ※スポーツ協会への補助金交付(令和3年度実績872,960円)
- ※市スポーツ協会にて、当面の支援に必要な量の感染防止対策用物品を購入(令和3年5月下旬)

以降、スポーツ関係団体の申請に基づき、大会開催に必要となる感染防止対策用物品を配布

## <配布実績>

<b>公印った</b>	나노 선수 때가선수 다 나왔다.
令和 2 年	サッカー協会、野球協会、陸上競技協会、ハンドボール協会、ソフトテニス協会
7月中旬	
令和 2 年	新日本スポーツ連盟(市後援事業主催者)
8月19日	
令和2年	スポーツ協会、障害者スポーツ協会、ソフトボール協会、ゴルフ協会、テニス協
8月下旬	会、ラグビーフットボール協会、クレー射撃協会
令和 2 年	トライアスロン協会、バレーボール協会

9月中旬	
令和2年	
9月下旬	
令和2年	
10月上旬	字冰励云、则迫连盆、读八封冰励蕺云(川发拔 <del>岁</del> 耒土惟有)、小水励云 
	マルギャカへ
令和2年	柔道協会
10 月中旬	
令和2年	体操協会
12月	
令和3年	ダンススポーツ連盟
3月	
令和3年4	陸上競技協会
月中旬	
令和3年4	アメリカンフットボール協会
月下旬	
令和3年	弓道連盟・テニス協会・野球協会
9月初旬	
令和3年	硬式野球協議会
10 月初旬	
令和3年	一輪車協会
12 月中旬	
令和4年	卓球協会・スキー連盟・スポーツ協会
3月下旬	

## ○スポーツセンター等の感染防止対策

- ・スポーツセンター等の一部利用再開に伴い、感染症拡大防止対策として、諸室に換気用の送風機を整備した。
  - ※対象 8 施設(各区スポーツセンター+石川記念武道館)に送風機計 130 台を配備(小型 40台、中型 21 台、大型 69 台)(令和 2 年 7 月下旬)

## ○活動の場が制限されている文化芸術の担い手等に対する支援(再掲含む)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、活動の場を制限されている文化芸術の担い手等を支援するとともに、市民が文化芸術に触れる機会を提供するため、「文化芸術活動奨励金」制度により、「Youtube 川崎市文化芸術応援チャンネル」で発信する文化芸術作品や子ども向けコンテンツ(動画)を募集し、奨励金を交付した(交付件数 247 件(588 人)。(令和 2 年 7 月 28 日から動画公開)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演や展示等を実施することが困難であったため、市内 の文化芸術活動を支援し、市内文化芸術施設の利用促進と市民の文化芸術を鑑賞する機会の増加を

図るために、令和3年度及び令和4年度において、文化芸術公演等の主催者に対し、会場使用料等の助成を行った。

(募集期間:令和4年3月15日~令和5年2月28日)

## ○フランチャイズオーケストラの活動機会の創出及び市民の音楽鑑賞機会の提供

- ・ミューザ川崎シンフォニーホールを会場に、市フランチャイズオーケストラ東京交響楽団による 無観客コンサートを計 3 回実施し、「ニコニコ生放送」において配信した。
- ・同楽団への寄付も同時に募り、来年以降に開催される同楽団主催公演のチケットについて、1 千 万円を上限に寄付金額と同額相当分の枚数を川崎市が購入するマッチングギフトコンサートとして実施する。(チケットは市民招待で活用)

(第1回:令和2年6月23日、第2回:令和2年6月28日、第3回:令和2年7月3日、※動画配信・寄付は令和2年9月30日まで)

## ○ミューザ川崎シンフォニーホールの空調設備の改修

・安全、安心な環境で音楽活動を行うために、ミューザ川崎シンフォニーホールの空調設備を改修。 令和3年3月末までに完了した。

## ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。
- (1) 区役所との連携に向けた取組
  - ・市民文化局の想定応援先である多摩区役所(総務課)に、体制の検討状況を確認した。(R4/1/7)
  - ・多摩区役所衛生課に令和4年1月25日から3月6日まで各日2名の応援を行った。(R4/3/6)

## (2) 局内の取組

・局部長連絡会において、通知内容及び多摩区役所の聴き取り内容等について情報共有を図った。 (R4/1/12)

# 経済労働局

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○中小企業支援

- ・新型コロナウイルスに関する市内中小企業支援として、融資や経営に関する「経営相談窓口」を 設置した。(R2/1/30)
- ・本市(海外ビジネス支援センター・金融課)、市産業振興財団、川崎商工会議所、市信用保証協会 に設置している「相談窓口」における相談件数 5件(R2/2/25)

2,518件(R2/4/12)

- ・3月初旬にタイ・バンコクで開催予定であった現地商談会の中止を決定した。(R2/2/20)
- ・国から「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への影響に係る緊急調査(セーフティネット保証 4 号適用に向けた特別調査)」の依頼があり、本市として「中小製造業等 10 社程度」と回答した。(R2/2/20)
- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業との取引に関する配慮について、県と連携して経済団体に要請を実施した。(R2/2/26)
- ・国のセーフティネット保証 4 号の指定を受け、本市の制度融資「災害対策資金」の制度拡充(融 資利率 0.9~1.6%固定金利、信用保証料を全額補助)を行った。(R2/3/2)
- ・国の緊急対応策第2弾「危機関連保証」発動に対応し、本市の制度融資「危機対策資金」を拡充 し、3月13日から認定の受付を開始した。(R2/3/13)
  - ※融資利率 0.9~1.6%固定金利、信用保証料を全額補助、災害対策資金と合わせて最大 5 億 6,000 万円まで利用可能
- ・金融課、溝口事務所におけるセーフティネット・危機関連保証等の認定件数は 166 件となっている。(R2/3/18)→ 810 件となっている。(R2/4/12)
- ・本市 (海外ビジネス支援センター・金融課・中小企業溝口事務所)、市産業振興財団、市信用保証協会に設置している「相談窓口」における相談件数は 3,206 件となっている。(R2/4/19)
- ・金融課、溝口事務所におけるセーフティネット・危機関連保証等の認定件数は 1,123 件となって ている。(R2/4/19)
- ・市内でテイクアウトやデリバリーができる飲食店の情報を積極的に発信するとともに、職員が率 先して昼食時のお弁当等を率先して購入する「もちかえりプロジェクト」を開始した。 (R2/4/20)

#### ○観光関連事業者への対応周知

・観光庁等からの通知に基づき、市内の主要な観光・宿泊施設や民泊事業者等に適切な対応等を依頼 した。(R2/2/4)

#### ○川崎競輪の開催縮小

- ・2月27日以降、本場での車券発売は実施せず、当面の間、無観客で開催(ミッドナイト競輪には 従来どおり実施)する。なお、他場が開催する競輪の場外発売は実施しない。(R2/3/3)
- ・本場開催については、6月19日より、場外発売については6月22日より再開。(R2/6/3)
- ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間中の開催・車券発売については、神奈川県実施方針等 により、無観客開催・場外発売の中止・営業時間短縮により対応した。

(令和4年1月21日からのまん延防止等重点措置期間中は、イベント等の時間短縮が神奈川県 実施方針等に規定されなかったため、時間短縮などの対応は行っていない。)(R4/2/2)

#### ○経営相談

- ・中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家による無料経営相談を市内3か所※で実施(ワンストップ型臨時経営相談会場のR2.7月設置
  - ※産業振興会館(南部)、コンベンションホール(中部)、川崎信用金庫登戸支店(北部) R2.9 月から産業振興会館に集約→R3.4 月から常設の経営相談窓口として継続実施
- ・雇用を守るための支援相談窓口の設置(社会保険労務士による無料電話相談)

## ○金融支援

- ・金融課・溝口事務所、市信用保証協会における融資相談件数 24,992 件(R5.5/7 時点)
- ・金融課・溝口事務所におけるセーフティネット・危機関連保証等の認定件数 14,087 件 (R5. 5/7 時点)
  - ※危機関連保証(R3.12/31 指定期間終了)
- ・信用保証料ゼロ・実質無利子の融資制度を R2.5 月に創設 8,475 件(R3.5 月融資実行分にて終了)

#### ○事業継続支援

・新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている市内の小規模事業者(全業種) の事業継続を支援するための給付金を交付(小規模事業者臨時給付金)※R2.8 月末終了

#### ○事業環境の整備

- ・テレワーク環境を新規導入、拡張する市内中小企業に対し、環境整備に係る設備導入、初期設定等に必要なコンサルティング費用を助成(テレワーク導入促進補助金 R2:66 件終了)
- ・「新しい生活様式」に対応した職場環境構築のために必要な設備(サーマルカメラ、アクリルパネル設置等)の導入等に対する助成(職場環境改善支援補助金 R2:149 件 R3:申請 594 件)
- ・海外への電子商取引に係る取組や海外事業者とのオンライン商談、海外展開に向けたデジタルコンテンツ作成等に対する支援
  - (コンテンツグローバル化促進事業補助金 R2:35 件、R3:25 件、R4:申請 19 件 R5.2/28 時点)

(グローバル展開支援事業補助金 R2~3:22件、R4:申請22件 R5.2.28 時点) (越境 E C 専門家相談件数 R2~R3:47件終了)

予防製品等の研究開発に取り組む市内中小企業等への支援

(越境 EC 等促進事業 R4.10~:31 社・R5.2.28 時点)・感染症に関わる検査や治療、感染症

(「新しい生活様式」対応研究開発補助金 R3:5件)

- ・ICT活用など「新しい生活様式」への対応に資する取組や医療分野等への新規参入、販路開拓などを支援(ポストコロナ型新分野参入促進事業 R3:10件)
- ・テレワークの促進と市内宿泊施設の支援を目的に、市内在住、在勤者(デイユース利用)や、県内在住者(宿泊利用)が市内宿泊施設でテレワークをする際の利用料金の補助を実施(市内宿泊施設テレワーク利用促進事業)(実施期間:デイユース利用R3.4.28-R4.2.28、R4.4.1-R5.2.28、宿泊利用R3.11.15-R4.2.28)
- ・感染拡大防止と経済活動の両立を図り、「新しい生活様式」に対応した働き方を促進する目的でテレワーク環境整備事業を実施し、産業振興会館にテレワークやオンライン会議等が実施可能な「かわさき生産性向上支援スペース SAKURA LABO」を R3.8 月開設

(延べ利用者数 6,406 名 R5.3/31 時点)

- ・リモートによる会議や商談等を行うための環境を整備するため、市の産業支援施設3施設にモニター等IT設備を令和3年2月設置(延べ利用件数1,636件R5.5.7時点)
- ・市内中小製造業等のデジタル化に向けて、デジタル技術に関するセミナー、専門家による伴走支援等を実施(中小製造業等デジタル化対応支援事業)

## ○商業・サービス業支援

・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すとともに、新しい生活様式やデジタル化促進への対応として「川崎じもと応援券」(第3弾)を電子商品券により発行

	第3弾	【参考】	
		第2弾	第1弾
発 行 総 額	48 億円	約 60 億円	約 113 億円
	(販売額 40 億円	(販売額約 50 億円	(販売額 87 億円
	プレミアム分 8 億円)	プレミアム分約10億円)	プレミアム分約 26 億円)
発 行 冊	40 万セット発行	50 万冊発行	87 万冊発行
(セット)数	40 万セット販売(令和4年12月31日時点)	496, 282 冊販売	867, 176 冊販売
発 行 形 態	電子商品券	紙商品券	紙商品券
1冊 (セット)	1 セット 10,000 円の電子商品	1冊1,000円×12枚の	1冊1,000円×13枚の
あたり構成	券(12,000円分)を10,000円で	応援券(12,000円分)を	応援券(13,000円分)を
	販売	10,000 円で販売	10,000 円で販売
利用期間	令和4年7月4日~	令和3年7月16日~	令和2年7月20日~
	令和 4 年 12 月 31 日	令和4年3月31日	令和3年5月31日
登録店舗数	4, 465 店舗	5, 786 店舗	5, 454 店舗
	(令和4年12月31日時点)	(令和4年3月31日時点)	(令和3年5月31日時点)

- ・市内でテイクアウトやデリバリーができる飲食店の情報を積極的に発信するとともに、職員が率 先して昼食時のお弁当等を率先して購入する「もちかえりプロジェクト」を実施
- ・テイクアウトなどの新しいサービスに取り組む小売業者や安全に買い物できる環境づくりに取組 む商店街等への支援(中小商業者テイクアウト等参入支援事業補助金 R2:205 件終了)

・感染症拡大の影響により、来客の減少など大きな影響があった商店街に対し、新しい生活様式に 対応するための事業や賑わい創出に取り組むイベント等の開催を支援

(商店街等緊急支援事業補助金 R2:51 件 R3: 申請 32 件 R3.3/31 時点)

(商店街魅力再起支援事業補助金 申請 11 件 R4.3/31 時点)

- ・感染症拡大により、収入が減少した市内農園の経営継続を支援するため、観光農園及び周辺施設 のマップ、ホームページ、動画を作成(観光農園情報発信事業)
- ・感染症拡大により、新しい生活様式等への対応が求められていく中で、デジタル技術の活用を促すための講習会の実施や、デジタル技術を活用した非接触型のサービスの導入や新たな販路開拓、イベント等の新たな取組をおこなう市内商業者を支援

(商業者デジタル講習会事業 申込8件R4.4/25時点)

(商店街等デジタル化モデル事業補助金 申請 24 件 R4.4/25 時点)

#### ○市場(食料品等の安定供給確保)

・卸売市場における売上が減少している場内事業者への施設使用料等の猶予

#### ○離職者向け支援

- ・感染症拡大状況を踏まえ、キャリアサポートかわさきにおいてオンライン就職相談へ対応 (R3:116 件(対面・電話等含む全体件数は 3,350 件)、R4:232 件(対面・電話等含む全体件数は 4,158 件))
- ・キャリアサポートかわさきの求人開拓員増員による就業支援の強化(求人開拓件数(増員分) R2:1,079件、R3:1,442件、R1,476件)
- ・就業期間が概ね1年未満の求人情報を収集し、求職者に紹介するサイト「かわさき短期求人ナビ(呼称「たんきゅう」)」を開設(サイトアクセス数169,735pv R4.3月末をもって終了)
- ・IT スキル習得に係る e ラーニング講座の実施、インターンシップを通じた求人企業とのマッチング等により正社員としての就職を支援する「就業スキル向上・職業体験支援事業」を実施(3コース受講者計90名)

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。

#### (1)業務継続計画の再確認

・コロナ禍の必要な経済対策を確実に推進するとともに、局内外の突発的な応援要請に対応できるよう、局内管理職に向けて所管業務に関する業務継続計画の再確認を指示しました。(R4/1/11)

## (2) 保健所応援体制の準備

・局内管理職に向けて所管業務のスケジュールの再検証と、保健所等への突発的な応援要請に対応できるような職員体制構築の準備を進めるよう指示しました。また、全職員に保健所応援に備えた「新型コロナウイルス感染症対応業務を行うにあたって ~基礎知識の事前研修~」の e ラーニング受講を指示しました。(R4/1/11)

## (3) 感染防止に向けた職員への注意喚起

・職場内感染防止の観点から、あらためて在宅勤務や時差勤務等の制度活用、Web会議の開催、会議出席者の削減(定員設定)などにより接触機会の低減を図るほか、風邪症状のある職員の出勤見合わせ等について、全職員に注意喚起を行いました。(R4/1/13)

# 環境局

更新日:令和5年2月28日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○廃棄物処理法に基づく関係業者への対策の周知

- ・環境省「廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R2/11/30)
- ・環境省「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について (事務連絡)(令和2年4月7日付)」に基づき、川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会に対し「緊急 事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス対策の徹底について(依頼)」を送付し、文書で依頼を 行った。(R3/1/8)
- ・内閣官房「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」に基づき、市HPに当該 通知を掲載し、情報提供を行った。(R3/2/9)
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/2/12)
- ・環境省「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について(事務連絡)」に基づき、市HP に当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。 (R3/3/24)
- ・環境省「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について(事務連絡)」 に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情 報提供を行った。(R3/4/1)
- ・環境省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について(通知)」に基づき、市HPに当該通知を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/4/2)
- ・環境省「新型コロナワクチン職域接種の要望に関するアンケート調査について(事務連絡)」に基づき、市内の廃棄物処理事業者に対してアンケート調査を行った。(R3/6/3)
- ・環境省「新型コロナワクチン職域接種の申請受付開始について (事務連絡)」に基づき、市HPに 当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。 (R3/6/8)
- ・環境省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、市HPに当該通知を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/6/10)他、緊急事態宣言の対象地域の変更など、市 HP を通じ55件情報提供を実施した。

#### ○環境局所管許認可業務の取扱変更に係る周知

・環境局所管の許認可業務について、原則、対面業務を休止の上、電話やメールによる対応とした。また、窓口業務の取扱変更に係る情報等について HP による公表を行った。(R2/4/14)

## ○緊急事態宣言発出後の資源物とごみの収集状況に関する市民周知

- ・通常通り収集を行うこと等について、ごみ収集車を活用した広報(放送)を開始した。 (R2/4/20)
- ・通常通り収集を行うこと等について、市政だより 4/21 号に掲載した。(R2/4/21)

## ○区役所土曜日開庁によるごみ相談窓口の一時休止

・田島支所(R2/4/17)、大師支所(R2/4/24)、川崎区役所を除く各区役所(R2/4/25)のごみ相談、古着類の回収等の出張窓口について、5月6日まで一時休止とした。(R2/4/17)

## ○廃棄物処理法に基づく関係業者への対策の周知

- ・環境省「廃棄物の収集運搬作業における新型コロナウイルス感染症対策についての動画の周知について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R2/8/4)
- ・環境省「新型コロナウイルス感染拡大下における廃棄物の円滑な処理について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R2/8/6)
- ・環境省「「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について(通知)」に基づき、市HPに当該通知及びガイドラインを掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R2/9/8)
- ・環境省「一般廃棄物の適正な処理及び業務継続のための新型コロナワクチン3回目接種に係る積極的な対応について(事務連絡)」に基づき、市内の廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R4/2/18)
- ・川崎市健康福祉局保健所「新型コロナワクチンの追加接種の当日予約受付の実施とエッセンシャルワーカーへの優先接種の対象者を追加します(報道発表)」に基づき、市内の廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R4/3/2)

## ○新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の処理に関する市民周知

・家庭等から出る新型コロナウイルス感染者及び感染の疑いのある方が使用したマスクやティッシュ等の出し方について、市HP及びごみ分別アプリ(テロップ)で周知を行った。(R2/4/3)

#### ○緊急事態宣言発出後の資源物とごみの収集状況に関する市民周知

・通常通り収集を行うこと、収集作業に変更等がある場合はお知らせを行うことについて、市 HP 及び HP 分別アプリ(テロップ)で周知を行った。(R2/4/9)

#### ○新型コロナウイルス感染拡大に伴う資源物とごみの発生抑制の周知

・新型コロナウイルス感染拡大に伴い「新しい生活様式」の浸透により、家の片付けやテイクアウトの利用増加によって家庭から排出される資源物・ごみの量が増加していることから、市 HP に安定的かつ継続的に資源物・ごみの収集が行えるよう市民に対してごみの発生抑制の協力を呼びかけた。

## ○新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の処理の周知

・環境省「ご家庭でのマスク等の捨て方」、国立感染症研究所等の「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」等に基づき、市 HP に簡易検査キットの出し方や新型コロナウイルス感染者が使用したマスク等や資源物の出し方について掲載し、市民に対して情報提供を行った。

## ○資源物等収集運搬業務委託業者への新型コロナウイルス感染症対策に係る対応

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の徹底及び感染が疑われる場合または確認された際の連絡体制の確保について周知した。(R2/2/28,3/4,8/17,R3/1/8,R4/1/21)
- ・緊急事態宣言の発出にともない、毎日の業務責任者の生活環境事業所への来所による業務連絡及び日報の提出について、接触機会削減のため来所日数を削減し、代替措置として電話・メールでの連絡体制に一時的に変更を行った。(R3/1/8)

## ○余熱利用市民施設の感染防止対策

・スポーツ庁発出の社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインなどを参考に、利用者制限を設けて運営を再開(R2/6/1~ヨネッティー堤根、R2/6/22~ヨネッティー王禅寺)し、実施中。

#### ○環境学習施設の感染防止対策

- ・かわさきエコ暮らし未来館 HP に感染症予防対策に関するお知らせを掲載し、市民への情報提供を行った。(R2/11/27)
- ・かわさきエコ暮らし未来館にて例年春休み期間に実施しているバスツアーを中止し、代替として 同館敷地内にて、完全予約制等の感染防止対策を講じた上でイベントを開催した。 (R3/3/20・27)
- ・かわさきエコ暮らし未来館にて例年夏休み期間に開催しているイベントについて、完全予約制等の 感染防止対策を講じた上で開催した。(R3/8/5~7)
- ・かわさきエコ暮らし未来館にて例年春休み期間に実施しているバスツアーについて、感染防止対策 を講じた上で開催した。(R3/3/5)
- ・王禅寺エコ暮らし環境館 HP に感染症予防対策に関するお知らせを掲載し、市民への情報提供を行った。(R2/6/1)
- ・王禅寺エコ暮らし環境館にて開催しているイベントについて、事前予約等の感染防止対策を講じた上で開催した。(R3/8/7~)

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。

## (1) 廃棄物収集処理体制における業務執行体制の確保に向けた取組

- ・各委託業務受託事業者に、受入・処理体制の確保、感染防止対策の徹底を依頼した。 (R4/1/12)
- ・オミクロン株による感染拡大状況等を踏まえて、迅速かつ的確に対応するため、新型コロナウ イルスの感染により職員が不足した場合の業務継続について、生活環境事業所長会議にて検討 を行った。(R4/1/13)
- ・施設部所長会議で施設部業務継続計画を再確認し、川崎市業務継続計画の発動を視野に入れた 業務執行体制の確保及び職員の感染予防対策の徹底を依頼した。(R4/1/13)
- ・生活環境事業所に新型コロナウイルスの感染により職員が不足した場合の業務継続について、 対応方針を作成・確認した上で、具体的な準備作業を関係部署に依頼した。(R4/1/27)
- ・具体的な準備作業に関する各部署の検討状況について生活環境事業所長会議で共有化を図った。(R4/2/3)

## (2) 局内における業務執行体制確保に向けた取組

- ・局部長会議において、川崎市業務継続計画の発動を視野に入れた業務執行体制の確保及び区役所への応援体制について、速やかに対応できるよう、調整を依頼するとともに、職員の感染防止対策の徹底を再度周知した。(R4/1/11)
- ・早朝管理職会議において、川崎市業務継続計画の発動を視野に入れた業務執行体制の確保及び職員の感染防止対策の徹底を依頼した。(R4/1/13)

#### ○区役所応援業務への対応

- ・宮前区役所における新型コロナウイルス感染症応援体制の検討・調整を行い、環境局職員を宮前区 役所に派遣(5名/日)し、電話対応やデータ入力など業務に従事した。(R4/1/20~3/2)
- ・川崎、中原、多摩区役所における新型コロナウイルス感染症応援業務として、専門職種の環境局職員を派遣(3名/日)した。(R4/1/24~2/13)

# 健康福祉局

過去の報告時点からの 時点更新となっている ため、過去報告資料を 全て添付しています。

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## 健康福祉

#### ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況

·本市発表陽性者数:464,380人

・死亡者数:519人

- ・市健康安全研究所における検査人数:76,569人、検査数:76,667件 ※5月7日公表分迄
- ・民間検査機関における検査人数:1,296,762人、検査数:1,296,805件 ※5月7日公表分迄

## ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況

- ・接種回数: 1回目 1,222,394回・2回目 1,218,706回・3回目 1,006,268回・4回目 583,766回・5回目 270,088回・合計 4,301,222回
- ・接種率(12 歳以上): 1回目 89.20%・2回目 88.93%・3回目 73.43%・4回目 42.60%・5回目 19.71%
  - ※5月7日現在

## ○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型 コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロ ナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担 い、幅広く市民の相談窓口として機能している。
- ・新型コロナの 5 類移行後も、相談受付項目を「発熱時の受診相談」及び「陽性判明後の体調急変 時の相談」とした上で、当面、24 時間相談受付体制を継続する。

#### ○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関(重症者対応)3施設69病床
- ・重点医療機関(中等症者対応)12施設389病床
- ・重点医療機関協力病院(軽・中等症者対応)7施設27病床
- ・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)20 施設 93 病床
- ※5/7 時点。

## ○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から令和4年11月30日まで

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っていたが、新型コロナの新たな治療薬が出てきたことなどから令和4年11月30日に調整業務を終了とした。なお、現在は医療機関リストを公開し医療機関同士の調整を行っている。
- ・調整件数は、873件(R3/10/18~R4/11/30)

## ○高齢者施設等における従事者への検査の実施

- ・神奈川県が日本財団と協定を結び、令和3年5月14日から令和4年3月31日迄に初回申込を 行った、高齢者施設等において希望する従事者について、WEBフォームからの申込により、毎 週、無料のPCR検査の実施を行った。(令和4年4月30日迄)
- ・国の要請に基づく高齢者施設等のクラスター対策として、高齢者・障害者施設及び保育所等のこ ども関連施設等の従事者に対する集中的検査として国から配分される抗原検査キット等を活用 し、検査を実施した。(令和4年12月から令和5年2月末頃迄)

## ○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との情報共有及び協力体制の構築

- ・市内医療関係団体と最新の情報について共有するとともに、年末年始、ゴールデンウイークの医療提供体制を確保した。(県と協働して実施)
  - 発熱等診療医療機関
  - ・保険薬局

## ○発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱診療等医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・令和3年11月1日以降は、発熱診療等医療機関の情報を市ホームページにも掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。
- ・重症化リスクが高い方が発熱診療等医療機関を外来受診できる体制を整備するため、令和4年8月に、発熱等診療医療機関や保険薬局、市内施設の協力のもと、軽症者や濃厚接触者に抗原検査キットを無料配布する事業を県内統一的に実施したほか、市ホームページ、市政だより、デジタルサイネージ等を活用し、リスクの高い方が優先的に受診できるよう市民に協力を呼び掛けた。

#### ○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施

- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
- ・R2.5/11~R5.5.7 の搬送実績は 1,071 営業日で、計 5,649 件(1 日平均 5.27 件)

#### ○自宅療養者対策

- ・令和3年12月23日に市医師会、市薬剤師会と地域療養に関する協定を締結し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。
- ・令和5年度も協定を締結し、継続して実施している。

市医師会:自宅療養者への電話診療、患者宅への往診等

市薬剤師会:自宅療養者の患者宅への薬の配達等

#### ○生活保護の申請相談状況

- ・相談件数 834 件 (3/1~3/31) (前年同月件数 878 件) ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 87 件 (10.4%)
- ・申請件数 323 件(3/1~3/31)(前年同月件数 298 件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 1,019 件(R4 年度)(前年同期間件数 2,341 件)
- ・支給決定件数 773 件(R4 年度)(前年同期間件数 1,811 件)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル 受電件数 1,395 件(R4 年度)(前年同期間件数 2,517 件)
- ・だいJOBセンターへの新規相談件数

電話受付件数 3,280 件(R4 年度)(前年同期間件数 6,592 件) 来所相談件数 1,504 件(R4 年度)(前年同期間件数 1,416 件)

## ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市 内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
  - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年9月末まで 総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで
- ・相談件数 132,043 件、申請受付件数が 35,916 件(緊急小口資金: 社協受付分 19,838 件、総合支援資金: 初回貸付 15,059 件)となっている。(R2.3/25~R4.9.30)

## ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労 自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給
- ・厚生労働省社会・援護局長通知「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」(令和4年9月9日付け社援発0909 第13号)に基づき、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が令和4年12月31日まで延長され、本支援金の支給期間が3月間であることから、令和5年3月31日をもって本事業は終了。
- ・申請件数 3,065件(R3.7月~R5.3月末)
- ・支給決定件数 2,523 件(R3.7月~R5.3月末)
- ・自立支援金コールセンター受電件数 11,719件(R3.7月~R5.3月末)

## 健康福祉局

更新日:令和5年2月28日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### 健康福祉

#### ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況

·本市発表陽性者数:457,905人

・死亡者数:516人

・市健康安全研究所における検査人数:76,534人、検査数:76,632件 ※2月28日公表分迄

・民間検査機関における検査人数:1,231,927 人、検査数:1,231,970 件 ※2月28日公表分 迄

#### ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況

- ・接種回数: 1回目 1,221,333 回・2回目 1,217,529 回・3回目 1,001,685 回・4回目 576,869回・5回目 264,193回・合計 4,281,609回
- ・接種率(12 歳以上): 1回目 89.12%・2回目 88.84%・3回目 73.09%・4回目 44.55%・5回目 20.40%
  - ※2月28日現在

#### ○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型 コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロ ナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担 い、幅広く市民の相談窓口として機能している。

#### ○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関(重症者対応)3施設69病床
- ・重点医療機関(中等症者対応)12施設389病床
- ・重点医療機関協力病院(軽・中等症者対応)7施設27病床
- ・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)20施設93病床
- ※2/28 時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。

#### ○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から令和4年11月30日まで

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っていたが、新型コロナの新たな治療薬が出てきたことなどから令和4年11月30日に調整業務を終了とした。なお、現在は医療機関リストを公開し医療機関同士の調整を行っている。
- ・調整件数は、873件(R3/10/18~R4/11/30)

#### ○高齢者施設等における従事者への検査の実施

- ・神奈川県が日本財団と協定を結び、令和3年5月14日から令和4年3月31日迄に初回申込を 行った、高齢者施設等において希望する従事者について、WEBフォームからの申込により、毎 週、無料のPCR検査の実施を行った。(令和4年4月30日迄)
- ・国の要請に基づく高齢者施設等のクラスター対策として、高齢者・障害者施設及び保育所等のこ ども関連施設等の従事者に対する集中的検査として国から配分される抗原検査キット等を活用 し、検査を実施した。(令和4年12月から令和5年2月末頃迄)

#### ○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との情報共有及び協力体制の構築

- ・市内医療関係団体と最新の情報について共有するとともに、ゴールデンウィーク、年末年始の医療提供体制を確保した。(県と連携して実施)
  - 発熱等診療医療機関
  - ・保険薬局

#### ○発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱診療等医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・令和3年11月1日以降は、発熱診療等医療機関の情報を市ホームページにも掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。
- ・重症化リスクが高い方が発熱診療等医療機関を外来受診できる体制を整備するため、令和4年8月に、発熱等診療医療機関や保険薬局、市内施設の協力のもと、軽症者や濃厚接触者に抗原検査キットを無料配布する事業を県内統一的に実施したほか、市ホームページ、市政だより、デジタルサイネージ等を活用し、リスクの高い方が優先的に受診できるよう市民に協力を呼び掛けた。

#### ○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施

- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
- ・R2.5/11~R5.2.28 の搬送実績は 1,003 営業日で、計 5,611 件(1 日平均 5.59 件)

#### ○自宅療養者対策

- ・令和3年12月23日に市医師会、市薬剤師会と地域療養に関する協定を締結し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。
- ・令和4年度も協定を締結し、継続して実施している。

市医師会:自宅療養者への電話診療、患者宅への往診等

市薬剤師会:自宅療養者の患者宅への薬の配達等

#### ○生活保護の申請相談状況

- ・相談件数 802 件 (1/1~1/31) (前年同月件数 846 件) ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 81 件 (10.1%)
- ・申請件数 312件(1/1~1/31)(前年同月件数 293件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 902 件(R4.4/1~R5.1/31)(前年同期間件数 1,974 件)
- ・支給決定件数 684 件(R4.4/1~R5.1/31)(前年同期間件数 1,595 件)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル受電件数 1,193件(R4.4/1~R5.1/31)(前年同期間件数 2,139件)
- ・だいJOBセンターへの新規相談件数 電話受付件数 2,686 件(R4.4/1~R5.1/31)(前年同期間件数 6,179 件)

来所相談件数 1,508 件(R4.4/1~R5.1/31)(前年同期間件数 1,145 件)

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市 内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
  - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年9月末まで 総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで
- ・相談件数 132,043 件、申請受付件数が 35,916 件(緊急小口資金: 社協受付分 19,838 件、総合支援資金: 初回貸付 15,059 件)となっている。(R2.3/25~R4.9.30)

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労 自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給
- ・申請件数 3,065件(R3.7月~R5.2月末)
- ・支給決定件数 2,522 件(R3.7月~R5.2月末)
- ・自立支援金コールセンター受電件数 11,671 件 (R3.7月~R5.2月末)

### 健康福祉局

更新日:令和4年10月14日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### 健康福祉

#### ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況

・本市発表陽性者数:345,632人

・死亡者数:431人

・市健康安全研究所における検査人数:73,363人、検査数:73,461件 ※10月14日公表分迄

・民間検査機関における検査人数:938,887人、検査数:938,930件 ※10月14日公表分迄

#### ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況

・接種回数:1回目1,233,710回・2回目1,228,778回・3回目962,319回・4回目334,810回・合計3,759,617回

・接種率(12 歳以上): 1回目 88.81%・2回目 88.50%・3回目 70.12%・4回目 25.85% ※10月 13日現在

#### ○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型 コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロ ナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担 い、幅広く市民の相談窓口として機能している。

#### ○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関(重症者対応)3施設69病床
- ・重点医療機関(中等症者対応)12 施設 389 病床
- ・重点医療機関協力病院(軽・中等症者対応)7施設27病床
- ・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)20施設93病床
- ※10/14 時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。

#### ○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から開始

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的 として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っ ている。
- ・現時点での調整件数は、840件(R3/10/18~R4/10/14)

#### ○高齢者施設等における従事者への PCR 検査の実施

・神奈川県が日本財団と協定を結び、令和3年5月14日から令和4年3月31日迄に初回申込を 行った、高齢者施設等において希望する従事者について、WEBフォームからの申込により、毎 週、無料のPCR検査の実施を行った。(令和4年4月30日迄)

#### ○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との情報共有及び協力体制の構築

- ・市内医療関係団体と最新の情報について共有するとともに、ゴールデンウィーク期間中の医療提供体制を確保した。(県内統一的に実施)
  - 発熱等診療医療機関
  - ・保険薬局

#### 発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・令和3年11月1日以降は、発熱等診療医療機関の情報を市ホームページにも掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。
- ・令和4年8月に、重症化リスクが高い方が発熱等診療医療機関を外来受診できる体制を整備する ために、発熱等診療医療機関や保険薬局、市内施設の協力のもと、軽症者や濃厚接触者に抗原検 査キットを無料配布する事業を行った。(県内統一的に実施)

#### ○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施

- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
- ・R2.5/11~R4.10.14 の搬送実績は869 営業日で、計4,814 件(1日平均5.54件)

#### ○自宅療養者対策

- ・令和3年12月23日に市医師会、市薬剤師会と地域療養に関する協定を締結し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。
- ・令和4年度も協定を締結し、継続して実施している。

市医師会:自宅療養者への電話診療、患者宅への往診等

市薬剤師会:自宅療養者の患者宅への薬の配達等

#### ○生活保護の申請相談の状況

- ・相談件数 798 件 (8/1~8/31) (前年同月件数 821 件) ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 82 件 (10.3%)
- ・申請件数 243件(8/1~8/31)(前年同月件数 320件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 600件(R4.4/1~9/30)(前年同期間件数 1,418件)
- ・支給決定件数 468 件(R4.4/1~9/30)(前年同期間件数 1,136 件)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル

受電件数 797 件 (R4.4/1~9/30) (前年同期間件数 1.436 件)

・だいJOBセンターへの新規相談件数

電話受付件数 1,571 件(R4.4/1~9/30)(前年同期間件数 4,288 件)

来所相談件数 900 件 (R4.4/1~9/30) (前年同期間件数 671 件)

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
  - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年9月末まで 総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで

・相談件数 129,162 件、申請受付件数が 35,204 件(緊急小口資金: 社協受付分 19,465 件、総合支援資金: 初回貸付 14,720 件)となっている。(R2.3/25~R4.8.31)

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労 自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給
- ・申請件数 2,814件(7月~R4.9月末)
- ・支給決定件数 2,286件(7月~R4.9月末)
- ・自立支援金コールセンター受電件数 11,198件(7月~R4.9月末)

## 健康福祉局

更新日:令和4年7月15日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### 健康福祉

#### ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況

·本市発表陽性者数: 209,054 人

・死亡者数:356人

・感染経路:家族内 16,236 人、陽性者と接触 9,201 人、その他 6(ライブ、海外渡航等)、 不明・調査中 183,611 人 ※令和 4 年 7 月 15 日公表分迄

- ・市健康安全研究所における検査人数:69,262人、検査数:69,360件 ※7月15日公表分迄
- ・民間検査機関における検査人数:664,863人、検査数:664,906件 ※7月15日公表分迄

#### ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況

- ・接種回数: 1回目 1,212,577回・2回目 1,208,260回・3回目 900,360回・4回目 58,384回・合計 3,379,581回
- ・接種率(1~3回目:12歳以上、4回目:60歳以上):1回目88.73%・2回目88.42%・3回目65.89%・4回目15.42% ※7月15日現在

#### ○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型 コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロ ナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担 い、幅広く市民の相談窓口として機能している。

#### ○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関(重症者対応)3施設69病床
- ・重点医療機関(中等症者対応)12施設389病床
- ・重点医療機関協力病院(軽・中等症者対応)7施設27病床
- ・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)20施設93病床
- ※7/15 時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。

#### ○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から開始

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的 として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っ ている。
- ・現時点での調整件数は、579件(10/18~7/15)

#### ○高齢者施設等における従事者への PCR 検査の実施

・神奈川県が日本財団と協定を結び、令和3年5月14日から令和4年3月31日迄に初回申込を 行った、高齢者施設等において希望する従事者について、WEBフォームからの申込により、毎 週、無料のPCR検査の実施を行った。(令和4年4月30日迄)

#### ○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との情報共有及び協力体制の構築

- ・市内医療関係団体と最新の情報について共有するとともに、ゴールデンウィーク期間中の医療提供体制を確保した。(県内統一的に実施)
  - · 発熱等診療医療機関
  - ・保険薬局

#### ○発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・令和3年11月1日以降は、発熱等診療医療機関の情報を市ホームページにも掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。

#### ○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施

- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
- ・R2.5/11~R4.7.15の搬送実績は778営業日で、計3,725件(1日平均4.78件)

#### ○自宅療養者対策

- ・令和3年12月23日に市医師会、市薬剤師会と地域療養に関する協定を締結し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。
- ・令和4年度も協定を締結し、継続して実施している。

市医師会:自宅療養者への電話診療、患者宅への往診等

市薬剤師会:自宅療養者の患者宅への薬の配達等

#### ○生活保護の申請相談の状況

- ・相談件数 860 件 (5/1~5/31) (前年同月件数 723 件) ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 83 件 (9.7%)
- ・申請件数 315件(5/1~5/31)(前年同月件数 278件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 300件(R4.4/1~6/30)(前年同期間件数 818件)
- ·支給決定件数 262 件(R4.4/1~6/30)(前年同期間件数 688 件)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル

受電件数 372 件(R4.4/1~6/30)(前年同期間件数 814 件)

・だいJOBセンターへの新規相談件数 電話受付件数 767件(R4.4/1~6/30)(前年同期間件数 2,416件) 来所相談件数 415件(R4.4/1~6/30)(前年同期間件数 354件)

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
  - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年8月末まで 総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで

・相談件数 125,344 件、申請受付件数が 34,590 件(緊急小口資金: 社協受付分 19,129 件、総合支援資金: 初回貸付 14,442 件)となっている。(R2.3/25~R4.6.30)

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労 自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給
- ・申請件数 2,406 件 (7月~R4.6 月末)
- ・支給決定件数 1,912 件(7月~R4.6月末)
- ・自立支援金コールセンター受電件数 8,977 件 (7月~R4.6月末)

## 健康福祉局

更新日:令和4年4月20日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### 健康福祉

#### ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況

·本市発表陽性者数:167,184人

・死亡者数:339人

・感染経路:家族内 14,948 人、陽性者と接触 8,901 人、その他 6 (ライブ、海外渡航等)、 不明・調査中 143,329 人 ※令和 4 年 4 月 20 日公表分迄

- ・市健康安全研究所における検査人数:66,881人、検査数:66,979件 ※4月20日公表迄
- ・民間検査機関における検査人数:543,612人、検査数:543,655件 ※4月20日公表分迄

#### ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況

- ・接種回数: 1回目 1,208,490回・2回目 1,203,284回・追加 714,481回・合計 3,126,255回
- ・接種率(全対象者): 1回目 88.44%·2回目 88.05%·追加 52.28% ※4月20日現在

#### ○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型 コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロ ナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担 い、幅広く市民の相談窓口として機能している。

#### ○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関(重症者対応)3施設69病床
- ・重点医療機関(中等症者対応)13 施設 391 病床
- ・重点医療機関協力病院(軽・中等症者対応)5 施設 21 病床
- ・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)20 施設 93 病床
- ※4/20 時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。

#### ○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から開始

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的 として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っ ている。
- ・現時点での調整件数は、359件(10/18~4/20)

#### ○高齢者施設等における従事者への PCR 検査の実施

・神奈川県が日本財団と協定を結び、令和3年5月14日から令和4年3月31日迄に初回申込を 行った、高齢者施設等において希望する従事者について、WEBフォームからの申込により、毎 週、無料のPCR検査の実施を行った。(令和4年4月30日迄)

#### ○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との情報共有及び協力体制の構築

- ・市内医療関係団体と最新の情報について共有するとともに、ゴールデンウィーク期間中の医療提供体制を確保(県内統一的に実施)
  - 発熱等診療医療機関
  - ・保険薬局

#### 発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・令和3年11月1日以降は、発熱等診療医療機関の情報を市ホームページにも掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。

#### ○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施

- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
- ・R2.5/11~R4.4.20 の搬送実績は 692 営業日で、計 3,163 件(1 日平均 4.57 件)

#### ○自宅療養者対策

- ・令和3年12月23日に市医師会、市薬剤師会と地域療養に関する協定を締結し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。
- ・令和4年度も協定を締結し、継続して実施している。

市医師会:自宅療養者の患者宅への往診等

市薬剤師会:自宅療養者の患者宅への薬の配達等

#### ○生活保護の申請相談の状況

- ・相談件数 878件(3/1~3/31)(前年同月件数870件)
  - ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 95件(10.8%)
- ・申請件数 298件(3/1~3/31)(前年同月件数 311件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 2,341 件(R3 年度)(R2年度 5,972件)
- ・支給決定件数 1,811 件 (R3 年度) (R2 年度 4,473 件)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル受電件数 2,517件(R3年度)(R2年度 5,333件)
- ・だいJOBセンターへの新規相談件数

電話受付件数 6,592件(R3年度)(R2年度 9,488件)

来所相談件数 1,416 件 (R3 年度) (R2 年度 1,819 件)

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市 内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
  - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年6月末まで 総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで
- ・相談件数 118,688 件、申請受付件数が 32,450 件(緊急小口資金: 社協受付分 18,523 件、総合支援資金: 初回貸付 13,927 件)となっている。(R2.3/25~R4.3.31)

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労 自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給
- ・申請件数 1,943 件 (7月~R4.3月末)
- ・支給決定件数 1,387 件(7月~R4.3月末)
- ・自立支援金コールセンター受電件数 7,082件(7月~R4.3月末)

## 健康福祉局

更新日:令和4年3月9日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### 健康福祉

#### ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況

・本市発表陽性者数:127,098人

・死亡者数:314人

・感染経路:家族内 13,445 人、陽性者と接触 8,525 人、その他 6 (ライブ、海外渡航等)、 不明・調査中 105,122 人 ※令和 4 年 3 月 9 日公表分まで

- ・市健康安全研究所における検査人数:65,339人、検査数:65,241件 ※3月9日現在
- ・民間検査機関における検査人数:466,756人、検査数:466,713件 ※3月9日現在

#### ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況

- ・接種回数: 1回目 1,203,654回・2回目 1,197,316回・追加 367,263回・合計 2,768,233回
- ・接種率(全対象者): 1回目 88.08%·2回目 87.62%·追加 28.45% ※3月9日現在

#### ○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型 コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロ ナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担 い、幅広く市民の相談窓口として機能している。

#### ○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関(重症者対応)3施設69病床
- ・重点医療機関(中等症者対応)13 施設 386 病床
- ・重点医療機関協力病院(軽・中等症者対応)3 施設 22 病床
- ・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)18 施設89病床
- ※3/9 時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。

#### ○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から開始

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的 として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っ ている。
- ・現時点での調整件数は、223件(10/18~3/9)

#### ○高齢者施設等における従事者への PCR 検査の実施

・令和3年5月14日から令和4年3月31日まで、神奈川県が日本財団と協定を結び、高齢者施設等において希望する従事者に対して、WEBフォームからの申込により、毎週、無料のPCR検査の実施が可能となっている。

#### ○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との情報共有及び協力体制の構築

・市内医療関係団体とオミクロン株について情報共有するとともに、協力を依頼し、年末年始の医療提供体制強化を図った。

市医師会:年末年始の休日急患診療所における診療・検査等

市薬剤師会: 年末年始の患者宅への薬の配達等

#### ○発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・令和3年11月1日以降は、発熱等診療医療機関の情報を市ホームページに掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。

#### ○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施

- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
- ・R2.5/11~R4.3.9 の搬送実績は650 営業日で、計2,811 件(1日平均4.32件)

#### ○自宅療養者対策

・令和3年12月23日に市医師会、市薬剤師会と地域療養に関する協定を締結し、自宅療養者に 対する医療支援体制の強化を図った。

市医師会:自宅療養者の患者宅への往診等

市薬剤師会:自宅療養者の患者宅への薬の配達等

#### ○生活保護の申請相談の状況

- ・相談件数 769件(2/1~2/28)(前年同月件数715件)
  - ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 82件(10.7%)
- ・申請件数 283件(2/1~2/28)(前年同月件数 257件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 2,128 件(R3.4 月~R4.2 月末)(R2年度 5,972 件)
- ・支給決定件数 1,694 件(R3.4 月~R4.2 月末)(R2年度 4,473 件)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル

受電件数 2,334件(R3.4月~R4.2月末)(R2年度 5,333件)

だい J O B センターへの相談件数

電話受付件数 6,372 件(R3.4 月~R4.2 月末)(R2年度 9,488 件)

来所相談件数 1,270 件 (R3.4 月~R4.2 月末) (R2 年度 1,819 件)

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市 内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
  - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年6月末まで 総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで
- ・相談件数 113,812 件、申請受付件数が 31,404 件(緊急小口資金: 社協受付分 17,954 件、総合支援資金: 初回貸付 13,450 件)となっている。(R2.3/25~R4.1.31)

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労 自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給
- ・申請件数 1,701 件 (7月~R4.2月末)
- ・支給決定件数 1,186 件(7月~R4.2月末)
- ・自立支援金コールセンター受電件数 6,147 件 (7月~R4.2月末)

### 新型コロナウイルス対策に関する各局区の対応状況(令和2年5月26日以降) 今回追加修正として、令和2年11月7日から令和3年12月24日までの期間分を反映してください。

カテゴリ 実施概要 健康福祉 ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況 ·本市発表陽性者数:40,217 人 ·療養終了者数:32,802 人 ・死亡者数:244人 ・感染経路:家族内 7,819 人、陽性者と接触 5,937 人、その他 6 (ライブ、海外渡航等)、 不明・調査中 26,455 人 ※令和 3 年 1 2 月 2 1 日公表分まで ・市健康安全研究所における検査人数:56,334人、検査数:56,236件 ※12月21日現在 ・民間検査機関における検査人数:285,459 人、検査数:285,416 件 ※12月21日現在 ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況 ・接種回数: 1回目 1,162,108 回·2回目 1,155,184回·合計 2,317,292回 ・接種率(全対象者): 1回目 85.04%·2回目 84.53% ※12月21日現在 ○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応 ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診 を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民 にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっ ている。 ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型 コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロ ナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担 い、幅広く市民の相談窓口として機能している。 ○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況 ・高度医療機関(重症者対応)3施設69病床 ・重点医療機関(中等症者対応)13 施設 386 病床 ・重点医療機関協力病院(軽・中等症者対応)3 施設 22 病床 ・重点医療機関協力病院(疑似症者対応) 18 施設 89 病床 ※12/20 時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。 ○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から開始 ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的 として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っ ている。 ・現時点での調整件数は、11件(10/18~12/20) ○高齢者施設等における従事者への PCR 検査の実施

・令和3年5月14日から令和4年3月31日まで、神奈川県が日本財団と協定を結び、高齢者施設等において希望する従事者に対して、WEBフォームからの申込により、毎週、無料のPCR検査の実施が可能となっている。

#### ○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との連携

・令和3年8月から9月の第5波の患者急増時に、市内医療関係団体と連携し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。

市医師会:自宅療養者の患者宅への往診等

市薬剤師会:自宅療養者の患者宅への薬の配達等 市看護協会:自宅療養者への健康観察の架電業務等

#### ○発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・令和3年11月1日以降は、発熱等診療医療機関の情報を市ホームページに掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。

#### ○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施

- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
- ・R2.5/11~R3.12/20 の搬送実績は 571 営業日で、計 2,046 件(1 日平均 3.58 件)

#### ○自宅療養者対策

- ・自力では健康観察が困難な自宅療養者に対して、訪問看護ステーションから看護師を派遣して、 健康状態を把握 実績:15件(8/1~9/30)
- ・医師会、薬剤師会等の市内医療関係団体と連携し、自宅療養者への往診、電話診療、薬剤の自宅 配送を実施 実績:往診34件、電話診療13件(9/1~9/30)
- ・自宅療養者全員の健康状態を把握し、ハイリスク者に対して架電し必要な対応を行うことを目的 に、保健所に療養支援担当を設置(9/1~)

#### ○生活保護の申請相談の状況

- ・相談件数 867 件(11/1~11/30)(前年同月件数 792 件) ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 99 件(11.5%)
- ・申請件数 324件(11/1~11/30)(前年同月件数 344件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 1,720 件 (R3.4 月~11 月末) (R2年度 5,972 件)
- ・支給決定件数 1,387 件(R3.4 月~11 月末)(R2年度 4,473 件)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル受電件数 1,782件(R3.4月~11月末)(R2年度 5,333件)
- ・だいJOBセンターへの相談件数 電話受付件数 5,507件(R3.4月~11月末)(R2年度 9,488件) 来所相談件数 897件(R3.4月~11月末)(R2年度 1,819件)

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市 内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
  - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年3月末まで

総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで

・相談件数 104,030 件、申請受付件数が 28,841 件(緊急小口資金 16,920 件、総合支援資金 11,921 件)となっている。(R2.3/25~R3.10/30)

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労 自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給
- ·申請件数 1,033 件 (7月~11月末)
- ・支給決定件数 796件(7月~11月末)
- ・自立支援金コールセンター受電件数 3,965件(7月~11月末)

### 新型コロナウイルス対策に関する各局区の対応状況(5月26日以降)

カテゴリ	実施概要
健康福祉	○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況 (※アンダーラインの項目は別途報告)
<b>注源抽址</b>	・本市発表陽性者数:1,298 人
	・退院者数:253 人、療養終了者数:765 人
	・死亡者数:32人
	・感染経路:家族内 192 人、陽性者と接触 341、その他 11 (ライブ、海外渡航等)、不明・調査中 754 人 ※令和 2 年 9 月 1 4 日現在
	・市健康安全研究所における検査人数:10,682 人、検査数:10,589 件 ※9月14日現在
	・民間検査機関における検査人数:16,823 人、検査数:16,819 件 ※9月14日現在
	○川崎市帰国者・接触者相談センター ※5月1日より21時まで対応時間延長
	・現時点での相談受付数は 28,020 件(2 月 10 日~9 月 1 3 日)
	○川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター ※5月1日より24時間対応
	・現時点での相談受付数は 35,017 件(2 月 20 日~9月13日)
	○神奈川モデルにおける機能別医療機関の確保状況
	・高度医療機関(重症者対応)2 施設 30 病床
	・重点医療機関(中等症者対応)5 施設 150 病床
	・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)11 施設 83 病床
	※10/30 時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。
	○PCR 集合検査場を市内3か所で運営
	・市医師会に運営を委託し、5/11(月)に2か所、12(火)に1か所を開設。
	※ 設置場所は、円滑な運営と患者のプライバシーを守るため非公表。
	・各検査場は、週3~4日、13~15時に稼働。(7/16~運営日の一部拡大)
	○各診療所における検体採取及び検査
	・市医師会と集合契約を締結し、各診療所でも検体採取及び検査が可能な体制を整えた。(7/15~)
	・実施診療所数 66診療所 ※9/11 時点
	○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施
	・専用車両3台体制(8/1 より1台増)で、民間事業者への委託により実施
	・5/11~10/31 の搬送実績は 157 営業日で、計 425 件(1 日平均 2.7 1 件)
	※ 5 月実績:24 件(1 日平均約 1.33 件)
	6月実績:34件(1日平均約1.31件)
	7月実績:93件(1日平均約3.72件)
	8月実績:110件(1日平均約4.07件)
	9 月実績: 93 件(1 日平均約 3.1 件)
	10 月実績: 71 件(1 日平均約 2.29 件)
	○生活保護の申請相談の状況
	・相談件数 810 件(9/ 1 ~9/30)(前年同月件数 759 件)
	※うちコロナ関連相談件数 67 件 (8.3%)

・申請件数 315件(9/1~9/30)(前年同月件数302件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 4,210件(4月~10月末)
- ・支給決定件数 3,059件(4月~10月末)
- ・住居確保給付金専用ダイヤル(6月5日(金)開設(8回線))受電件数 3,296件(6月5日~10月末)
- ・だい J O B センターへの相談件数 電話受付件数 6,064 件 (4 月~10 月末) 来所相談件数 1,249 件 (4 月~10 月末)

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市 内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施。
- ・相談件数 36,348 件、申請受付件数が 14,715 件(緊急小口資金 9,490 件、総合支援資金 5,225 件)となっている。(3/25~10/30)

### 新型コロナウイルス対策に関する各局区の対応状況(5月26日~7月29日)

カテゴリ	実施概要
健康福祉	<b>○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況</b>
	・本市発表陽性者数:521 人
	・退院者数:140 人、療養終了者数:232 人
	・死亡者数:24 人
	・感染経路:家族内 74 人、陽性者と接触 117、その他 11(ライブ、海外渡航等)、不明・調査中
	319 人 ※令和 2 年 7 月 2 8 日現在
	・市健康安全研究所における検査人数:6,199 人、検査数:6,292 件 ※7月28日現在
	・民間検査機関における検査人数:6,395 人、検査数:6,396 件 ※7月28日現在
	○川崎市帰国者・接触者相談センター ※5月1日より21時まで対応時間延長
	・現時点での相談受付数は 21,492 件(2 月 10 日~7月28日)
	○川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター ※5月1日より24時間対応
	・現時点での相談受付数は 24,366 件(2月 20日~7月28日)
	○神奈川モデルにおける機能別医療機関の確保状況
	・高度医療機関(重症者対応)2 施設 28 病床
	・重点医療機関(中等症者対応)6 施設 191 病床
	・重点医療機関協力病院(疑似症者対応)5 施設 51 病床
	※7月1日時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。
	○PCR 集合検査場を市内3か所で運営
	・市医師会に運営を委託し、5/11(月)に2か所、12(火)に1か所を開設。
	※ 設置場所は、円滑な運営と患者のプライバシーを守るため非公表。
	・各検査場は、週3~4日、13~15時に稼働。(7/16~運営日の一部拡大)
	○各診療所における検体採取及び検査
	・市医師会と集合契約を締結し、各診療所でも検体採取及び検査が可能な体制を整えた。(7/15~)
	・実施診療所数 30診療所 ※7/27時点
	○患者等の PCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施
	・専用車両2台体制で、民間事業者への委託により実施
	・5/11~7/25 の搬送実績は 64 営業日で、計 133 件(1 日平均約 2 件)
	※ 5 月実績:24 件(1 日平均約 1.33 件)
	6月実績:34件(1日平均約1.31件)
	7 月実績:75 件(1 日平均約 3.75 件)7/25 時点
	○特別定額給付金の給付状況 
	・支給決定数 611,209 件(給付率 80.1%、全申請数 762,710 件)7/28 時点
	※令和 2 年 7 月末時点見込み給付率 90.0%
	・コールセンター問合せ件数 87,804 件(現在 55 名で対応)7/27 時点 #135 号間合せ作数 10,039 件(現在 39 名で対応)7/27 時点
	・相談員問合せ件数:10,078 件(現在 28 名で対応)7/27 時点
	○生活保護の申請相談の状況

- ・相談件数 573 件 (7/1~7/21) (前年同月件数 883 件) ※うちコロナ関連相談件数 69 件 (12.0%)
- ・申請件数 221件 (7/1~7/21) (前年同月件数 394件)

#### ○住居確保給付金制度(家賃補助)

- ・申請件数 2,378件(4月~7月24日)
- ・支給決定件数 1,942件(4月~7月24日)
- ・住居確保給付金専用ダイヤルを6月5日(金)に開設(8回線) 受電件数 1,767件(6月5日~7月24日)
- ・だいJOBセンターへの相談件数

電話相談件数 3,782件(4月~7月24日)

- 来所相談件数 872件(4月~7月24日)
- ※電話相談のうち、6月までは約9割が住居確保給付金についての相談であり、電話相談後、 郵送申請をしている。
- ※来所相談のうち、5月は約8割が住居確保給付金についてであったが、6月以降は、収入・ 生活費や就労等、住居確保給付金以外の相談が増加している。

#### ○一時的な資金の緊急貸付

- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市 内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施。
- ・相談件数 19,846 件、申請受付件数が 9,455 件(緊急小口資金 6,710 件、総合支援資金 2,745 件)となっている。(3/25~7/22)

# こども未来局

更新日:令和5年5月19日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○保育所

- ・かわさきコロナ情報(動画特設ページ) で「新型コロナに向き合う 保育現場のいま」を公開 (R2/9/10)
- ・「新しい生活様式に配慮した保育事例集」を発行し、追加情報「げんきになあれ!」を随時発行(計21回))(R  $2/9/10\sim$ )
- ・NHK 首都圏ネットワークニュースに「神奈川・川崎親子見守るベビーカースルー図書館」として川崎市大島保育園の取組が取り上げられ、(R3/12/15)。NHK 神奈川 NEWS WEB でも同内容が報道された。
- ・コロナ禍において保育所等の入所を希望する保護者等があらかじめ保育所等の見学等が十分にできない状況に配慮し、「保育所等の動画閲覧サイト」を作成(R4.3月~)

#### ○幼稚園

- ・幼稚園事務担当者向けの説明会を YouTube で実施(R4/3/3、R3/3/12、R3/10/22)
- ・令和3年度川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を実施(R4/3/31時点)
- ・幼稚園、認定こども園で濃厚接触者や感染者が発生した際に、連絡票を受け取り、休園の判断のため保健所と連携し対応している。
- ・幼稚園向けにこども子育て支援新制度説明会をオンラインで開催(R4/6/30)

#### ○青少年施策

- ・令和3年川崎市「成人の日を祝うつどい」について、感染症対策を行った上での会場開催と式典のオンライン配信等を併せて実施した。(R3/1/11)
- ・令和4年川崎市「成人の日を祝うつどい」について、感染症対策を行った上での会場開催と式典の オンライン配信等を併せて実施した。(R4/1/10)
- ・令和5年川崎市「二十歳を祝うつどい」については、感染症対策を行った上での会場開催と式典の オンライン配信等を併せて実施した。(R5/1/9)

#### ○母子保健・家庭支援

- ・乳幼児健康診査等を再開し、延期対象となった方に受診のご案内を発送(R2/6/15~)
- ・オンラインでの両親学級を開始(R2/5/24~)
- ・子育て世帯臨時特別給付金の支給。R2 年度 103,711 件(R3/5/31 時点)
- ・産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業に里帰り出産ができなくなった妊婦を対象として含める。 (R2/7/7)
- ・(市) ひとり親家庭等臨時特別給付金:件数 R2 年度 6,425 件
- ・(国) ひとり親世帯臨時特別給付金

児童扶養手当受給者 基本給付:件数 R2 年度 6,000 件 児童扶養手当受給者 追加給付:件数 R2 年度 3,344 件

家計急変者・年金受給者:件数R2年度761件

・(国) 子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯分:支給済件数 R3 年度 6,096件 (R4/6/29時点)

R4年度6,168件 (R5/4/30時点)

その他世帯分:支給済件数 R3年度7,771件 (R4/6/29時点)

R4年度7,443件 (R5/4/30時点)

・新生児応援事業(新生児に川崎じもと応援券を配布):

令和 2 年度 件数 8,742 件

令和 3 年度 件数 12,262 件

・新型コロナウイルスに対して不安を抱える妊婦へのウイルス検査費用補助を開始(R2/10/1~)

令和 2 年度 件数 719 件

令和 3 年度 件数 1,485 件

令和 4 年度 件数 1,270 件

- ○業務執行体制確保に向けた検討・取組
- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 局内における業務執行体制の確保に関する通知を発出(R4/1/12)し、次のとおり業務執行体制確 保に向けた取組を実施・検討した。
- (1)研修・会議等の中止または開催手法の見直し
  - ・管理職会議をはじめ、区や事業所、関係機関との会議や研修等について、内容を精査し、中止または開催手法の見直し(WEB会議や書面開催)を行い、開催等に伴う準備作業等業務の縮減を行う。
- (2) 監査業務の実地から書面への切り替えによる実施を検討
- (3) 平日夜間・休日の連絡体制整備
  - ・平日夜間・休日の新型コロナ関連での緊急対応にかかる連絡体制の構築(R2~)

# まちづくり局

更新日:令和5年2月28日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○非対面での受付・協議を推進

・窓口部署を中心に、可能な限り、対面での受付・協議等を避け、電話・メール・郵送等により対応することとし、市 HP や庁舎内に掲載し周知した。(R2/4/14~)

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。
- (1) 保健所体制強化への対応に係る調整・局内周知
  - ・応援業務の内容や体制について検討・調整するため、中原区と打ち合わせを行った。(R4/1/6)
  - ・全庁及び局としての対応方針について、部長級会議で説明し事前準備を依頼するとともに、局内への周知を行った。(R4/1/11)
  - ・中原区から正式依頼があり、1月19日(水)から、応援要員として職員を派遣することになった。(R4/1/14)
  - ・3月6日(日)をもって、応援体制は終了となった。(R4/3/7)

#### ○タクシー事業者への運行支援金の交付に関する事業

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人流抑制などの影響を受けながら、市民の移動手段として、地域を支える公共輸送サービスを確保するために運行を継続しているタクシー事業者に対し、支援金を交付した。
- (1) 支援対象者
  - ア 市内に営業所(個人事業主においては住所)を有し、市内を営業区域としているタクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者)
    - ※福祉輸送事業限定による営業を行っている事業者は対象から除きます。
    - ※ハイヤーのみで営業を行っている事業者は対象から除きます。
- (2) 交付額
  - ア 法人タクシー事業者 市内の営業所で保有するタクシー車両数(休車している車両数を除く。)に1万円を乗じて得た額
  - イ 個人タクシー事業者 1万円
- (3)申請受付期間

令和4年8月1日(月)から9月30日(金)まで

### 建設緑政局

更新日:令和5年5月19日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○非対面での受付・協議を推進

・窓口部署を中心に、可能な限り、対面での受付・協議等を避け、電話・メール・郵送等により対応 することとし、市 HP で周知した。

#### ○建設緑政事業(道路、河川、公園など)窓口業務の取扱変更に係る周知

・建設緑政局の窓口業務(各区役所道路公園センターの窓口業務含む)について、BCPが解除されるまでの間、一部の業務について縮小等を行うともに、対面での協議、受付等について、電話、メール等による対応を行うこととした。また、窓口業務の取扱変更に係る情報等について HPによる公表を行った。(R2/4/20)

#### ○沿道飲食店等の路上利用占用許可基準の緩和

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共 団体(商業振興部門等)と商店街等の団体が連携して道路占用許可申請を行い、沿道飲食店等の 路上利用(テイクアウトやテラス営業等)する際の占用許可基準の緩和措置を実施。(R2/7/2 ~)なお、国土交通省の通知に基づき、当緩和措置はR5/3/31で終了。

#### ○駐輪場の定期券の取扱いについて

・市営駐輪場の定期券について、未使用月の定期契約を解約した方については、緊急事態宣言解除後に再契約する場合、優先的に定期利用ができる措置を講じた。また、当該月に市営駐輪場を利用していない場合に限り、当該月の利用料金を返還する対応を行った。 (R2/4、R3/4、R3/8)

#### ○公園内プール開催にあたっての感染防止対策

- ・8/1~8/31 の期間に短縮する(例年は 7/10~8/31)とともに、プール内への入場数の制限やロッカーの利用間隔を空けるなどの対策を実施した。
- ・スタッフにフェイスシールドやマスク着用を義務付け、定期的な施設の消毒を行いながら運営を 行った。

#### ○多摩川河川敷バーベキュー場の運営について

- ・事前予約制や利用時間の短縮、利用者・スタッフの検温・消毒の徹底等、引き続き感染症対策を 実施。
- ・R3/4/29~11/5 の期間バーベキュー広場を休場。R3/11/6 からグループの人数や 1 日の利用者 数に制限を設けながら営業を再開。

#### ○公園の使用や、河川敷における感染対策

・多摩川河川敷及び市内公園(一部)にマスク着用、三密回避等の看板を設置。

#### ○生田緑地における感染対策

#### <全体>

- ・ホームページへの掲載や生田緑地内への掲示により、利用者に対し、屋外においても「咳エチケット (マスク着用)」、「手洗い」、「密集を避ける」等、利用ルールとして周知した。
- ・大規模イベントでは、検温を行った来園者にシールを配布して衣服に貼ってもらい、同じ人に何 度も検温を行うことがないように配慮した。
- ・例年 7~8 月の夏休み期間中に実施している「生田緑地スタンプラリー」について、R3 年度は接触機会の低減のため、「生田緑地クイズラリー」として、掲示されているキーワードを集める形で実施。(R4 年度よりスタンプラリーを再開)
- ・R3.9~11 月にかけて募集した、「2021 生田緑地 80 周年 未来に残したい生田緑地写真展」において、応募方法をインターネットのみとし、直接の持ち込み等による感染リスクを低減した。
- ・まん延防止等重点措置期間(R4/1/21~3/21)に予定されていた指定管理者の自主事業によるイベントを中止又は内容を変更するとともに、公園内行為許可申請者に対し、イベントの中止及び実施する場合には感染防止対策の徹底を要請した。

#### <中止したイベント>

- ・サマーミュージアム(8月下旬)⇒スプリングミュージアムとして R4/3/26 に代替イベントを実施。(R4 年度からは熱中症対策のため、従来のサマーミュージアムではなく、9月の十五夜フェスタ、3月のスプリングマルシェ(時期及び名称は毎年変更の可能性あり)として実施)
- ・R2~4 年度、密を避けるためホタルの出現時期に合わせ、ホタルの里に通じる園路にフェンスを 設置して閉鎖した。また、R3、4 年度は事前申し込みにより人数を制限して感染症対策を徹底し 「ホタルの国 臨時鑑賞会」を行った。

#### ○生田緑地ばら苑(春・秋)一般開放にあたっての感染防止対策(令和4年度)

(春の一般開放)

- ・各入口(3箇所)で、入苑の際に来苑者に検温、手指消毒を実施した。
- ・苑内での食事を禁止するとともに、コンサート等のイベントを中止した。
- ・スタッフにフェイスシールドやマスクの着用を義務付け、適宜、施設の消毒を行いながら運営を 行った。

(秋の一般開放)

・開苑期間を 18 日間に短縮(例年は 25 日間)して開苑するとともに、春の一般開放と同様の対策を実施した。

#### ○イベントの延期・中止

(イベントの中止)

- ・動物園まつり(春・秋)(夢見ヶ崎動物園)
- ・多摩川で和む e 体験 (R3 年度)

(延期)

- ・旧西部公園事務所の有効活用に向けた社会実験(一部延期)(橘公園) 【R4/5 実施】
- ・多摩川河川敷の利活用に向けた社会実験(丸子橋河川敷)(R3/10,11 実施)

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。
- (1) 保健所の体制強化に向けた取組について
  - ・支援先となる中原区役所と応援業務に係る内容について協議を行った。(R4/1/11)
  - ・中原区への応援体制について、局の管理職が集まる会議で説明し協力を依頼した。(R4/1/12)
- (2) 一部の窓口業務における接触機会の低減に向けた取組について(R3/4/21以前から実施)
  - ・事前相談を原則、メール及び電話による対応を実施。
  - ・手続き(メールや郵送対応等)や協議については、事前相談時に調整。
  - ・窓口対応が必要な場合は事前に日程調整を行う。

#### ○霊園事務所における感染対策

- ・例年、緑ヶ丘霊園にてお盆、彼岸時に運行している墓参者向けの園内巡回バスを感染拡大予防の ため、運行を中止した。
- ・令和3年度に緑ヶ丘霊園にてお盆、彼岸時に運行している墓参者向けの園内巡回バスを再開した (R4/7)

### 港湾局

更新日:令和5年5月18日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○港湾関係事業者への周知

・国土交通省港湾局からの通知に基づき、港湾関係事業者に対し、感染予防への協力要請を行った。 (R2/2/3)

#### ○川崎港新型コロナウイルス感染症に関する関係者連絡会議

・関係機関及び港湾関係者間の情報共有、連携を図るため連絡会議を開催した。(R2/2/5)

#### ○港湾施設内にアルコール消毒液及び感染予防対策パンフレットの設置等

・中国等での感染拡大を踏まえ、水際対策強化の一環として、外交船舶が出入りする公共国際埠頭内の各出入口等にアルコール消毒液及び感染予防対策パンフレットを設置するとともに、その旨及び各民間企業でも感染予防に努めてもらうよう、港湾関係事業者に通知した。(R2/2/13)

#### ○荷捌き地の使用料の取扱貨物量に応じた面積変更による負担軽減を実施

・港湾関係事業者等に対して、専用荷捌き地の許可面積について、許可期間内においても面積の変 更申請を受けることを改めて周知し、使用料の負担軽減を図った。

#### ○港湾施設使用料等の支払猶予の実施

・港湾関係事業者等の事業継続に対する側面的な支援として、港湾施設使用料及び入港料の一部を 最高で5か月間の納入期限延長措置を実施した。

#### ○港湾局所管の窓口業務の取扱変更及び市民利用施設の休館情報等に係る周知

・港湾局所管の窓口業務について、原則、対面業務を休止の上、電話やメールによる対応とした。 また、窓口業務の取扱変更及び所管の市民利用施設に係る休館情報等について、HPによる公表を 行うととともに、関係者宛てに直接周知した。(R2/4/9)

#### ○浮島指定処分地建設発生土受入手続きの電子化

・市内の公共工事から発生する建設発生土の受け入れに係る手続きについて、庁内便及び窓口での手続きであったものを電子での手続きへ変更したことで、来庁の必要を無くした。(R3/3/1)

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 感染拡大に備えた以下の対応の共有を実施した。(R5/5/8 継続)
  - ・応援職員等を受け入れた場合の速やかな業務引継ぎのために業務の棚卸、マニュアルの整備・ 確認

- ・業務遂行に支障のない範囲でのテレワーク、時差勤務の積極的利用、休暇取得の推進
- ・手指衛生、換気、三密の回避による感染症対策の徹底

#### ○感染症対策に係る訓練の実施

・東京検疫所川崎検疫支所が主催する川崎港における検疫感染症措置訓練(患者搬送訓練)に、保安部、税関、入管、医療機関等とともに参加し、外航船内で感染した船員の隔離、治療、搬送等の手順を確認した。また、R4年度の訓練では、防護服脱着講習も実施され、関係職員が参加した。(R4/1/19、R4/12/7)

# 臨海部国際戦略本部

更新日:令和5年2月28日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○第4回ウェルビーイング百寿シンポジウムの中止について《臨海部国際戦略本部》

・慶応義塾大学との共催で3月4日に開催予定だったが、慶応側の判断で中止とした。(R2/2/18)

#### ○臨海部ニュースレター「KAWASAKI Coastal Area News」Vol.25 の発行

・「新型コロナウイルス感染拡大防止特集号」として川崎臨海部における新型コロナウイルスに立ち向かう最先端の取組を紹介。ナノ医療、感染症研究の第一人者と市長による座談会を掲載したほか、新型コロナウイルスに対する治療薬やワクチン開発などの取組を取材した。 (R2/9/15)

#### ○ナノ医療、感染症研究の第一人者と市長による座談会動画の配信

・上記ニュースレターに掲載した、ナノ医療イノベーションセンター・片岡センター長、市健康安全研究所・岡部所長と市長による座談会の様子を動画に収め、「YouTube 川崎市チャンネル」及び「川崎臨海部 Facebook ページ」へ掲載した(R2/9/15)。

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。

#### (1) 感染防止の取組み

・30 分に1度の窓を開けての換気、テレワーク、手の消毒用に消毒液を執務内等に設置、マスク 着用および黙食の徹底を実施した。(R4/1/12)

# 危機管理本部

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○新型インフル対策用手指消毒液(ヒビスコール)の配布《危機管理室》

・2月後半に配布予定だった、ヒビスコールの配布を前倒しして実施。(R2/2/7)

#### ○イベント自粛に関する通達《危機管理室》

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の発言および内閣総理大臣からの要請に基づき、イベント自粛にあたっての方針を各局区に通達した。(R2/2/25)
- ・第6回対策本部会議の決定に基づき、イベント自粛期間の延長を各局区に通達した。(R2/3/6)
- ・イベントの中止等に関して、イベントアプリの情報を最新のものに更新するよう庁内及び民間の 情報登録者に依頼した。(R2/3/6)
- ・本市主催イベントに関して、50名を超える規模のイベントおよび不要不急なイベント等について は原則自粛とし、実施する場合にも「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策を 講じるよう各局区に通知した。(R2/4/1)
  - ※4月9日に発出された本市行政運営方針をもって、イベントの実施方針は失効した。

#### ○緊急事態宣言下の本市行政運営方針の周知

- ・本部長により、①イベントの中止または自粛 ②市民利用施設等の休館 ③市立学校の臨時休業 ④重点業務への応援 等を定めた本市行政運営方針を策定し、庁内および市民に周知した。 (R2/4/9)
- ○感染症対策ポケットガイド「みんなで考えよう!避難所で気をつけること」の発行
- ・コロナ禍で避難所運営にたずさわる方々向けの小冊子を発行(R3/1)
- ○避難所のコロナ対策を反映した川崎市総合防災訓練の実施
- ・コロナ禍での避難所運営のあり方をテーマにした防災訓練を実施(R3/11/14)

※令和4年4月1日から総務企画局危機管理室から危機管理本部へ移管

## 川崎区

更新日:令和5年5月15日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○川崎区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、市本部会議の情報共有、区における新型コロナウイルス感染症への対応状況等の確認を行った。(R2/2/5)
- ・第2回区本部会議を開催した。主な議題は、①第2回市本部会議の報告 ②帰国者・接触者相談 センターの周知 ③衛生課からの情報提供 ④年度内に予定しているイベントや会合についての 調査など (R2/2/19)
- ・第3回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議の報告 ②衛生課からの報告 ③本市が主催するイベントの考え方についてなど。(R2/2/26)
- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、第5回市本部会議の報告など。(R2/3/4)
- ・BCP 発動に備え、課題・状況把握の実施及び各課への区長ヒアリング(R2/4/1 ~R5/5/7)
- ・第5回区本部会議を開催した。緊急事態宣言に伴う対応について情報共有を図った。(R2/4/7)
- ・区民課・保険年金課窓口(2階)に飛沫防止保護カバーを設置した。(R2/4/7)
- ・区役所3~6階及び大師・田島両支所窓口に飛沫防止保護カバーを設置した。(R2/4/8)
- ・公用車を活用し、感染拡大防止に向けた広報活動の実施。(R2/4/10、4/13)
- ・衛生課へ総務課及び地域支援課職員を派遣し、支援体制を図った。(R2/4/13)
- 第6回区本部会議を開催した。(R2/4/15)
- ・第7回区本部会議を開催した。本市行政運営方針等を踏まえた庁内応援・勤務体制について情報 共有を図った。(R2/4/16)
- ・各課にBCP発動に伴う勤務体制と接触機会の削減について取り組むよう通知した。(R2/4/17)
- ・第 10 回区本部会議を開催し、第 18 回市本部会議の報告等について情報共有を行った。(5/27)
- ・第 11 回区本部会議を開催し、第 19 回市本部会議の報告等について情報共有を行った。(9/16)
- ・第 12 回区本部会議を開催し、第 20 回市本部会議の報告等について情報共有を行った。 (R3/1/5)
- ・その後の区本部会議の開催(R4/1/6、R4/1/12、R5/3/15) ※市本部会議の報告等については、適宜、情報共有を行っている。
- ・新型コロナウイルス感染症下における川崎区総合防災訓練を旭町小学校にて実施(R2/10/17)
- ・課題即応事業費を活用し、大師・田島両支所のトイレ洗面台の自動水栓等を設置し、接触機会の低減による感染症対策を講じる。
- ・衛生課事務応援体制の強化。(R2/11/25 ~R3/3/31、R3/7/22 ~R4/10/31)
- ・新型コロナウイルス感染症下における外国人市民向け防災講座をふれあい館にて実施。 (R3/1/26、R3/1/29)
- ・課題即応事業費を活用し、区役所庁舎の換気機能を補完する空気清浄機を設置するとともに、更なる消毒徹底、飛散防止及び接触機会の低減による感染症対策を講じる。

- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの集団接種体制として、教育文化会館にて予防接種を 実施。(R3/5/12 ~R3/11/28)
- ・自主防災組織リーダー等養成研修会にてコロナ禍における避難所運営について講義を行った。 (R3/7/26)
- ・新型コロナウイルス感染症下における避難所開設訓練を含め川崎区総合防災訓練を大島小学校に て実施(R3/11/28)
- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの集団接種体制として、第4庁舎にて予防接種を実施。(R4/2/2 ~R4/7/30)
- ・新型コロナウイルス感染症下における外国人市民向け防災講座をふれあい館と貝塚教会にて実施。(R4/3/1、R4/3/4、R4/3/6)
- ・新型コロナウイルス感染症下における川崎区総合防災訓練を川中島中学校にて実施(R4/3/12)

#### ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。

#### (1) 必要な業務の精査の取組

- ・区部長会議で「新型コロナウイス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について(通知)」の再度の伝達と対応指示(R4/1/12)
- ・区部長会議で新型コロナウイルス感染状況の情報共有及び衛生課応援体制の確認(R4/1/12・R4/1/19・R4/1/26・R4/2/2・R4/2/9・R4/2/24・R4/3/2・R4/3/16・R4/3/23・R4/3/30・R4/4/1・R4/4/13・R4/4/20・R4/4/27・R4/5/11・R4/5/18・R4/5/25・R4/6/8・R4/6/15・R4/6/22・R4/7/6・R4/7/13・R4/7/20・R4/7/27・R4/8/3・R4/8/10・R4/8/24・R4/8/31・R4/9/7・R4/9/21・R4/9/28・R4/10/5・R4/10/12・R4/10/26・R4/11/2・R4/11/9・R4/11/16・R4/11/30・R4/12/7・R4/12/28・R5/1/11・R5/1/18・R5/1/25・R5/2/1・R5/2/8・R5/2/15・R5/2/22・R5/3/1・R5/3/17・R5/3/24・R5/3/29・R5/4/5・R5/4/19)

#### (2) 第6波に備えた区役所内応援体制整備の検討

- ・第 14 回川崎区新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、目下の感染状況と衛生課の繁忙状況 を共有するとともに、第 5 波の応援体制の反省を踏まえた第 6 波に対する区役所内の衛生課応 援体制整備を確認(R4/1/6)
- (3) 衛生課応援に対応した業務体制の確保の取組
  - ・応援依頼及び各課割振表を通知し、要員確保とそれに対応した所管業務の執行体制の調整を実施(R4/1/6)
  - ・応援依頼及び各課割振表を通知し、要員確保とそれに対応した所管業務の執行体制の調整を実施(R4/7)

#### (4)区役所内応援体制実施の取組

- ・区役所内応援体制を開始(R4/1/11→R3 年度内で一旦終了)
- ・区役所内応援体制を開始(R4/7/22→9 月末までで終了 看護職応援はシフト表作成継続し人 材派遣が不足の際には応援依頼)

- (5) 衛生課における業務及び応援受入れのための環境整備の取組
  - ・第6波対応用に応援者用のマニュアルを更新するほか、応援者執務スペース調整の実施 (R4/1/7)
- ・人事異動に伴い衛生課職員のマニュアルを更新(R4/4)
- ・療養期間の変更、全数届出見直しなど様々な制度変更に伴いマニュアルの更新、作成 (R4/9-10)
- (6) 職員の感染防止対策の取組
  - ・区長名で通知文を発出し、職員一人ひとりの感染対策の徹底を指示(R4/1/7)

### 幸区

更新日:令和5年5月18日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○幸区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、区内の状況や、区本部長および危機管理室への情報提供フロー等を確認した。(R2/2/5)
- ・第2回区本部会議を開催した。主な議題は、①イベント実施の考え方について ②衛生課による 区内の状況 ③年度内のイベントに関する調査 ④今後の取組についてなど(R2/2/19)
- ・第3回区本部会議を開催し、連休中の対応相談等について確認した。(R2/2/21)
- ・第4回区本部会議を開催し、区内の状況等について情報共有を図った。(R2/2/26)
- ・第5回区本部会議を開催し、市・区内の状況等について情報共有を図った。(R2/2/28)
- ・第6回区本部会議を開催し、学校休校時の対応について情報共有を図った。(R2/3/4)
- ・第7回区本部会議を開催し、今後の窓口混雑期や庁内清掃等について確認した。(R2/3/5)
- ・第8回区本部会議を開催し、イベント自粛期間延長の課題整理等行った。(R2/3/6)
- ・第9回区本部会議を開催し、区内状況やマスク配布方針について情報共有を図った。(R2/3/13)
- ・第 10 回区本部会議を開催し、市区内の状況報告等について(R2/3/23)
- ・第11回区本部会議を開催し、3密を避ける対策取組などについて(R2/3/27)
- ・第 12 回区本部会議を開催し、BCP発動後の対応などについて(R2/4/1)
- ・第 13 回区本部会議を開催し、窓口の濃厚接触を避ける対策などについて(R2/4/3)
- ・第 14 回区本部会議を開催し、緊急事態宣言による影響と対策などについて情報共有を図った。 (R2/4/7)
- ・第 15 回区本部会議を開催した。主な内容は、BCPに準じた勤務体制等について(R2/4/15)
- ・新型コロナウイルス感染症下における避難所開設訓練を東小倉小学校にて実施(R2/6/24)
- ・第 22 回区本部会議を開催、第 20 回市本部会議の報告等について情報共有を図った。(R2/7/8)
- ・区本部会議を開催(R2/7/30、8/19、9/16、10/21)
- ・定例関係部署ミーティングの開催(毎週月曜日8時30分から)
- ・区本部会議を開催(市本部会議終了後)
- ・避難所運営会議主催の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、図上訓練(台風想定)を実施
- ・庁内放送による啓発、庁舎内の消毒方法再検討し更なる消毒の徹底
- ・区本部会議を開催 [過年度を除く] (R4/4/4、4/11、4/18、4/25、5/2、5/9、5/16、5/23、5/30、6/6、6/13、7/4、7/11、8/1、8/8、8/15、8/22、8/29、9/5、9/12、10/3、10/11、10/16、10/23、10/30、11/6、11/14、11/21、11/28、12/5、12/12、12/19、12/26、R5/1/11、1/16、1/23、1/30、2/6、2/13、※2/20、2/27、3/6、3/13、4/7、4/24)計 55 回 ※2/20 は資料配布のみ

#### ○第15回みんなで子育てフェアさいわいの中止について《幸区》

・2月22日に実施予定であったが、運営参加団体の希望により、中止を決定した。(R2/2/19)

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。
- 1 新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制確保に向けた検討・取組状況
- (1) 他局応援体制の構築に向けた取組
- ア 幸区の応援に入る財政局に依頼する業務内容を検討し、主にデータ入力や書類作成に係る作業 を切り分け、お願いすることとした。
- イ 財政局庶務課と対面で協議し、業務内容の詳細を説明のうえ、了承を得た。なお、データのやり取りは特殊共有フォルダを使用することとし、自局内スペースで作業に当たることとした。 (R3.12.23)
- ウ 財政局に赴き、コア課の職員約15名に対し、作業内容の詳細について説明会を実施した。 (R4.1.7)
- エ 1月11日(月)より、財政局による応援業務を実施した。(~R4.3.1)
- (2) 区役所応援体制の構築に向けた取組
- ア 毎週月曜日の朝、区長以下、コロナ対応に当たる関係課による連絡会議を年度を通じて実施している。
- イ 第5波で構築した応援体制は9月以降も継続し、必要に応じて業務に当たることとしていた。
- ウ 第 6 波に向けた業務内容として、区役所職員は主に陽性者に対するヒアリング(架電)やパルスオキシメーターの配送に当たることとした。
- 工 区部長会議で応援体制の当番表案を示し、各課の応援を依頼した。(R4.1.12)
- 2 区民及び職員の感染防止に向けた検討・取組状況
- (1) 事業実施方法の再検討
- ア 幸区賀詞交換会世話人会と協議し、1月14日開催予定の賀詞交換会中止を決定した。 (R3.12.23)
- イ 民生委員担当による地区民児協定例会への出席を一部縮小(R4.1.11)
- ウ 1/19(水) 実施予定の「関東地方更生保護委員会委員長による幸区保護司会更生保護サポート センター視察及び意見交換会」の中止決定(R4.1.12)
- エ 要保護児童対策地域協議会研修(1月21日午後に実施予定)会場受講を無くし、全てオンラインに変更
- オー健康づくり推進会議・食育推進分科会(1月24日午後実施予定)オンライン開催に変更
- カ 講演会等開催方法の変更
- ・2/18 (金) 10:00-12:00 子ども子育て講演会【会場・オンライン→オンラインのみ】
- ・3/3 (木) 10:00-12:00 地ケア講演会兼ご近所推進会議【会場・オンライン→オンラインの み】
- ・3/6 (日)10:00-12:00 こども・子育て講演会【会場・オンライン→状況によりオンラインの み】

- ・離乳食教室→定員を半分にして実施予定(本庁部局と調整中)
- キ イベント等開催方法等の変更(R4.1.11)
- ・1月14日実施予定の「地域包括支援センター連絡会議全体会」を延期(令和3年1月13日)
- ・2月19日実施予定の「令和3年度幸区春の総合防災訓練」の開催方法を分散開催に変更
- ・2/26(土)~3/13(日)子育てフェアさいわい(スタンプラリー)【実施→中止】
- ・2/27(日)保健衛生福祉班災害時対応訓練【実施→外部機関を呼んでの実施は中止】
- ・3/2 (水)区災害対策協議会医療救護部会【実施→書面会議で実施】
- ・3月下旬 区災害対策協議会全体会【実施→書面会議で実施】区災害対策協議会地域連携部会【実施→書面会議で実施】区地域包括ケアシステムネットワーク会議【実施→書面会議で実施】

## ク その他

保健師地区活動の一部縮小等(地域との協議による)

- (2) 職員の感染防止に向けた取組
- ア 1月5日、1月12日の区部長会議において、区長より感染対策の徹底、及び業務執行体制の確保について、再度の徹底を指示した。
- イ 来庁者及び職員に対する注意喚起の庁内放送を、より具体的な内容に修正して実施した (R4.1.5)
- ウ 区役所各課に対し、職員の感染対策、体調が悪い場合の対応方法、在宅勤務や特別休暇の取り扱い等について改めて通知を発し、周知徹底を依頼した。(R4.1.12)
- エ 各窓口等、庁舎内で必要になる消毒液等の物品を総務課で確保し、各職場で必要数を配置するよう依頼した。(R4.1.12)
- オ 2月27日の関係課部署による区本部会議において、区長より2類から5類への変更に伴う全市的な区役所の対応について調査等行うよう指示した。
- カ 3月13日の関係課部署による区本部会議において、上記オの調査等の結果について共有した。

## 中原区

更新日:令和5年2月28日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○中原区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、各課の役割、市民からの問い合わせ対応、情報の共有体制、市本部へ の情報伝達フロー等を確認し、来庁者や窓口職員の感染予防等を周知した。(R2/2/3)
- ・区管理職会議で、市民からの問い合わせ対応、情報の共有体制等を確認し、来庁者や窓口職員の感染予防等を周知した。(R2/2/5)
- ・第2回区本部会議を開催し、帰国者・接触者相談センターの設置、庁舎内のお知らせ掲示、区民 向け広報などについて情報共有を図った。(R2/2/12)
- ・第3回区本部会議を開催し、市・区内の状況等について情報共有を図った。(R2/2/19)
- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③イベント中止等の状況確認 ③職員の健康管理など(R2/2/26)
- ・第5回区本部会議を開催した。主な議題は、①衛生課からの情報提供 ②イベント中止等の状況 確認など (R2/2/27)
- ・第6回区本部会議を開催した。主な議題は、①第4回・第5回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③イベント中止等の状況確認 ④各課における業務や職員体制への影響の確認 ⑤ 今後の課題整理、医療機関における衛生用品不足の問題など。また、同日、区管理職会議でも情報提供等を行った。(R2/3/4)
- ・第7回区本部会議を開催した。主な議題は、①第6回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③イベント等の自粛期間延長に伴う課題確認 ④衛生課の応援体制の検討 ⑤職員が感染症に罹患した場合等の対応など。(R2/3/11)
- ・第8回区本部会議を開催した。主な議題は、①第7回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③職員の感染予防の徹底 など。(R2/3/13)
- ・第9回区本部会議を開催した。主な議題は、①衛生課からの情報提供 ②職員の感染予防の徹底 など。(R2/3/18)
- ・第 10 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 8 回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③職員の感染予防の徹底 など。(R2/3/23)
- ・第 11 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 9 回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③区役所窓口における感染防止対策の確認 など(R2/3/30)
- ・第 12 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 10 回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報 提供 ③緊急事態宣言を想定した業務実施体制 ④検体搬送スケジュール など(R2/4/2)
- ・第 13 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 11 回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報 提供 ③緊急事態宣言に伴う対応について など(R2/4/7)
- ・第 14 回区本部会議を開催した。主な議題は、①衛生課からの情報提供 ②衛生課の応援体制について など (R2/4/13)

- ・第 15 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 12 回市本部会議の報告 ②中原区の状況その他 ③衛生課の応援体制について など (R2/4/15)
- ・第 16 回区本部会議を開催した。主な議題は、BCP 発動について など(R2/4/17)
- ・第 17 回区本部会議を開催した。主な議題は、BCP 発動について など (R2/4/20)
- ・第21回区本部会議を開催(①緊急事態宣言解除後の中原区役所の働き方について、②区の状況、イベント等の開催に係る注意事項その他)(5/27)
- ・第22回区本部会議を開催(①区 PT 会議の報告、②区の状況その他)(6/3)
- ・第23回区本部会議を開催(①市本部会議の報告、②区の状況その他)(7/8)
- ・区本部会議を開催(R2/5/27、6/3、7/8、7/30、8/19、9/16、11/4、12/22、R3/1/06、 1/12、6/16、7/28、9/1、R4/1/12)
- ・新型コロナウイルスに関する研修会を開催(R2/11/4)
- ・新型コロナウイルス感染症下における総合防災訓練(新型コロナウイルスと風水害の複合災害を 見据えた指定避難所開設・運営訓練)を宮内中学校で実施(R2/11/8)
- ・区役所職員防災研修にて、避難所開設時のコロナ感染者のゾーン分けの講義を実施(R3/6/29)
- ・新型コロナウイルス感染拡大時における緊急避難場所の開設・運営にあたり、陽性患者・濃厚接触者の避難ゾーンを新設する「中原区版緊急避難場所暫定運用計画」を策定(R3/9/29)
- ・新型コロナウイルス感染拡大時における緊急避難場所運営研修を実施(R3/10/16)
- ・区小学校校長会及び緊急避難場所(29か所)にて、陽性患者・濃厚接触者ゾーンの新設について説明・暫定措置を実施(R3/10~11)

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。
- (1) 衛生課支援体制強化の取組
  - ・今後の新規陽性患者の増加推移を見据え、新型コロナウイルス感染対策区本部会議を実施の 上、衛生課の支援に必要となる人工の確認と、それに基づく区役所各課からの支援体制の準備 を実施した。また、区役所職員の感染防止対策の徹底について改めて確認した。(R4/1/12)
  - ・患者発生状況・衛生課勤務体制等について区本部メンバーで週1回共有(R4/4~)
  - ・第7波への対応として、区役所内の応援体制を強化(R4/7/14~)
- 新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制確保に向けた検討・取組状況
- (1) 他局応援体制の構築に向けた取組(R4/1/19~R4/3/6)
  - ・R4/1/19 より、まちづくり局・建設緑政局による応援業務を開始。R4/3/6 にて、終了。
- (2) 区役所応援体制の構築に向けた取組(R4/1/17~)
- ・R4/1/17 より、区役所内(まちづくり推進部・区民サービス部・地域みまもり支援センター〈1/11 (火)~〉・道路公園センター)による応援業務を開始。3月21日の「まん延防止等重点措置」解除後も第7波に備え、引き続き、区役所内による応援体制を継続中
- (3) BCP(事業継続計画)の発動を視野に入れた業務執行体制を確認した。
- 区民及び職員の感染防止に向けた検討・取組状況

- (1) 事業実施方法の再検討(主なイベントの開催状況等)
  - ・中原区諸団体合同新年賀詞交歓会〈1/6(木)〉(中止)
  - ・中原区商店街連合会新年賀詞交歓会〈1/14(金)〉(中止)
  - ・大戸地区町内会自治会等連絡協議会新年懇親会〈1/18(火)〉(中止)
  - ・子ネット通信編集会議〈1/20(木)〉(書面会議に変更。体験会は3月に延期。)
  - ・ミミケロ子育ておしゃべり広場〈1/21(金)・1/27(木)〉(オンライン開催に変更)
  - ・中原区SDC創出に向けた検討会〈1/21(金)〉(オンライン開催)
  - ・In Unity2022〈1/22(土)・1/23(日)〉(オンライン開催)
  - ・「学びの権利を守る」講座〈1/23(日)・1/29(土)〉(オンライン開催)
  - ・相談支援事業所連絡会〈1/26(水)〉(延期)
  - ・中原区市民提案型事業公開プレゼンテーション審査会〈1/27(木)〉(オンライン開催)
  - ・神奈川県公民館大会〈1/28(金)〉(オンライン併用開催)
  - ・市民自主企画事業「認知症・相続講座(第6回~第10回)」 〈1/29(土)・2/5(土)・2/12(土)・2/19(土)・2/26(土)〉(オンライン併用開催)
  - ・子育てサロン事業・子育て広場事業について、子育て支援推進実行委員会と協議し、1月中の開催中止並びに開催方法の変更で実施
  - ・中原区青少年指導員研修会〈2/6(日)〉(中止)
  - ・平和人権男女平等推進学習「CO育て世代のチームビルディング」(2/6(日)) (会場を複数に分散して実施)
  - ・なかはらの魅力発信講座(座学)(2/7(月))(オンライン開催)
  - ・老人クラブ補助金説明会〈2/7(月)〉(中止:申請受付を郵送も可に変更)
  - ・「子育ておしゃべり広場 なないろ」(2/10(木)・3/10(木))(中止)
  - ・区役所コンサート〈2/14(月)〉(中止)
  - ・「市民自主学級・市民自主事業提案会」、「市民館専門部会」、「ヤングジャンプ」 〈2/20(日)・3/20(日)〉(定員の半数以下で実施)
  - ・中原区スポーツ推進委員会視察研修会(2月)(中止)
  - ・子育てサロンスタッフ研修〈3/1(火)〉(オンライン開催のみに変更)
  - ・中原区スポーツ推進委員会バスハイキング〈3/13(日)〉(近郊での「歩こう会」に変更)
  - ・中原区在宅療養推進協議会主催「区民向けセミナー」(3/13(日))(延期)
  - ・識字学級〈毎週火曜日:午前・夜間〉(定員の半数以下で実施:3/8(火)終了)
  - ・地域包括支援センター連絡会議(オンライン開催に変更)
  - ・認知症訪問支援事業チーム員会議(オンライン開催の可能性あり)
  - ・クリーン・グリーンなかはらキャンペーン(JR 武蔵新城駅周辺清掃活動)(中止)
  - ・クリーン・グリーンなかはらキャンペーン(花いっぱい教室)(3/16(水))(中止)
  - 生活実態把握のための家庭訪問の頻度を最低限確保(継続:保護課)
  - ・窓口現金扶助費支給を口座振込に移行(継続:保護課)
  - (2) 職員(及び来庁者)の感染防止に向けた取組
  - ・在宅勤務や時差出勤の積極的活用のほか、打合せにおけるオンラインの活用(継続)
- ・継続的に行っている定期的な換気・オゾン発生器や筆記具滅菌用ステアライザーの活用・窓口での消毒等感染防止対策を、再度課内に周知し徹底

- ・記載台、窓口カウンター、イス、アクリル板、発券機等の消毒及び消毒液を設置
- ・面接室内の換気 (継続)
- ・相談時の感染対策徹底について改めて指示
- ・職員への感染防止対策の周知
- ・職場及び共有部分での感染防止対策(継続)
- ・1F 待合フロア及び行政サービスコーナーに空気清浄器エアドッグを設置

## 高津区

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○高津区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、区本部長および危機管理室への情報提供フローを確認した。(R2/2/6)
- ・第2回区本部会議を開催し、市民からの問い合わせ対応、帰国者・接触者相談センターの設置、イベント実施の考え方について情報共有を図った。(R2/2/19)
- ・第3回区本部会議を開催し、各局・区の対応状況、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(R2/2/25)
- ・第4回区本部会議を開催し、市立学校の臨時休業措置、その対応としての職員体制及び業務の見直 しについて情報共有を図った。(R2/2/28)
- ・第5回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や区内の状況、衛生課からの報告などについて情報 共有を図った。(R2/3/4)
- ・第6回区本部会議を開催し、イベント等自粛期間の延長や区内の状況、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(R2/3/6)
- ・第7回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や区内の状況、衛生課からの報告などについて情報 共有を図った。(R2/3/13)
- ・第8回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を踏まえ、4月以降のイベント等の考え方、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(R2/3/23)
- ・第9回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や区内の状況の情報共有を行うとともに、区内イベント等の対応及び施設休館等の情報集約を行うことを確認した。(R2/3/27)
- ・第10回区本部会議を開催し、予防的縮小の観点から緊急事態宣言時の BCP 発動を想定した業務 縮小の検討及び職員(家族含む)あて感染拡大防止に向けた注意喚起を行うことを確認した。 (R2/4/2)
- ・第 11 回区本部会議を開催し、区内の状況について情報共有を図るとともに、BCP 発動を想定して 各課 2 班体制の勤務体制を整えること等を確認した。(R2/4/7)
- ・第 12 回区本部会議を開催し、区内の状況や衛生課からの報告などについて情報共有を図った。 (R2/4/8)
- ・第 13 回区本部会議を開催し、各課の BCP 発動時の勤務体制検討状況や、職員が感染した場合の対応について情報共有を行った。(R2/4/10)
- ・第 14 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や区内の状況の情報共有を行った。(R2/4/15)
- ・第 15 回区本部会議を開催し、BCP 発動に向けて各課の勤務体制等を整えることについて確認を行った。(R2/4/17)
- ・区本部会議を開催(R2/4/30、5/8、5/21、5/25、6/9、7/8、7/30、8/19、9/16、10/21、11/11、12/23、R3/1/6、1/13、1/28、2/10、2/17、3/5、3/19、3/31、4/14、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/16、8/31、9/30、12/24、R4/1/20、2/10、3/17、5/19、8/9、10/4、11/10、R5/2/10、4/28)計 55 回

- ・高津区全町内会連合会研修会にて、令和2年7月公開の「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営について」を用い、避難所でのコロナ対策について講義を行った。(R2/7/17)
- ・区内職員向け、新型コロナウイルス感染症対策研修を行った。(R2/7/30、7/31、8/4)
- ・橘地区町会長会議にて、避難所でのコロナ対策について講義を行った。(R2/8/28)
- ・高津地区自主防リーダー研修会にて避難所でのコロナ対策について講義を行った。(R2/9/2)
- ・高津地区町会長会議にて、避難所でのコロナ対策について講義を行った。(R2/10/2)
- ・区内職員向け、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営研修を開催(R3/11/10)+風水害対応研修内でも同様の講義を実施(R3/5/26、5/28、R4/5/16、5/17、5/23、5/24)
- ・橘地区自主防リーダー研修会にて避難所でのコロナ対策について講義を実施。(R3/7/30)
- ・高津区全町内会連合会研修会にて、コロナ禍での感染予防と活動方法について講義を実施 (R3/3/12)
- ・区役所内トイレの自動水洗化工事を実施(R2/12/9)
- ・区役所内各所属の職員用パーテーション等を設置(R3/2/26)
- ・疫学調査(第6波)架電用モバイル端末の調達に係る調整(ワクチン調整室)(R3/8/13~)
- ・本庁の応援体制(第6波)の確保・執務スペース設営(パーテーション設置、端末等の確保等) (R4/1/17)
- ・局内の応援体制(第6波)の確保(R4/1/17~)
  - ・応援ローテーションの作成
  - ・応援職員による発生届の処理等
  - ・応援職員への業務レク
  - ・疫学調査用ファイルの作成
- ・市民館・図書館分館における感染防止対策の実施
  - ・図書館及び市民館分館窓口カウンターに飛沫防止用カーテンを設置(R2/5/24)
  - ・図書館分館カウンター対応時マスク・手袋の着用(R2/5/24)
  - ・換気用パーテーション及び大型サーキュレーターを設置(R2/11/11)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策情報コーナーの設置(R3/3/1)
  - ・飛沫防止用アクリル板を設置(R3/3/9)
  - ・フットペダル式消毒スタンドを設置(R3/3/17)
  - ・緊急事態宣言に伴う利用人数制限、利用時間の短縮、主催行事の中止(R3/1/8~3/21)
  - ・まん延防止等重点措置に伴う利用人数制限、利用時間の短縮、主催行事の中止(R3/4/20~ 8/1)
  - ・緊急事態宣言に伴う利用人数制限、利用時間の短縮、主催行事の中止(R3/8/2~9/30)
  - ・図書返却ボックスを閉館時のみから常時設置に変更(R3/9/6)
- ・事務事業のオンライン化に向け、分館内におけるインターネット接続環境を構築(R3/3/31)
- ・WEB 版感染防止○×クイズを作成し、区役所窓口の待合スペースに QR コード付きのチラシを掲示 (R4/3/25)
- ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。

## (1)業務執行体制確保の取組み

・「新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について(通知)」が各局区に発出されたことを踏まえ、総務課から各所属に対し、当面(年度末まで)企画、計画している、大人数での会議やイベント等(各種事業)について、感染拡大を防ぐ観点から、中止・延期できるもの、できないものについて状況を把握するための調査を実施した。(R4/1/12)

## 宮前区

更新日:令和5年5月19日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○宮前区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、危機管理担当に情報集約する体制を確立した。(2/5)
- ・第2回区本部会議を開催し、情報共有を図った。(R2/2/12)
- ・第3回区本部会議を開催した。主な議題は、①第2回市本部会議の報告 ②厚労省のチラシ「新型コロナを防ぐには」の会議・イベントへの活用 ③日報による情報集約など (R2/2/19)
- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議報告 ②時差勤務についての確認など(R2/2/26)
- ・区本部長よりイベント等における区の対応の考え方、留意点について周知した。(R2/2/26)
- ・感染症予防のため、庁舎内の換気実施について各課に依頼した。(R2/2/28)
- ・第5回区本部会議を開催した。主な議題は、①第4回、第5回市本部会議報告、②区内イベントの中止状況確認など(R2/3/4)
- ・第6回区本部会議を開催した。主な議題は、イベント等自粛延長に対する見解について (R2/3/5)
- ・第7回区本部会議を開催した。主な議題は、①第6回市本部会議報告 ②区内医療機関の検査状況など(R2/3/11)
- ・第8回区本部会議を開催した。主な議題は、①第7回市本部会議報告など(R2/3/18)
- ・第9回区本部会議を開催した。主な議題は、第8回市本部会議報告など(R2/3/25)
- ・区役所出入口・区民課窓口に「海外から帰国・入国された方へ」ポスター掲示(R2/3/27)
- ・第10回区本部会議を開催した。主な議題は、①第9回市本部会議報告、②4月イベント開催状況の集約依頼など
- ・区民課窓口にビニールカーテンを設置(R2/4/1)
- ・第11回区本部会議を開催した。主な議題は、①第10回市本部会議報告、②市立学校の臨時休業の延長 ③BCP発動時における優先業務の選定依頼など(R2/4/3)
- ・第 12 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 1 1 回市本部会議報告、②緊急事態宣言を受けての対応等、③BCP 発動等を踏まえた検討状況など(R2/4/8)
- ・第 13 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 1 2 回市本部会議報告 ②在宅勤務対応など (R2/4/15)
- ・第 14 回区本部会議を開催した。BCP 発動に際し、各課に体制整備と報告を依頼(R2/4/17)
- ・第 15 回区本部会議を開催した。在宅勤務の服務について確認 (R2/4/20)
- ・みやまえ通信を発行し、特別定額給付金の案内、熱中症予防について町内会掲示板やホームページに掲載、関係機関に配架した。(R2/5/26)
- ・第22回区本部会議を開催し、庁舎内における感染症予防対策について情報共有を行った(6/9)
- ・第23回区本部会議を開催し、災害時の濃厚接触者の取扱い等情報共有を行った(7/8)
- ・衛生課の区役所内応援体制を強化した(R2/7/21~)

- ・新型コロナウイルス対応を踏まえた宮前区防災研修を実施(R2/7/31)
- ・区本部会議を開催(R2 11/1、12/23、R3 1/6、1/13、1/28、2/17、3/10、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/31、9/30、12/24、R4 1/20、2/10、3/17、5/19、8/9、10/3 11/10、R5 2/10、R5 4/28)
- ・風水害時の緊急避難場所視察研修において、区役所各課に対し新型コロナウイルス感染症を踏ま えた避難所開設説明会を行った。(R3/6/21~7/9)
- ・自主防災組織リーダー等養成研修において、感染症対策ポケットガイドを活用した避難所運営に ついて講義を行った。(R3/8/16, 17)
- ・E ラーニングを活用した風水害時の緊急避難場所対応(感染症対策含)を実施(R3/6/4~)
- ・第1回区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設訓練を行った。(R3/11/14)
- ・第2回区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設訓練を行った。 (R3/12/19)
- ・風水害時避難所開設研修において、区役所各課に対し新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設説明会を行った。(R4/5/31)
- ・区合同避難所運営会議において、感染症対策ポケットガイドを活用した避難所運営についての説明と、新型コロナウイルス感染症を踏まえた HUG(避難所運営ゲーム)を行った。(R4/8/17, 18)
- ・令和4年度川崎市・宮前区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所 運営訓練を行った。(R4/9/4)
- ・区役所等(出張所、市民館はエレベーターのみ)の市民が利用するエレベーター及び受付窓口、椅子、手すり、トイレに抗ウイルス・抗菌コート加工を実施(R5/2/5)
- ・区役所等(出張所、市民館・分館)の市民が利用する場所に空気清浄機を設置(R5/2/10)
- ・令和4年度第2回宮前区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開 設訓練を行った。(R5/2/12)

#### ○継続実施の取り組み

- ・窓口のパーテーションの設置
- ・職員自席でのパーテーションの設置
- ・研修、区民向けイベントの中止、オンライン参加などの手法の見直し
- ・関係団体、外部業者等との打合せをオンラインへの切り替え
- ・換気を促す庁内放送の実施
- ・全市の患者搬送業務執行体制の確保のため、待機室、駐車場の確保
- ・管理職会議等を通じ感染状況に応じた執行体制や、職員の体調管理、勤務体制などの周知
- ・職員休憩室にパーテーションの設置及び、黙食の徹底を周知
- ・衛生課の執行体制確保のための執務スペースの調整
- ・応援職員用のマニュアルの作成・随時更新・事務フローの見直し
- ・区役所内の応援体制の整備

- (1) 衛生課における応援受入れのための環境整備の取組
- ・局外応援職員受入れのためのさらなる応援者執務スペース調整の実施(パーテーション、通信機器の設置)(R4/1/12)
- (2) 区役所内応援体制の整備
- ・区役所内応援体制をさらに拡大(R4/1/12)
- ・区役所内応援体制の終了(R4/6/27)
- ・環境局職員の派遣(5名/日)の受入れ開始(R4/1/20~3/2)
- ・看護短大職員の派遣(1名/日)の受入れ開始(R4/2/6~2/23)
- ・感染状況に応じた区役所内応援体制(部内のみに縮小)を見直し(R4/3/17)
- ・濃厚接触者となった職員の早期の職場復帰が必要となった場合に備えて、待機期間の短縮に必要となる検査を行うための抗原定性検査キットを追加購入し庁内に配布(R4/2/3)
- ・安全確認業務・検体搬送業務における区役所内の管理職の応援体制を見直し、またそれに伴う、追加の検体搬送の委託契約を実施
- ・区役所内応援体制の整備(R4/7/23~8/28)
- ・衛生課の土日祝日体制の終了、平日コロナ対応の終了(R5/5/8)

## 多摩区

更新日:令和5年3月10日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○多摩区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、情報共有および体制の確認を行った。(R2/2/5)
- ・第2回区本部会議を開催した。主な議題は、①川崎市第2回対策本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③庁舎内のお知らせ掲示 ④窓口職員等に傾向と感染予防策など周知を徹底する研修会の実施 ⑤年度内のイベントや会合の調査など情報共有と、⑥区内の状況の区本部長への随時報告(区本部会議の開催)など(R2/2/19)
- ・第3回区本部会議を開催し、連休中の相談対応などの確認を行った。(R2/2/21)
- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議の報告 ②衛生課、地域支援課からの情報提供 ③区が主催するイベント等の実施の考え方についてなど(R2/2/26)
- ・窓口職員等に向けた新型コロナウイルスに関する研修会を 2 月 25 日から 28 日にかけて 6 回実施 した。(R2/2/28)
- ・第5回区本部会議を開催した。主な議題は、①第4回市本部会議の報告 ②公立学校臨時休業による影響についてなど(R2/2/28)
- ・第6回区本部会議を開催した。主な議題は、①第5回市本部会議の報告 ②来庁者への対応 ③ 不足する物品の調達についてなど (R2/3/4)
- ・第7回区本部会議を開催した。主な議題は、①第6回市本部会議の報告 ②イベント自粛(中止)の告知 ③来庁者への対応状況についてなど(R2/3/6)
- ・第8回区本部会議を開催した。主な議題は、①職員が罹患した場合等への対応 ②庁舎内のお知らせ掲示 ③イベント中止への対応についてなど(R2/3/11)
- ・第9回区本部会議を開催した。主な議題は、①第7回市本部会議の報告 ②庁舎内の定期的な換 気の各課依頼 ③公園緑地等での宴会の自粛の看板設置など(R2/3/13)
- ・第 10 回区本部会議を開催した。主な議題は、①イベント等の自粛に伴う今後の対応 ②感染症の 発生動向 ③連休中の相談対応についてなど(R2/3/19)
- ・第 11 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 8 回市本部会議の報告 ②市立学校の入学式、 部活動等の再開など(R2/3/25)
- ・第 12 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 9 回市本部会議の報告 ②庁舎内のお知らせの 追加 ③イベント等についての考え方など(R2/3/27)
- ・区管理職会議で区本部長から、業務継続に対するマネジメント、職員の健康管理など周知 (R2/4/2)
- ・第 13 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 10 回市本部会議の報告 ②市立学校の入学 式、部活動等の中止の継続 ③今後の業務実施体制の検討など(R2/4/2)
- ・区民課、保険年金課の窓口に間仕切りを設置した。(R2/4/6)
- ・第 14 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 11 回市本部会議の報告 ②市行政運営方針について ③BCP 発動時における優先業務の考え方 ③衛生課の応援体制など(R2/4/8)

- ・第 15 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 12 回市本部会議の報告 ②市行政運営方針におけるテレワークなどについて ③感染拡大に備えた対応について ③郵送業務の遅延への対応など。(R2/4/15)
- ・区部長会議で BCP 発動における服務の取扱い等について情報共有を行った。(R2/4/16)
- ・緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛を促す広報として、公用車で放送しながら区内を巡回した。(R2/4/17)
- ・外出自粛中に自宅などの室内で過ごす際に役立つコンテンツを募集し紹介する特集ページ「コロナに負けない!『おうち × 〇〇!』を区ホームページ内に作成・公開した。(R2/4/17)
- ・区管理職会議で区本部長から、BCP発動を踏まえた職員の勤務体制など周知。(R2/4/20)
- ・第 23 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 19 回市本部会議の報告 ②区内の状況の情報 共有③緊急事態宣言解除後の対応など。(R2/6/10)
- ・第 24 回区本部会議を開催した。主な議題は、①第 20 回市本部会議の報告 ②区内の状況の情報 共有③緊急避難所におけるコロナ対応など。(R2/7/8)
- ・区本部会議を開催(R2/6/10、7/8、7/29、8/19、9/16、10/21、11/11、12/22、R3/1/6、1/8、1/13、1/28、2/5、2/17、3/5、3/19、3/31、4/14、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/17、8/31、9/30、12/24、R4/1/20、2/10、3/17、5/19、8/9、11/10、R5/2/10)
- ・窓口カウンターにアクリルパーテーションを増設し、感染症対策を講じた。(R3/2)
- ・動画「感染症対策に配慮した災害時の避難所開設」を作成し、各避難所運営会議に配布するとと もに、区HPで公開(R3/3 末)
- ・多摩区町会連合会役員会にて、ワクチン接種(集団接種会場)の概要を説明した。(R3/4/28)
- ・風水害時の避難所運営研修 [新型コロナウイルス対応] (R3/8/13)
- ・新型コロナウイルス流行下における避難所開設訓練[中野島小学校](R2/8/4)
- ・風水害時の避難所運営研修 [新型コロナウイルス対応] を行った。(R2/10/13、10/23)
- ・自主防災組織リーダー等養成研修にて避難所でのコロナ対策について講義を行った。 (R2/10/30)
- ・区役所の庁内放送で、感染症対策(エレベーター利用、黙食等)についての放送を開始した。 (R3/9)
- ・自主防災組織リーダー等養成研修にて避難所でのコロナ対策について講義を行った。(R3/10/27)
- ・参議院議員通常選挙に係る期日前投票・投開票において、感染防止対策を考慮して事務を遂行した。 (R4/6/23~7/10)
- ・風水害時の避難所運営研修 [新型コロナウイルス対応] (R4/7/4、7/27、9/6、9/12、9/13、9/15)
- ・区役所窓口のカウンター等共用部の抗ウイルス・抗菌コート加工を実施した。(R5.2.20)
- ・庁舎内の換気対策として、窓口等に空気清浄機を設置した。(R5.12.1)
- ・令和4年度多摩区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を行った。(R4/11/6、12/11)

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制確保に向けた検討・取組状況
- ●取組の方向性確認
- ・新型コロナウイルスの再拡大の傾向を踏まえ、管理職会議 (R4/1/5)、区部長会議 (R4/1/12) において、区長から応援体制構築に向けた協力、検討について着手するよう指示した。
- ●各課での検討・取組状況
- ・主催する研修等事業の延期・中止の検討・決定、応援職員に向けたマニュアルの作成、新型コロナウイルス関係業務に特化した業務体制への移行、イベントの縮小・延期・中止の考え方、判断時期等の検討、在宅勤務に備えた業務の整理、手指消毒等感染防止対策の徹底の再確認、応援体制による業務実施フローの確認、日常業務の事務マニュアル更新・共有などを実施した。(R4/1/13)
- ●区内及び局間応援体制の構築
- ・衛生課業務への区内応援体制について、関係部署による調整、検討を実施し、1月14日から検体 搬送等の応援業務を開始した。他応援業務は順次開始予定。(R4/1/14) 局間応援体制について、 支援局あて応援依頼を行い、支援の開始に向けた調整を行っている。局間応援職員の受け入れは1 月25日を予定。(R4/1/12)
- ・区内応援体制について、地域みまもり支援センターを中心に、各部の応援職員が業務に従事する 体制を構築し、患者への電話によるヒアリングや、事務支援として患者への SMS による初期連絡 などを行った。(R4/3/10)
- ・区内応援体制については、発生届出件数や市保健所による業務体制の変更などを踏まえ、適宜、 業務内容や従事体制の変更を行いつつ、継続して業務に当たっている。(R4/3/10)
- ・局間応援については、関係各局・本部の協力を受け、患者への初期連絡、患者情報の確認・確定等の事務作業を中心に、1月25日から3月4日までの期間で実施した(業務の見直しを進めた結果、2月21日から3月4日までの期間は、応援局事務職員は自席での業務に変更)。また、専門職においては、患者へのヒアリングなどについて、1月24日から3月4日までの期間で実施した。(R4/3/10)
- ・衛生課職員及び応援職員の感染予防対策として、従事執務スペースの分散、空気清浄機の導入などの対策を行った。(R4/3/10)
- ・衛生課業務への市立看護大学及び区の応援体制について、関係部署による調整、検討を実施のうえ、発生届受理業務や患者への電話によるヒアリングなどを実施した。(R4/7/22~8/31)
- ・衛生課において、市立多摩病院、区医師及び区内発熱医療機関(約20施設)と情報共有及び協力 依頼について、ZOOM会議を実施した。(R4/7/22、9/30)
- ・衛生課において、保育園長会(R4/10/20)、保育園看護師会議(R4/11/17)にて感染症対策に ついての衛生教育を実施した。また、区内保育園を訪問し、感染症対策の調査と指導を実施し た。(R4/11/1、11/8)
- ・衛生課において、高齢者等福祉施設(特別養護老人ホーム等)に ZOOM 研修を実施した。 (R4/10/28)
- ・衛生課において、「新型コロナウイルス感染症対策の現場対応に係る検証と今後の課題について」 を作成し、管理職会議及び部長会議で説明した。(R5/2/1)
- ・衛生委員会において、庁内の空域環境(換気)についての点検を実施するとともに、各課あて感染症予防対策としての空気環境の管理に係る資料を送付した。(R5/2/9)

- ・衛生課において、新型コロナウイルス感染症届出医療機関70施設あてアンケートを送付した。 (R5/2/20~2/28)
- 2 職員の感染防止対策の継続に向けた検討・取組状況
- ●各職場での取組の再周知、徹底依頼
- ・職場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン・取組事例集の再周知、徹底依頼を実施した。(R4/1/12)
- ●職場及び共用部分での感染防止対策の継続
- ・職員休憩室のレイアウト変更を実施した。(R3/8)
- ・職員休憩室に飛沫防止パーテーションの設置を行なった(R3/12)
- ・エレベーター押釦、手すりなどの共用部分の消毒、窓口カウンターの消毒、エレベーターの適正 利用・黙食の徹底に関する庁内放送などを行う取組を継続して実施する。(R4/1/12)
- ●在宅勤務に備えた対応
- ・在宅勤務に備えたテレワーク端末利用方法の確認、適応した業務の整理等の取り組みについて各課 あて依頼した。(R4/1/13)

## 麻生区

更新日:令和5年5月17日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○麻生区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、区本部長および危機管理室への情報提供フローを確認した。(R2/1/31)
- ・第2回区本部会議を開催し、相談センターの設置時期及び区内の対策医療機関について確認を行った。(R2/2/5)
- ・第3回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向について共有を行った。(R2/2/19)
- ・第4回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向、イベントの対応方針について共有を行った。(R2/2/25)
- ・第5回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向、イベント対応及び消毒液・マスク配布 方針について共有を行った。(R2/2/26)
- ・第6回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向、市立学校の休校等について共有を行った。(R2/2/28)
- ・麻生区危機管理推進会議を開催し、新型コロナウイルスに関する麻生区の当面の対応や、市が主催するイベントの自粛について、区職員の感染発生に伴う服務取扱い等を全管理職対象に情報共有を行った。(R2/3/4)
- ・第7回区本部会議を開催し、区内の動向、イベント対応情報や、庁舎内換気ルール等について共有を行った。(R2/3/4)
- ・第8回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、区管理施設の対応情報について情報共有を行った。(R2/3/6)
- ・第9回区本部会議を開催し、市内における感染者発生状況や、職員用マスクの配布方針等について情報共有を行った。(R2/3/13)
- ・第 10 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、区内の感染者の動向について情報共有を行った。(R2/3/23)
- ・第 11 回区本部会議を開催し、区内の感染者の動向、4 月以降のイベントについての考え方、窓口対応職員のマスク着用について情報共有を行った。(R2/3/26)
- ・第 12 回区本部会議を開催し、区内の感染者の動向や、次回市本部会議の関連項目について情報共 有を行った。(R2/3/26)
- ・第 13 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、区内の感染者の動向について情報共有を行った。(R2/3/30)
- ・第 14 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容、区内の感染者の動向、BCP の考え方について 情報共有を行った。(R2/4/2)
- ・第 15 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容、区内の感染者の動向、BCP の考え方について 情報共有を行った。(R2/4/6)

- ・第 16 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、緊急事態宣言及び本市における業務継続計画 等を踏まえた職員の勤務体制、衛生課における感染症対策業務の増大を踏まえた応援体制、区内 の感染者の動向について情報共有を行った。(R2/4/7)
- ・第 17 回区本部会議を開催し、緊急事態宣言下における本市行政運営方針について情報共有を行った。(R2/4/9)
- ・緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛を促す広報として、青色防犯パトロール車で放送しながら巡回したほか、区内の防犯情報を発信している「麻生セーフティメール(ASM)」で広報を行った。(R2/4/10)
- ・外出自粛中に家庭で取り組めることの情報やポイントを掲載した特集ページ「Stay Home あさお」を区ホームページ内に作成・公開した。(R2/4/13)
- ・第 18 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容について情報共有を行ったほか、BCP 発動を見据えて、各課に対応の検討を指示した。(R2/4/14)
- ・第 19 回区本部会議を開催し、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針等を踏まえた庁内応援・勤務体制の考え方」に関する服務の取扱い等について情報共有を行った。(R2/4/16)
- ・第 20 回区本部会議を開催し、BCP 発動に向けて各課に体制の整備と報告を指示した。 (R2/4/17)
- ・第 21 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容、BCP 発動を踏まえた勤務体制について情報共有を行った。(R2/4/21)
- ・第 22 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容、特別定額給付金の対応について情報共有を行った。(R2/4/30)
- ・第 23 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、衛生課や区民サービス部の支援について検討を行った。(R2/5/7)
- ・第 24 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、特別定額給付金の対応について検討を行った。(R2/5/15)
- ・第 25 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、特別定額給付金の対応について情報 共有を行った。(R2/5/21)
- ・第 26 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容、BCP 解除について情報共有を行った。 (R2/5/25)
- ・第27回区本部会議を開催し、市本部会議の内容について情報共有を行った。(R2/6/9)
- ・第 28 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容について情報共有を行ったほか、避難所における 感染症対策や、感染者・濃厚接触者が今後増加した場合の検査体制について確認した。 (R2/7/8)
- ・第 29 回区本部会議を開催し、区役所プロジェクト会議、市本部会議の内容を情報共有、窓口対応 職員の感染症対策について課題の検討を行った。(R2/7/29)
- ・職員向けに「感染症対策等を踏まえた緊急避難場所運営研修」を実施。e ラーニング、集合研修、 現地研修の3部構成で開催した。(R2/7月~9月)
- ・第30回区本部会議を開催し、区役所プロジェクト会議、市本部会議の内容を情報共有、麻生区内の陽性患者の動向について確認を行った。(R2/8/19)
- ・第 31 回区本部会議を開催し、区役所プロジェクト会議、市本部会議の内容を情報共有、麻生区内の陽性患者の動向や他区の情報について確認を行った。(R2/9/16)

- ・台風 14 号の接近に備え、濃厚接触者の避難先として市民館の開設準備を行った。(R2/10/9)
- ・第32回区本部会議を開催し、区役所プロジェクト会議、市本部会議の内容を情報共有、麻生区内の陽性患者の動向や他区の情報、家族感染の状況について確認を行った。((R2/10/21)
- ・第 33 回区本部会議を開催し、区役所プロジェクト会議、市本部会議の内容を情報共有、年末年始の分散休暇取得の指示、市内クラスタの共有を行った。(R2/11/11)
- ・第 34 回区本部会議を開催し、区役所プロジェクト会議、市本部会議の内容を情報共有、市内の感染状況、職員が PCR 検査、年末年始の衛生課支援について協議を行った。(R2/12/23)
- ・第35回(欠番)
- ・第 36 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、緊急事態宣言下における本市行政運営方針踏まえた麻生区における対応について協議した。(R3/1/8)
- ・第 37 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、イベント開催のガイドラインについて協議を行った。(R3/1/12)
- ・第 38 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、緊急事態宣言下における事業遂行での課題事項を確認、協議した。(R3/1/28)
- ・第39回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、コロナ禍おける高齢者虐待についての動向を確認した。(R3/2/5)
- ・第 40 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、ワクチン接種についての関連情報に ついて確認を行った。(R3/2/17)
- ・第 41 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、ワクチン集団接種の区の役割分担に ついて確認を行った。(R3/3/5)
- ・第 42 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、ワクチン集団接種の対応や緊急事態 宣言解除に伴うイベント開催について協議した。(R3/3/19)
- ・第 43 回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を情報共有、ワクチン集団接種の対応や変異株の 陽性患者情報を確認した。(R3/3/31)
- ・第 44 回〜第 63 回区本部会議を開催(R3/4/14、R3/4/19、R3/4/27、 R3/5/11、R3/5/28、R3/6/18、R3/6/29、R3/7/30、R3/8/18、R3/8/31、R3/9/30、R3/12/24、R4/1/20、R4/2/10、R4/3/17、R4/5/19、R4/8/9、R4/10/5、R4/11/10、R5/2/10、R5/4/28) ※市本部会議の情報共有を行うと共に、課題の把握及び解決に向けた検討を行った。
- ・職員向けに「感染症対策等を踏まえた緊急避難場所運営研修」を実施。e ラーニング、集合研修、 現地研修の3部構成で開催した。(R3/5月~7月)
- ・R3 台風の接近に備え、自宅療養者の土砂警戒区域の確認、避難先として保健ホールの開設準備を行った。(R3/8月~10月)
- ・自主防災組織向けに「自主防災組織リーダー等養成研修」を実施。避難所でのコロナ対策について講義を行った。(R3/11/24)
- ・麻生区総合防災訓練の中で、感染症対策の講座を設け講義を行った。(R3/12/4)
- ・避難所開設運営訓練の中で、感染症対策を講じた開設訓練を行った。(R4/12/17)

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。

#### (1) 保健所体制強化の取組み

- ・市の方針を受けて、衛生課に対する庁内や局間の応援体制について庁内において検討し、業務 内容や必要人数を含む具体的な実施案を作成した。(R3/12/23)
- ・新型コロナウイルス感染症対策区本部会議において、応援体制実施案を報告、情報共有をする とともに庁内協力して衛生課を支援するよう指示をした。(R3/12/24)
- ・支援局である経済労働局、選挙管理委員会事務局、監査事務局に対して、応援人数や業務等について説明し、局間応援についての協力を求めた。(R4/1/6)
- ・区管理職会議において、衛生課に対する応援協力をあらためて指示をした。また、事務繁忙に 伴い事務ミスについての注意喚起を行った(R4/1/12)
- ・衛生課業務(連絡業務、データ入力等)の区役所内応援を開始した。(R4/1/13)
- ・衛生課業務(訪問、検体搬送等)の区役所内応援を開始した。(R4/1/14)
- ・衛生課派遣職員増員に伴い、テレワークスペースを執務室として使用し、必要な物品の確保(R4/1/20)

## (2) 業務執行体制確保の取組み

- ・区管理職会議において、業務継続を視野に入れて、業務の精査や業務見直しを実施するように 全管理職に指示をした。(R4/1/12)
- ・毎回の区部長会議・区管理職会議において、情報共有を行っている。(随時)
- ・各班・各課単位の防災研修において新型コロナウイルス感染症を踏まえた HUG (避難所運営ゲーム) を行った。(R4/9/1、R4/9/12)

#### (3) 感染防止対策の取組み

- ・デジタルサイネージ等を利用して、市民や職員に対して手洗いの徹底など感染予防の啓発の実施を開始する。(R3/12/20)
- ・区管理職会議において換気対策をはじめ感染防止対策の徹底、症状がある職員についての出勤見合わせ等を全管理職へ指示をした。(R4/1/12)
- ・各課における感染症対策用品の不足状況を確認し、必要に応じて追加配備を行っている。(随時)

# 市民オンブズマン事務局

更新日:令和5年5月8日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○巡回市民オンブズマンの開催方法の変更

・各区役所において実施している巡回市民オンブズマンについて、感染拡大防止のため開催方法を 見直し、原則予約制とした(R3/1/15~)。

## ○巡回市民オンブズマン会場における感染防止対策の実施

・会場設営の際には、飛沫防止のため、市民オンブズマンと相談者との席の間隔を空ける(間隔が取れない場合は飛沫防止用のアクリル板を設置)他、会場入口にアルコール消毒液及び感染防止に関する協力の案内文を配置し、感染防止対策を実施した。

## ○人権オンブズパーソンにおける感染防止対策の実施

・相談者等との面談にあたっては、感染防止対策として、飛沫防止用アクリル板の設置、アルコール による手指消毒、検温を実施した。

#### ○業務執行体制確保の取組み

・苦情・相談業務等の継続性を確保するため、業務遂行に支障を生じない範囲での接触機会の低減に向けた取組(ヒアリング時の人数・時間短縮、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの一部在宅勤務等)を進めるとともに、今後の感染状況を注視し、状況に応じて対応可能な体制の確保を確認した。(R4/1/12)

#### ○オンライン会議を活用した感染防止対策(出席者数の低減)の実施

・市民オンブズマンにおけるヒアリング調査について、オンライン会議(webex)の併用を試行実施するとともに、人権オンブズパーソン主催のパーソン会議等について、オンライン会議(webex)を併用した。(R4/2~)

## 会計室

更新日:令和5年2月28日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知 (R4/1/7)があり、以下の対応を実施した。

## (1) 実施中の取組

- ・病気回復後の自宅待機や体調不良による出勤見合わせにおけるテレワークの実施
- ・定期的な換気と執務室内のアルコール消毒
- ・飛沫防止シートの設置
- (2) 第6波に向けての検討(R4/1/13実施)
  - ・勤務場所分散の検討(テレワーク端末、会議室の活用による分散) ※令和2年4月の緊急事態宣言時は、イントラ研修室を活用した。(所管局と要調整)
  - ・業務継続計画(新型インフルエンザ当対策編)に基づく「縮小業務」及び「継続業務」のうち 優先度の低い業務の確認
- (3) 保健所応援体制の強化に向けた取り組み(R4/1~R4/2実施)
  - ・川崎区役所への応援業務に伴い、関係局との打合せを実施した。
  - ・応援業務に伴う区役所への職員派遣の実施に際し、あらかじめ会計室内での周知や業務内容の説明、さらに、マニュアルの確認や職員割振りのための日程調整等を行った。

## ○会計事務研修等における研修環境の感染防止対策の取組み(R2~実施)

- ・会計事務研修及び総合財務会計システム操作研修の実施にあたり、例年より研修日の日数を増やし、 1回あたりの受講者数を減らすことで人数の分散を図った。
- ・研修の実施にあたり、マスク着用等の感染症予防に係る注意喚起をし、研修会場の入口にアルコー ル消毒液を設置した。

## 上下水道局

更新日:令和5年5月17日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

## ○上下水道部の活動状況

- ・厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」の周知を行った。※以後同様に実施(R2/2/3)
- ・第1回上下水道部会議を開催し、市本部会議の情報共有、上下水道部における対応の確認等を行った。主な議題は、①川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の報告 ②イベント、PR 施設等の対応 ③厚生労働省、国土交通省等通知への対応 ③浄水場、水処理センター薬品の備蓄確認 ④職員への注意喚起など(R2/2/19)
- ・第2回上下水道部会議を開催し、市本部会議の情報共有、上下水道部における対応の確認等を行った。主な議題は、①川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の報告 ②BCPが発動された場合の業務継続性確保 ③時差勤務対象外の浄水場等運営要員の対応状況確認など (R2/2/26)
- ・第3回上下水道部会議を開催し、市本部会議の市立学校臨時休業措置について情報共有、プールの取扱等確認、3月3日開催予定の早朝管理職会議延期の決定等を行った。(R2/2/28)
- ・入江崎余熱利用プールを休館(3月3日~3月15日)した。(R2/3/2)
- ・第4回上下水道部会議を開催し、市本部会議の市立学校等の運営等について情報共有を行った。 (R2/3/4)
- ・水道水の安全性について局ウェブサイトによる広報。(R2/3/4)
- ・入江崎余熱利用プールの休館を延長(3月16日~3月31日)した。(R2/3/11)
- ・第5回上下水道部会議を開催し、市本部会議のイベント等の自粛による影響、国通知による公共 料金の支払猶予等について情報共有を行った。(R2/3/25)
- ・入江崎余熱利用プールの休館を再延長(当面の間)した。(R2/3/27)
- ・一時的に水道料金等のお支払いに困難をきたしている方に対し、支払い猶予の受付を開始した。 (R2/3/31~) 現在も継続中。
- ・第6回上下水道部会議を開催し、緊急事態宣言に備えて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の周知を図るとともに、緊急事態宣言時のBCP発動に関する考え方(案)を参考とした対応の方向性などを検討するよう指示した。(R2/4/1)
- ・第7回上下水道部会議を開催し、「特措法と緊急事態宣言」等に基づき周知を行った。また、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言及び本市における業務継続計画等を踏まえた職員の勤務体制について」に基づき、自宅待機や勤務ローテーションの考え方を周知し、引き続きBCP発動への対応の検討を指示した。(R2/4/7)
- ・第8回上下水道部会議を開催し、本市行政運営法針、出勤者7割減を実現するための在宅勤務等の推進に関する厚労省事務連絡等に基づき、勤務体制に関する庁内通知発出をもって出勤者減に取組む方針を決定した。(R2/4/14)

- ・本市行政運営方針等を踏まえた庁内応援・勤務体制の考え方等に則り接触機会の削減のための出 勤者減を実施した。(R2/4/16~)
- ・検針員による対面業務(集金等)の縮小を実施した。(R2/4/16~)
- ・上下水道お客さまセンターの業務縮小のため、引越し手続きの電子申請等の誘導アナウンス・広報を実施した。(R2/4/20~)
- ・入江崎余熱利用プールを R2/6/1 から一部再開(水泳教室以外の一般利用のみ)することを決定した。(R2/5/26)
- ・第 13 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び避難所開設運営マニュアル等の市本部会議 の情報共有を行った。(R2/7/8)
- ・第 14 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急経済対策の改定等の市本部会議の情報 共有を行った。(R2/8/19)
- ・第 15 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びイベント開催制限等の市本部会議の情報共有を行った。(R2/9/16)
- ・入江崎余熱利用プールの水泳教室を R2/11/2 から再開することを決定した。(R2/10/14)
- ・第 16 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び1 都 3 県・国との合意事項を踏まえた対応 等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/1/6)
- ・1/7 発出された政府の緊急事態宣言に伴う本市行政運営方針における庁内応援体制やBCP発動への備え、職場の感染防止対策として週1回程度の出勤抑制を局独自に実施した。(R3/1/15~)
- ・第 17 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びワクチンの接種体制に関する基本方針等の 市本部会議の情報共有を行った。(R3/2/17)
- ・第 18 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びまん延防止等重点措置の実施等の市本部会 議の情報共有を行った。(R3/4/19)
- ・第 19 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急事態措置の実施等の市本部会議の情報 共有を行った。(R3/8/2)
- ・第20回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び市内経済の状況等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/8/17)
- ・第 21 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急事態宣言解除等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/9/30)
- ・第22回上下水道部会議を開催し、感染防止対策の徹底について確認を行った。(R4/1/12)
- ・新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、保健所(高津区役所)へ応援職員を派遣した。 (R4/1/17~2/22)
- ・第 23 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びまん延防止等重点措置の実施等の市本部会議の情報共有を行うとともに、感染防止対策の徹底について確認を行った。(R4/1/21)

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。
- (1) 感染防止対策の徹底についての通知発出
  - ・基本的な感染症対策を徹底するとともに、業務継続に向け、ライフライン事業者としての職員の 自覚と責任ある行動をするよう上下水道事業管理者名で通知した。(R4/1/12)

## (2) 感染防止対策の徹底についての通知発出

・基本的な感染症対策を徹底するとともに、各職場において業務実態に合わせて創意工夫の上、業務に支障のない範囲で最大限、職員の接触機会の低減に努めるよう上下水道事業管理者名で通知した。(R4/1/21)

#### ○感染症拡大防止策の実施

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策として事業所の「換気の悪い密閉空間」を改善することを目的に、換気が十分に行われているかどうかを確認するための有効な方法として二酸化炭素濃度測定器を導入した。(R4/1~)
- ・確実な業務継続を目的とし、職員向けに上下水道局で独自に抗原検査キットを調達した。(R4 /10~)
- ・窓口業務におけるパーテーションの設置及び換気の目安となる二酸化炭素濃度測定器の使用を当面の間継続することとした。(R 4/10~)

## ○オンライン会議を活用した感染防止対策(会場の分散化)の実施

・水質異常事態対応訓練では、オンライン会議を活用し、会場を分散化することで感染対策を実施した。(R4/3/3)

## Oマスク着用の考え方について

- (1) 職員のマスクの着用について
- ・職場におけるマスクの着用は個人の判断によるものとした。(R5/3/13~)
- (2) 業務の状況に応じたマスク着用の推奨について
- ・来庁した市民等が不安や心配を感じることのないよう、窓口や個室など十分な身体的距離が保てない環境で市民対応等が求められる場面や、重症化リスクの高い方と接する場合などは、マスクの着用を推奨した。(R5/3/13~)

## 交通局

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○運転手へのマスクの配布

・交通局のバス運転手及び営業所事務職員の着用のため、マスク(12,000 枚)を配布。(R2/1/29)

## ○車内ポスターの掲出

・市民やお客様に咳エチケットや不要不急な外出をお控えいただくよう、市バス車内にポスターの 掲出を開始した。(R2/2/28)

## ○車内換気の実施

- ・まん延防止のため、空調や車内換気扇の使用、起終点においては開扉による換気を開始した。 (R2/3/16)
- ・市バス車内にポスターを掲出するとともに、悪天候時を除き、走行中窓開けによる換気を順次 実施した。(R2/4/3)

## ○通学定期券の払戻し等の対応

・令和2年4月7日以前に購入し、緊急事態宣言期間(4月7日~5月25日)が有効期間に含まれる通学定期券をお持ちの方又は持っていた方に対し、特例措置として、令和2年4月7日に遡っての払戻し、またはお持ちの通学定期券の有効期間の延長を6月25日から実施し、9月30日で終了した。

#### ○バス車内消毒の実施

- ・まん延防止のため、吊革、握り棒など、お客様が触れる部分の拭き取り消毒を順次実施した。 (R2/4/14)
- ・各車両にバス車内用抗ウイルス・抗菌コート剤のコーティング施工を実施した。(R4/10)

## ○感染症拡大防止策の実施

- ・継続して運行を確保するため、一部の路線において運転席後部にビニールシートを貼り付けるなどの対策を講じた。(R2/4/17)
- ・市バスの運行を確保するため、営業所においては通常どおりの体制にしているが、本局においては、通勤時等の接触回数を減らす観点から、必要最低限の人数の体制で対応している。 (R2/4/20)
- ・営業所内施設(休憩室、仮眠室、食堂等)において、抗ウイルス・抗菌コート剤のコーティング 施工を実施した。(R5/2/13)

## ○市バス定期券の払戻しの対応

- ・令和3年1月7日以前に購入した全ての定期券について、緊急事態宣言の効力発生日から解除日までの間(令和3年1月8日~3月21日)に払戻しの手続きをした場合、通常500円の払戻手数料を無料とする特例措置を実施し、令和3年3月21日で終了した。
- ・令和3年8月1日以前に購入した全ての定期券について、緊急事態宣言の効力発生日から解除日までの間(令和3年8月2日~9月30日)に払戻しの手続きをした場合、通常500円の払戻手数料を無料とする特例措置を実施し、令和3年9月30日で終了した。

## ○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、 以下の対応を実施した。
- (1) 川崎市業務継続計画発動を視野に入れた業務精査の取組
  - ・感染拡大に備え、業務継続計画の発動や応援職員の派遣を見据えた業務実施方法について、テレワークシステム運用開始など、業務環境の変化を踏まえて、各所管で再検討(R4/1/13)
  - ・市バス営業所において感染が拡大した場合等の運行確保に向けた執行体制について再検証 (R4/7/22)
- (2) 職員の感染防止対策の徹底についての取組
  - ・感染拡大に備え、継続実施している職員の感染防止対策(職場における感染防止対策、風邪症 状がある職員の出勤見合わせ、接触機会の低減等)の徹底について改めて各所属に通知、各営 業所でデジタルサイネージを配信(R4/7/28)
- (3) 濃厚接触者に係る待機時間の取扱い等についての取組
  - ・社会機能維持者(営業所勤務職員)が濃厚接触者となった場合に、本人が無症状であれば、2日目及び3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、その結果がいずれも陰性であれば待機期間を短縮できることから、独自に検査キット(100箱)を調達し、各営業所に配布(R4/9/15)

## ○感染症法上の位置付け「5類」引き下げに向けた取組

- ・国の新型コロナウイルス感染症対策本部から、「マスク着用の考え方の見直し等について」などが示され、令和5年3月13日以降の市バスの対応について各所属に通知(R5/2/27)
- ・5類引き下げが実施される令和5年5月8日以降の本局及び営業所におけるマスクの着用やアクリル板等の感染対策の考え方、バス車内の対応について各所属に通知(R5/5/2)

## 病院局

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○対応状況

- ・川崎病院は、市内唯一の第2種感染症指定医療機関(感染症病床数12床)として、新型コロナウ イルスへの感染が確認された患者等の受け入れを行っている
- ・新型コロナウイルス対策として、川崎病院においては院内にて定期的に対策会議を行っている。
- ・川崎病院においては、患者や来院者向けに「新型コロナウイルス対応のお知らせ」の掲示板を作成し、正面入り口や総合受付に設置した。また他の市立病院においても、同様のお知らせを作成し、 院内に掲示している。(R2/2/4)
- ・市立病院職員と病院局本庁職員が接触するような場合は双方の職員とも必ずマスクを着用するよう 周知を依頼した。(R2/2/4)
- ・市立3病院において面会制限を開始した。(R2/2/28)
- ・市立3病院において家族においても原則面会禁止とした。(R2/3/27)
- ・「神奈川モデル」に連携し、川崎病院では重症患者等に対応する高度医療機関として、井田病院及び多摩病院では中等症の患者に対応する重点医療機関としての体制を整備し運用を開始した。 (R2/4/15)
- ・「緊急事態宣言及び川崎市業務継続計画(BCP)を踏まえた川崎市立病院運営方針について」を 策定した。(R2/4/20)
- ・井田病院は市内唯一の結核病棟をコロナ専用病床に転換し、新型コロナウイルス感染患者等の受け入れ拡大を図った。(R2/4/9)
- ・井田病院において、令和4年7月に結核患者を受け入れるため結核病棟を再開した。(R4/7/25)

#### ○新型コロナウイルス感染症患者の受入

- ・川崎病院では、「神奈川モデル」における高度医療機関及び重点医療機関として、また井田病院及び 多摩病院では重点医療機関として、新型コロナウイルスの拡大状況に応じて、一般病床の一部休床 によるスタッフの配置転換などを行い、フェーズに応じた病床体制を増強・確保してきた。
  - 第7波で職員にも感染が増加する状況での厳しい体制の中、特設外来に患者が一時的に殺到した。 入院患者も増加したが、適切に感染者受入れ等に対応できた。
- ・井田病院は、令和4年12月に神奈川県モデル医療機関認定要綱が改正され、疑似症病床の認定区 分が廃止されたことに伴い、これまで確保していた疑似症病床を確保病床に組入れた。
- ・多摩病院において、令和5年1月に、新たに小児科を1床確保し、神奈川県との協定書の締結を行った。

«県による病床確保 災害特別フェーズ(最大)における確保病床数»

川崎病院62床(重症26床含む)井田病院35床(過去最大92床)

 多摩病院
 37床

 市立3病院合計
 134床

・救急やがん、小児、周産期など地域における重要不可欠な医療を提供しながら、新型コロナウイル ス感染症患者の受入れも積極的に行ってきた。 《これまでの新型コロナウイルス感染患者受入れ数》(R5.4月末まで)

川崎病院 1,220名(うち重症304名)

井田病院1,696名多摩病院1,517名

#### ○川崎病院 DMAT 隊員の派遣

・市内医療機関からのコロナ陽性患者の搬送先及び搬送手段の調整等のため、県及び市医療調整本部へ DMAT 隊員の派遣を行った。(R2/2~)

## ○病院事業管理者メッセージの発信

・主に医療従事者に向け、安定的な医療サービスを提供していくため、感染防止管理対策等について メッセージを発信した(R2/6/29)。

## ○市立病院の現状について動画配信

・新型コロナに対する院内の状況についての動画を川崎市チャンネルに掲載した(川崎病院はR2/5/15、8/11。井田病院はR2/5/26、R2/11/5。多摩病院はR2/12/24)。この動画は各種メディアでも取り上げられた。

## ○「新型コロナウイルス感染症出前講座」等の実施

・川崎病院(R2/6/29)及び井田病院(R2/7/14)において、地域と連携した感染症対策を推進するため、感染症専門の医師や看護師が高齢者施設等に出向き、講義や施設ラウンドを通じた感染対策を行う「感染症出前講座」を企画・周知した。

## ○市政だよりに川崎病院長のコメント等を掲載

・市政だより(R2/8/21 号)に川崎病院長と救命救急センター勤務の看護師へインタビュー記事を 掲載

## ○川崎病院感染管理認定看護師のクラスター発生病院等への協力派遣

・川崎区保健所支所及び健康福祉局から、クラスターが発生した病院や高齢者施設に対して感染対策 に関する指導について協力要請があり、川崎病院感染対策室の担当課長(感染管理認定看護師)の 派遣を行った。(R2/5~)

#### ○多摩病院感染管理認定看護師のクラスター発生病院への協力派遣

・クラスターが発生した病院から、感染対策に関する指導について協力要請があり、感染管理認定看護師の派遣を行った。(R3/5)

#### ○病院広報誌「新型コロナウイルス関連特集号」の発行

・新型コロナウイルス感染症への対応や院内における感染防止対策などをまとめた病院広報誌を市立 2病院で作成・発行し、院内外に周知した。

川崎病院:広報誌「くすの木」をR2/6/11、R2/8/18 に発行。

さらに、特別号として「川崎病院コロナ奮闘記」(R3/2/26)を作成・発行した。

井田病院:広報誌「井田山」をR2/6/2、R2/10/21 に発行。

## ○「新型コロナウイルス感染症出前講座」等の実施

・川崎病院(R2/6/23~R4/6/29)及び井田病院(R2/7/15~R3/12/22)において、地域と連携した感染症対策を推進するため、感染症専門の医師や看護師が高齢者施設等に出向き、講義や施設ラウンドを通じて「感染症出前講座」を企画・実施した。

## ○市立3病院における検査体制の増強

・市立3病院において、それぞれの病院における検査体制に応じて、新型コロナウイルス検査を行っための必要な医療機器(LAMP 法や PCR 検査、抗原定量検査)の整備を行った。

## ○市立3病院におけるクラスターへの対応

・それぞれの病院で、医師、看護師などの医療スタッフや入院患者を含む複数の新型コロナウイルス 感染が判明し、一定期間、一部の病棟において救急対応や新規入院の受入れを制限した。

市立多摩病院(R2/10/30~R2/11/17)

市立井田病院(R3/2/17~R3/3/25)

市立川崎病院(R3/9/8~R3/9/22)

市立井田病院(R4/1/11~R4/1/31)

市立多摩病院(R4/5/2~R4/5/14)

市立川崎病院(R4/7/19~R4/7/30)

市立川崎病院(R4/7/28~R4/8/8)

市立川崎病院(R4/8/8~R4/8/22)

市立井田病院(R4/9/9~R4/9/20)

市立井田病院(R5/1/2~R5/1/11)

## ○ワクチン接種への対応(R3/3~)

- ・健康福祉局や関係団体と連携し、医療従事者(自院を含む約1万人)及び在宅系の介護従事者(約1,800人)の1回目及び2回目のワクチン接種の対応を市立3病院で行った。県のシステム構築の遅れにかかわらず、医療従事者接種の重要性を鑑み、事前に医師会や歯科医団体、薬剤師団体等を通じて、独自手法によりきわめて早い時期から、自主的に実施し(川崎病院・井田病院)、各団体から称賛をいただいた。
- ・市民へのワクチン接種の対応として、各区における集団接種会場へ医師等スタッフの派遣を行うと ともに、市立3病院において個別接種を実施した。
- ・3回目接種については、医療従事者等を対象として令和4年2月以降実施した。
- ・4回目接種については、病院職員(委託業者職員を含む)を対象として令和4年8月~10月の期間で実施した。
- ・5回目接種については、病院職員(委託業者職員を含む)を対象として令和4年11月〜令和5年 1月の期間で実施した。

## ○新型コロナウイルス感染患者の受入対応(R4/1~)

- ・令和4年1月以降は、神奈川県との協定に基づき1月6日付けの病床確保フェーズを「1」から「3」 へ引き上げる依頼により、川崎病院は1月20日より、井田病院1月8日より確保病床の拡大及び 医療スタッフの受入体制の整備を行った(多摩病院はフェーズの変更に伴う病床数の変更なし)。
- ・令和4年1月21日、さらに県通知により病床確保フェーズを「3」から「災害特別フェーズ」に 引き上げられ、市立3病院とも確保病床を拡充した。

- ・3月18日、病床確保フェーズが「4」に引き下げられたため確保病床を調整した。
- ・4月7日、病床確保フェーズが「3」に引き下げられたため確保病床を調整した。
- ・4月21日、病床確保フェーズが「2」に引き下げられたため確保病床を調整した。
- ・6月13日、病床確保フェーズが「1」に引き下げられたため確保病床を調整した。
- ・7月13日、県通知により病床確保フェーズを「1」から「3」に引き上げられ、確保病床を拡充 することとした。
- ・7月15日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床を拡充した。
- ・7月22日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床をさらに拡充した。
- ・7月26日、病床確保フェーズが「4」に引き上げられたため確保病床を拡充した。
- ・9月6日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床を調整した。
- ・9月12日、病床確保フェーズが「3」に引き下げられたため確保病床を調整した。
- ・9月27日、病床確保フェーズが「2」に引き下げられたため確保病床を調整した。
- ・10月11日、病床確保フェーズが「1」に引き下げられたため確保病床を調整した。
- ・11月4日、井田病院では、病院単独で病床確保フェーズを「2」に引き上げ確保病床を調整した。
- ・11月7日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床を拡充した。
- ・11月16日、病床確保フェーズが「3」に引き上げられたため確保病床を拡充した。
- ・12月14日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床を拡充した。
- ・12月27日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床を拡充した。
- ・令和5年1月10日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床を調整した。
- ・1月23日、川崎病院では、入院動向から判断して確保病床を調整した。
- ・2月7日、井田病院では、病床確保フェーズを「3」のまま確保病床数を21床に調整した。

#### ○面会制限について

・新型コロナウイルス感染の急拡大を受け、市立病院において面会制限を再度強化した。(R4/1/8)

## ○病院間を行き来する職員の制限について

・新型コロナウイルス感染の急拡大や井田病院におけるクラスターの発生を受け、診療のため川崎病院及び井田病院を行き来していた医師の往来を当面の間、中止とした。(R4/1/11~ R4/1/26)

## ○職員の感染対策の徹底について

・新型コロナウイルス感染の急拡大や井田病院におけるクラスターの発生を受け、院内の特に感染リスクの高い診療科・部署等では N95 マスクを使用することとした。また、本庁管理職会議にて局長から職場での感染防止対策の徹底等を指示した。(R4/1/11)

## ○業務執行体制の確保等について

・本庁管理職会議にて局長から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制確保の検討及びB CPの確認を指示した。(R4/1/12)

#### ○現場への応援体制について

- ・本庁管理職会議にて病院事業管理者及び局長から、病院現場の事務部門へ応援体制を組む可能性を 踏まえ検討するよう指示した。
- ・病院事業管理者から、有事に備え日ごろから局全体で一体感をもって対応することが必要である旨 指示した。(R4/1/12)

○ <b>院内における研修の取扱いについて</b> ・新型コロナウイルス感染の急拡大や井田病院におけるクラスターの発生を受け、院内における研修は中止又は録画対応やWeb 等を活用したものに変更し対応した。(R4/1/12)
<ul><li>○沖縄県に看護師を派遣</li><li>・全国知事会からの要請を受け、新型コロナウイルスの感染拡大により医療従事者が不足する沖縄県へ看護師(1名)を派遣した。(R4/1/19~R4/2/18)</li></ul>

## 消防局

更新日:令和5年5月7日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○新型コロナウイルスに係る対応の局内周知

- ・「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の市内発生を想定した基本的な対応について (通知)」を発出し、新型コロナウイルスに係る 119 番受信及び救急事案の基本的な対応事項を局 内に周知した。(R2/1/16)
  - ※以後、2月12日、13日、21日、27日、3月4日、9日、11日に対象地域の増加等に伴う通知 を更新、対応している。

## ○川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部設置に伴う対応

・消防部副部長を警防部長として、関係局、機関との連携体制を確認した。(R2/1/31)

## ○新型コロナウイルス感染症対策消防警戒本部の設置

・市内罹患者の移送体制の整備、情報収集、関係機関との連絡体制の確立及び資機材の準備等、新型コロナウイルス対策に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症対策消防警戒本部を設置した。 (R2/2/26)

#### ○職員の出勤状況調査

・小学校等の休校措置に伴う影響等を考慮し、3月2日から当分の間の毎日、職員の出勤状況を把握するため、出勤状況の調査を実施することとした。(R2/3/2)

#### ○新型コロナウイルス罹患者の移送業務への対応

・市内で罹患者が発生し、民間の救急で対応できない場合に、消防局員で非常用救急車等による移送を実施(R2/3/6~R5/5/7まで 1,004人を移送)

## ○新型コロナウイルス感染症対策消防指揮本部の設置

・市内感染者の発生及び新型インフルエンザ特別措置法の一部を改正する法律の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症対策消防指揮本部を設置した。(R2/3/13)

## ○消防局サテライトオフィスの試行追加

・感染拡大防止のため、消防局内の作戦室・情報収集室などの広いスペースを利用し、サテライト オフィスを追加した。(R2/4/9)

## ○予防業務に係る届出書類の郵送受付

・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い、関係者等の外出自粛要請・ 感染予防等のため、当分の間、予防業務に係る届出書類を郵送でも受け付けることとした。 (R2/4/15)

## ○臨時の医療施設の開設に関する消防用設備等の設置基準、防火管理体制等に関する対応

・消防庁からの通知を受け神奈川県から発出された通知に基づき、既存の公共・宿泊施設、仮設のテント、プレハブ等を活用した臨時の医療施設の開設に際して、必要となる消防用設備等の基準、防火管理体制等について職員に周知した。(R2/4/15)

## ○新型コロナウイルス感染症に係る部隊編成方針の策定

- ・職員が多数欠員した場合に、警防体制を維持するためBCPが発動するまでの間の暫定的な部隊編成を定め、職員に周知した。(R2/4/16)
- ・BCPの発動を踏まえ、消防局の隔日勤務者等勤務体系別の勤務体制等の方針を定め、職員に 周知した。(R2/4/20)

#### ○消防局新型コロナウイルス感染症対策会議の開催及びBCP解除後の対応等の周知

・消防局新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、BCP解除後の対応等を決定し、同日「川崎市業務継続計画(BCP)解除後の当局における行政運営方針について(通知)」を発出し、 局内にBCP解除後の対応等を周知した。(R2/5/29)

## ○消防法令関係手続きの押印省略

・臨時的措置として、法令等の定める様式において、届出者等の押印を省略して受付できること とし、市HPに案内ページを新たに設置した。(R2/6/4~R3/3/31) なお、押印にかかる関係規則の改正により、本臨時的措置はR3/3/31をもって終了した。

## ○非対面による火災予防広報の実施

・春・秋の火災予防運動において、一部の消防署において地域の事業所と協力して無人の広報コーナーを設置、デジタルサイネージや大型ビジョンによる広報を行うなど非対面による火災予防広報を実施した。(R2/11/9~)

#### ○年末火災特別警備に伴う広報活動について

・駅、繁華街で消防車両等による火災予防広報のほか、新型コロナウイルス感染症の感染予防を盛り込み、市民に広報した。(R2/12/22~12/31)

## ○緊急事態宣言下における広報活動の実施について

・消防庁からの協力依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防について、消防隊が出向時、駅、繁華街を重点的に巡回し、広報活動を実施した。(R3/1/8~4/1)

#### ○外出自粛要請の周知活動と時短要請協力店への訪問

・神奈川県知事の川崎駅前仲見世通商店街での外出自粛要請の周知活動と時短要請協力店への訪問に同行した。(R3/1/15)

## ○住宅用火災警報器の設置率調査方法の変更

・例年、訪問により実施していた住宅用火災警報器の設置率の調査を、教育委員会の協力により、 小学校を通じた各世帯へのアンケート調査に変更した。(R3/2/4~)

## ○立入検査等、査察に関する研修をWEB開催

・県内消防職員の査察能力向上を目的とした研修会をWEB開催した。(R3/9/22)

## ○令和 4 年消防出初式の縮小開催の取組

・職員の感染防止対策として、令和4年各地区消防出初式について、消防演技は行わず、表彰式の みとし、開催時間を1時間以内とする等の対応とした。(R3/10/11)

#### ○講習会における感染防止対策の実施

- ・危険物に係る講習会において、人数制限や講習時間の短縮を行い、人との間隔を保ち、こまめな 換気等、三密(密閉、密集、密接)の回避により実施。
- ・会場内の飲食禁止、原則としてマスク着用、演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置する等の飛沫防止、来場時の検温及び手指消毒や手洗いを励行するなど感染防止に努めるよう事前周知した。 (R3/6/8~)

#### ○警防要員確保の取組

- ・「緊急事態宣言後における職員に関する措置の取扱いについて(通知)」、「緊急事態宣言後における消防局の行政運営方針について(通知)」を示し、警防要員の確保及び感染防止の徹底を周知した。(R3/10/1~R4/1/24)
- ・「まん延防止等重点措置期間における消防局の行政運営方針について(通知)」、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた在宅勤務における運用について(通知)」、「まん延防止等重点措置期間における消防局の行政運営方針に基づく職員に関する措置の取扱いについて(通知)」を発出し、警防要員の確保及び感染防止の徹底を周知した。(R4/1/20)

#### ○オンライン申請の実施

・非接触を念頭においた市民サービスのため、予防業務に係る申請、届出等の一部について、オンライン申請を実施している。(R3/12/23~)

## ○テレワークの実施

・接触機会の低減のため、業務遂行に支障を生じない範囲で、毎日勤務者による在宅勤務等を開始した。(R3/6/~)

#### 〇消防局が主催する訓練指導及び催し物の延期等の取組

・職員の感染防止対策として、消防局が主催する訓練指導及び催し物について延期等の措置を行った。延期等の措置がとれないものについては、まん延防止等重点措置期間における本市行政運営 方針に示された、イベント等の開催基準に基づき実施することとした。(R4/1/25)

## 〇職員の出勤状況調査

・令和4年7月21日から、職員の出勤状況を把握するため「新型コロナウイルス陽性者増加に伴う出勤者数等の把握について(通知)」を発出し、出勤状況の調査を実施することとした。(R4/7/21~R5/5/7)

# 教育委員会事務局

更新日:令和5年5月25日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○中国から帰国(入国)した児童生徒受入れ等の際の対応

- ・文部科学省からの通達を受け、中国から帰国した児童生徒の健康観察を行うよう各学校に依頼した。併せて、中国から帰国(入国)した児童生徒の市立学校への受入れの際に健康チェックを行うよう、各学校および区役所に依頼した。(R2/2/3)
- ・健康観察等の対象者について、文部科学省からの通達に基づき、適宜対象を湖北省(武漢市を含む)に拡大する等の対応を行った。(R2/2/10)
- ・新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について、文部科学省の考え方が下記のとおり更 新されたため、通知を各学校あて送付した。
  - ①発熱や呼吸器症状が出た生徒 → 発熱かつ呼吸器症状が出た生徒
  - ②湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触のあった児童生徒の相談先を「帰国者・接触者相談センター」とすること
  - ③湖北省から帰国し、湖北省在住の方と接触のない児童生徒については近くの医療機関を受診 していただくこと
- ・健康観察等の対象者について、文部科学省からの通達に基づき、対象に浙江省を追加する等の対応を行った。(R2/2/14)
- ・国における海外からの入国後の自宅待機等の対応が確立されてきたことや、学校においても「健康チェック」を行っていることを受け、区役所における健康状態の聞き取り対応を終了した。 (R3/11/26)

#### ○児童生徒の保護者への対応

- ・各家庭において新型コロナウイルスに対して適切な対策が行われるよう、保護者向けのチラシを 作成し、各学校から配布した。(R2/2/5)
- ・文科省の通達を受け、①基本的な感染症対策 ②子どもの健康チェック ③発熱等をした際の 自宅療養 ④出席停止となる場合の目安 について、学校を経由し保護者に周知した。 (R2/2/20)

#### ○学校における罹患児童発生時の対応

- ・文科省からの通達を受け、①罹患した生徒の出席停止 ②学校の休業措置 ③保護者への情報提供について、各学校に周知した。(R2/2/20)
- ・各学校あてに児童生徒等に罹患者が発生した場合の対応方針を通知した。(R2/2/27)
- ・保護者あてに健康チェック表を送付した。(R2/2/27)

#### ○卒業式の開催方法等について

・卒業式の開催方法等について、各学校へ留意事項を通知した。(R2/2/27)

#### ○川崎市立学校の臨時休業における対応

- ・臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、体調管理、緊急連絡体制などについて、各学校長に通知するとともに、市 HP に掲載した。(R2/2/28)
- ・各保護者に向けては、「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業のお知らせ」を配布し、 臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、臨時休業中の過ごし方、健 康状態の把握、緊急連絡体制、相談窓口などをお知らせした。(R2/2/28)
- ・学校施設開放(特別開放・夜間校庭開放を含む)については、3月2日から3月25日まで中止した。(R2/2/28)4月1日以降当面の間、中止とした。(R2/3/31)
- ・各学校から保護者に対し、「児童生徒の居場所」の利用希望調査書を配布した。(R2/3/2)
- ・市立学校において臨時休校を実施するとともに「児童生徒の居場所」を設置した。 (R2/3/4~3/25)
- ・スクールガードリーダー、地域交通安全員の継続配置を行った。(R2/3/4)
- ・本市が主催するイベントの自粛期間が本年 3 月 31 日(火)まで延長されたことに伴い、市立学校における部活動についても感染拡大の防止のため、同日まで中止した。(R2/3/13)

#### ○イベント自粛期間中の市立図書館および博物館施設の対応

- ・青少年科学館でのプラネタリウムの上映について、来館者同士の十分な距離を確保するため、座 席定員を通常の 200 人から 100 人程度に減じて開催することとした。(R2/2/27)
- ・図書館におけるイベントの延期または中止の方針を決定した。(R2/2/27)
- ・分館、閲覧所を含めた全 13 館において、館内での滞留につながる、①閲覧席の利用 ②新聞、最新号の雑誌の閲覧 ③利用者用インターネット端末の利用 ④カウンターでの長時間のレファレンス・読書相談 ⑤おはなし会の休止を、3月2日から3月15日まで停止することとした。 (R2/3/2)
- ・青少年科学館でのプラネタリウム投影及び常設展示の一部を3月31日まで休止した。(R2/3/6)
- ・図書館(分館、閲覧所を含めた)全13館において、館内での滞留につながる、①閲覧席の利用 ②新聞、最新号の雑誌の閲覧 ③利用者用インターネット端末の利用 ④カウンターでの長時間 のレファレンス・読書相談を3月31日まで停止することとした。(R2/3/2)
- ・青少年科学館でのプラネタリウム投影及び常設展示の一部を 3 月 31 日まで休止としていたが、4 月 1 日以降も当面の間、休止することとした。(R2/3/30)
- ・図書館(分館、閲覧所を含めた)全13館において、館内での滞留につながる、①閲覧席の利用 ②新聞、最新号の雑誌の閲覧 ③利用者用インターネット端末の利用 ④カウンターでの長時間 のレファレンス・読書相談 ⑤おはなし会の休止を、3月2日から3月31日まで停止することと していたが、4月1日以降も当面の間、停止を継続することとした。(R2/3/30)
- ・4月7日の緊急事態宣言に伴い、市立図書館(分館・閲覧所を含む)全13館を4月11日(土) から5月6日(水)まで休館とし、ホームページからの資料の予約も休止した(4/9)が、5月31日(日)まで同様の対応とした。(R2/5/8)

- ・5月24日の緊急事態宣言解除を受け、5月27日(水)から、4月11日の休館以前に予約されていた資料の貸出しに限定して9:30-17:00で開館し、6月3日(水)からは新規の予約や登録の受付を再開し開館時間も平常に戻した。(R2/5/27)
- ・6月10日(水)からは書架スペースへの利用者の立ち入りを再開し、棚から本を選んで借りることを可能とした。(6/1)7月1日(水)から館内での新聞・雑誌の閲覧、閲覧席やベンチの利用、利用者用インターネット端末の利用を再開し、席数は密を防ぐために半分程度としているものの、ほぼコロナによる休館以前のサービスに戻した。(お話会等のイベントも令和4年1月から再開)(R2/6/23)
- ・7月21日(火)鹿島田駅ペデストリアンデッキ上に図書返却ボックスを設置した。(利用開始は8月1日)(R2/7/21)
- ・図書館において、既に設置している館を除き、全館に感染症対策として除菌ボックスを設置した。(R2/8月まで順次)
- ・青少年科学館でのプラネタリウム投影について座席定員を 100 人とするとともに、感染拡大防止対策を徹底した上で、開館業務及び各種事業等の博物館活動を行うこととした。(R3/1/8)
- ・図書館予約資料の有料宅配サービスの試行を開始した。(R3/4/1)
- ・4月5日(月)宮前平駅改札前に図書返却ボックスを設置した。(R3/4/5)
- ・図書館の開館時間中においても、感染予防を兼ねて返却ポスト等の利用を可能にした(R3/9/1)
- ・緊急事態宣言解除に伴い、中原図書館の平日閉館時間を通常通り 21 時とした。(R3/10/1)
- ・令和 3 年 4 月 20 日から 9 月 30 日まで、まん延防止等重点措置期間のため、中原図書館については 20 時閉館。(R3/4/20-9/30)
- ・図書館の開館時間中においても、感染予防を兼ねて返却ポスト等の利用を可能にした(R3/9/1)
- ・令和3年6月28日 多摩区役所生田出張所内に図書返却ボックスを設置、利用を開始した。 (R3/6/28)
- ・川崎市在住・在勤・在学者への「有料宅配サービス」の本格実施(R4/4/1)
- ・令和4年12月15日 小田急多摩線栗平駅改札前に図書返却ボックスを設置、令和4年12月22 日に利用を開始した。

(R4/12/15)

- ・青少年科学館展示室において、利用者の手指消毒(消毒液設置)及び指定管理者による消毒作業 を行うことで、直接手で触れることができるハンズオン展示を再開した。(R4/10/1)
- ・青少年科学館において、来館者のマスク着用を任意とした。(R5/3/14)
- ・令和2年7月1日から市立図書館で実施していた、密を防ぐために館内での新聞・雑誌の閲覧、 閲覧席やベンチの利用、利用者用インターネット端末の利用における席数を半分程度としていた ところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴い、段階的に閲覧席の 間の仕切り板を撤去し、席数を通常に戻した。

・お話し会については、令和5年3月13日以降、マスク着用については個人の判断に基づくことを受けて、各館の状況をふまえて開催した。 (R5/3/20)

#### ○学校における感染症対策の実施

・文科省からの通達を受け、①基本的な感染症対策(手洗い、咳エチケット) ②児童生徒への保 健指導(睡眠、運動、食事) ③風邪を引いた場合には無理をさせずに自宅療養させる ④適切 な換気や湿度保持 ⑤卒業式等における換気やアルコール消毒液の設置 について、各学校に周 知した。(R2/2/20)

#### ○市 HP による広報

・3月4日からの学校の休業について、市HPの緊急情報として表示した。(R2/2/28)

#### ○臨時休業期間における家庭学習の対応

・小学校用・中学校用の家庭学習資料等を各学校に通知するとともに、総合教育センターHP に掲載した。(R2/2/28)

#### ○臨時休業期間における教育相談業務の対応

・スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの通常派遣及び、溝の口・塚越両相談室における 来所相談の通常実施、適応指導教室(ゆうゆう広場)の「児童生徒の居場所づくり」の観点から の通常開室について、各学校に通知するとともに、総合教育センターHP に掲載した。(R2/2/28)

#### ○令和2年3月分の学校給食について

- ・新型コロナウイルスに対して適切な対策が行われるよう、学校給食に係る各種委託事業者宛て に、依頼文書を発出した。(R2/2/27)
- ・3月4日(水)から臨時休業が開始することに伴い、同期間給食が不実施となるため、学校給食に係る各種委託事業者宛て通知を行った。(R2/2/28)
- ・3月分の学校給食費については、給食を実施した3月2日分及び3月3日分とし、その分を差し引いた給食費を保護者に返金又は次年度の給食費に充当し、保護者に周知するよう学校に依頼した。(R2/3/3)
- ・学校給食に係る各種委託事業者等と3月分の委託費用ついて調整を行っている。(R2/3/4~)
- ・文部科学省の「学校臨時休業対策補助金」に関する補助事業者である神奈川県学校給食会と、3 月の臨時休業に伴い転用等ができなかった食材に係る費用について調整を行っている。(R2/3/19~)

#### ○令和3年度中の給食費の返金について

・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業若しくは陽性又は濃厚接触者等に対して、対象期間に おける給食費の返金を行った。

#### ○令和4年度中の給食費の返金について

・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業若しくは陽性又は濃厚接触者等に対して、対象期間に おける給食費の返金を行った。

#### ○情報の掲載

・教育委員会 HP 内に掲載している、新型コロナウイルス感染症に関するリンク集を閲覧しやすいよう教育委員会 HP トップページに掲載した。(R2/3/2)

#### ○川崎市立学校で実施する入学式、部活動、運動日の設定

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・ 提言」(令和2年3月19日付)を踏まえ、以下の点について学校に文書発出および周知を行っ た。

#### 《入学式について》

- ・小学校・中学校・特別支援学校は4月6日(月)、高等学校は4月7日(火)に実施する。 《部活動の再開について》
- ・4月1日(水)から再開する。※現在は再開を中止している。(4/9)

#### 《運動日の設定について》

- ・児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の観点から、感染症拡大防 止措置を講じた上で、市立小・中学校において「運動日」を設定し、実施する。
  - ※小学校は4月3日(金)までの平日に、各学校が状況に応じて設定する。 中学校は3月31日(火)までの平日に、各学校が状況に応じて設定する。(R2/3/23)

#### ○川崎市立学校における教育活動の再開準備

・新型コロナウイルス感染症等への対応として、文部科学事務次官からの文書「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」を踏まえ、今後の市立学校における教育活動の再開時期等に関し、市内各学校に文書を発出し、4月6日の新学期開始に向けた準備を行うよう依頼を行った。(R2/3/24)

#### ○臨時休業の実施に伴う委託関係事業者への周知

・4月6日(月) $\sim$ 17日(金)の臨時休業実施に伴い、学校給食に係る各種委託事業者宛てに通知を行った。(R2/4/2、4/3)

#### ○臨時休業期間の延長

・市立学校の臨時休業期間につきましては、令和2年4月6日(月)から4月17日(金)まで としていましたが、市方針を踏まえ、5月6日(水)まで延長した。(R2/4/9)

#### ○「児童生徒の居場所」の継続について

- ・「児童生徒の居場所」についても、上記臨時休業の期間に合わせ、実施を継続とした。ただし、 利用については、文部科学省のガイドライン及び県の実施方針を踏まえ、共働き家庭など留守家 庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情があ り、かつ、次のいずれかに該当する保護者の児童生徒を対象とした。(R2/4/9)
  - ①保護者が医療従事者である場合
  - ②保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
  - ③ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
  - ④障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合

#### ○登校日について

- ・登校日は、児童生徒の心身の健康状態や生活状況の把握、学習指導、感染予防などの保健指導、 運動等によるストレス解消などを目的としている。
- ・登校日を4月9日・10日に実施する場合は、感染症予防対策を十分に講じた上で、教科書の配付、学習課題や必要書類の配付・回収、諸連絡等、必要最小限の内容・時間とした。
- ・登校日を4月13日(月)以降に実施する場合は、以下の留意点を踏まえ、感染症予防対策を 十分に講じた上で実施する。

#### 《留意点》

①目的:健康観察、学習課題に係る指導・連絡、保健指導、生活状況の把握(アンケート記入等)、運動等

②回数:1児童生徒につき週1回程度

③環境:1教室10人以内での対応

4時間:60分以内

- ・児童生徒が公共交通機関を利用している高等学校及び特別支援学校については、登校日を設けず、個別対応とする。(R2/4/9)
- ・ 当面の間、 登校日は中止とした。 (R2/4/15)

#### ○不安等を抱える児童生徒への支援について

・臨時休業期間中、不安等を抱える児童生徒への支援や児童生徒の心身の健康状態の把握のため、 各学校が家庭と連携しながら、次のいずれかの方法で取り組むこととした。(R2/4/15)

#### <取組方法>

- ・個別相談日の設定(児童生徒の希望制)
- ・電話相談窓口の設定(児童生徒からの電話による相談)
- ・家庭訪問等の実施(教職員による対面相談やポスティング等)
- ・児童生徒の居場所での見守り

#### ○教職員の感染防止策の強化について

・臨時休業中の学校運営に支障のない範囲で、在宅勤務を可能とし、教職員の感染防止策を強化 した。(R2/4/15)

#### ○外国につながる児童生徒と保護者のための情報提供

- ・4月2日(木)付、4月3日(金)付、4月9日(木)付文書をやさしい日本語の他、中国語、 英語の2か国語で翻訳し学校に発出した。
- ・4月9日(木)までの情報をまとめたものを、やさしい日本語の他、中国語、英語の2か国語で翻訳し、川崎市のホームページ(がいこくじんのかたへ)と教育委員会ホームページに掲載した。(R2/4/16)

#### ○教育委員会報告「市立学校の再開について」

・教育委員会報告「市立学校の再開について」において「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業等の取組状況について」を報告。(R2/5/26)

#### ○新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ&Aについて

・各学校に「新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ&Aについて(依頼)」を発出。(R2/5/26)

## ○各学校に「教育長メッセージ」「学校再開後に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の 対応について」等を送付

- ・各学校に「教育長メッセージ」を送付し、児童生徒への学校再開日における配布・読み上げ、教職員への配布を依頼(R2/5/29)
- ・各学校に「学校再開後に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について(依頼)」を発出し、保健管理上の対応、家庭学習等の対応、教育課程・指導計画の見直し、学校での児童生徒の居場所について依頼。(R2/5/29)
- ・各学校に「熱中症事故等防止について(通知)」を発出。(R2/5/29)

#### 〇学校の再開

・全市立学校において学校再開(R2/6/1)

## 〇川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン 9 部活動等に関すること について

・各学校に「川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン 9 部活動等に関すること 更新版(6月3日時点)について」を発出し、部活動の段階的な再開、再開までの準備、活動再開に向けた段階的な再開日程、活動再開に向けた注意事項、感染拡大防止策の共通の留意事項について提示。(R2/6/3)

#### O夏季における児童生徒の健康保持、登下校時を含む学校生活における体育着等の着用等について

- ・各学校に「夏季における児童生徒の健康保持について(依頼)」を発出し、「登下校時を含む学校生活における体育着等の着用について」「水筒の持参について」「マスクの着用について」依頼。(R2/6/8)
- ・各学校に「今年度における水泳授業等の取扱いについて」を発出し、全ての健康診断が完了するのは早くて9月中旬以降であることを踏まえ、各学校における水泳授業実施期間において健康診

断の完了が見込めないなど、児童生徒の健康状態が十分把握できない場合は、今年度の水泳授業の実施は控えるよう通知。(R2/6/8)

#### 〇【報道発表】「臨時休業を実施する場合の考え方」の改訂について

・児童生徒又は教職員が感染した場合の学校の休業ルールについて、これまで原則当該校を「2週間」の休業としていたが、文部科学省からガイドラインが示されたことに伴い、原則当該校を「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」の臨時休業と改訂。(R2/6/12)

### 〇「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の保健管理の改訂など を発出

- ・各学校に「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の保健管理の 改訂及び「新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ&A」の更新について」発 出。(R2/6/12)
- ・感染者が判明した場合の学校の休業ルールについて、原則「2週間」を原則「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」に改訂。
- ・同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られるときも、登校を控える取扱いを追加。
- ・暑い時期のマスク着用について、マスクを外すことを可とする取扱いを追加。
- ・各学校に「令和2年度給食実施回数及び給食費の取扱いについて」を発出。(R2/6/12)

#### O通常登校

・市立小・中学校において通常登校を開始。(R2/6/15)

#### Oスクールガードリーダーについて

・小学校に「夏季のスクールガード・リーダー、地域交通安全員の活動について」を発出し、夏季の授業日におけるスクールガード・リーダーの活動や地域交通安全員の配置については、通常の期間と同様の取扱いとすることについて周知(R2/6/19)

# 〇「川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の「教育活動に関すること」等の更新について

・各学校に「『川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン』の『教育活動に関すること』等の更新について」を発出し、校外活動、異学年交流活動、外部講師の招へいについて、感染防止策を講じた上で7月初旬からを目途に実施可とすること、中学校自然教室について、春季から秋季に延期した学校については実施する前提で準備することについて周知(R2/6/23)

#### 〇「補習及びきめ細やかな学習支援の推奨について」を発出について

・各学校に「補習及びきめ細やかな学習支援の推奨について」を発出し、「学習支援・学習相談の例」を参考に、補修及びきめ細やかな学習支援、児童生徒の学習状況に応じた対応について依頼するとともに、補習等の学習支援のためのサポーターの派遣について周知(R2/6/29)

#### 〇学校再開ガイドライン「『9 部活動に関すること』の更新についてし

・各学校に「学校再開ガイドライン「『9 部活動に関すること』の更新について」を発出し、部活動の段階的な再開について、内容を更新。(R2/7/3)

#### 〇【報道発表】市立中学校等における修学旅行の実施について

- ・今年度の市立中学校※の修学旅行(3年生対象、京都方面、例年は5月実施)については、新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に伴い、この間、秋季への延期について教育委員会事務局及び校長会において協議・検討を行っていたが、各学校において十分な感染防止対策等を講じた上で、8月下旬から10月上旬までの日程で延期実施することを発表。(R2/7/9)※市立川崎高等学校附属中学校を除く51校
- ・中止を判断した4校を除き、全47校で修学旅行を実施した。田島中(R2/8/26~8/28)から始まり白鳥中(R2/10/9~10/11)が最後となった。(川崎高校附属中学校は令和3年3月に実施予定)
- ・市立高等学校の修学旅行は、橘高(R2/10/5~1/8)と高津高(R2/10/19~10/22)が実施済み。残る高校(定時制を含む)は、今後、実施予定。
- ・市立特別支援学校(中学部・高等部)の修学旅行についても、日帰りや泊数の減、日程や旅行先の変更など、各学校の状況に応じて計画していく。
- ・再度緊急事態宣言が発表され解除が実施日までに見込めない等の場合や、当該校の生徒等が感染 し臨時休業となった等の場合など、今後の状況の変化等により中止とする場合がある。
- ・市立小学校の修学旅行(6年生対象、日光方面)については、中止(5月13日公表済み)としたが、代替行事として「よみうりランド遊園地」の貸し切りイベントを実施することとした。

### ○市立学校に勤務する外国人指導助手(ALT)が新型コロナウイルス感染した場合及び濃厚接触者 に特定された場合の対応について

・「市立学校に勤務する外国人指導助手(ALT)が新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合の対応について(依頼)」を各学校に発出し、感染した場合及び濃厚接触者に特定された際の対応を示した。(R2/7/14)

#### 〇児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の留意事項について

・「児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の留意事項(依頼)(令和 2年7月17日時点)」を各学校に発出し、感染が判明した際の対応を示した。 (R2/7/17)

#### 〇児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の学校名の公表について

・「児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の学校名の公表について(依頼)」を各学校に発出し、感染が判明した場合、学校名を公表とすることとした。 今後、教育委員会としては、本市の新型コロナウイルスへの感染に関する公表の方針に則り、 児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合には、学校名を公表した 上で、各学校の御協力をいただき、感染の判明した当事者及び濃厚接触者とその御家族への誹謗中傷や差別的言動が生じることのないよう、また、当該校のその他の児童生徒等への風評被 害等が生じることがないよう保護者や地域住民に対して、これまで以上に働きかけを行っていく。(R2/7/17)

#### ○補習等の学習支援のためのサポーター派遣について

・各学校に「補習等の学習支援のためのサポーター派遣について(依頼)」を発出し、補習等の 学習支援にサポーター派遣を希望する学校に対し、申請書の提出を依頼。(R2/7/21)

#### 〇部活動における校外活動の留意事項について

・各中学校に「部活動における校外活動の留意事項について」を発出し、8月1日より、同一区内や近隣校での校外活動を実施可能とした。(R2/7/22)

#### 〇修学旅行実施に際しての生徒等の事前事後健康観察について

・各中学校に「修学旅行実施に際しての生徒等の事前事後健康観察について(依頼)」を発出 し、修学旅行の実施に際しては、出発前2週間、及び帰着後2週間において、各家庭の協力の もと、個人情報の取り扱いについて十分配慮したうえで、生徒本人、同居の家族の健康状態に ついても確認することを依頼。引率予定の教員についても、この事前事後の健康観察の実施を 依頼。(R2/7/29)

#### 〇補習及び学習支援が必要な児童生徒への対応について

・各学校に「補習及び学習支援が必要な児童生徒への対応について(通知)」を発出し、補習及び学習支援が必要な児童生徒向けの教材例を各学校へ示し、学習支援を行う際の参考にするよう依頼。(R2/7/30)

#### ○文教委員会報告「新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について」

・5月の臨時休業期間から、学校に発出した文書資料を中心に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について報告。(R2/7/31)

#### **〇「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等の改訂について**

・各学校に「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン 令和2年8月18日改訂版」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ&A(令和2年8月18日時点)」を発出し、保健管理、教育活動、学校行事、部活動、学校施設開放について内容を更新。(R2/8/18)

#### **〇「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等の部分改訂について**

・各学校に「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン【部分改訂】 の送付について」(9月14日時点)、(10月28日時点)を発出し、教育活動、教育課程、学 校行事について内容を更新。(R2/9/14)、(R2/10/28)

#### ○【報道発表】オープン前の等々力球場で川崎市中学校総合体育大会軟式野球大会を開催

・コロナ禍で部活動が制限されている中でも頑張る中学生を応援するため、建設緑政局の協力の もと、オープン前の等々力球場において、10月4日(日)に川崎市中学校総合体育大会の軟 式野球の準決勝・決勝を開催した。(R2/9/28)

#### ○子どもたちの健やかな学びを保障する学習環境整備について

- ・コロナ禍においても児童・生徒の継続的な学びを保障するため、感染症及び熱中症対策としての 施設整備を実施した。
  - ※空調未設置の特別教室にスポットクーラー(1,218 台)を購入・設置 (R2/7~9月)
  - ※長寿命化工事(外壁工事)を実施する学校の換気を要する教室にサーキュレーター(958 台)設置 (R2/7~8月)
  - ※少人数での授業実施に伴う普通教室の代替として使用する特別教室等への空調設置工事 (R2/7~)
  - ※各学校の体育館等に冷風扇を設置(R3/1~7月)
  - ※普通教室及び管理諸室の空調(約4,000台)分解洗浄(R3/4~)

#### ○市立学校の臨時休業ルール等の改訂について

- ・当該校を臨時休業とする場合には、臨時休業する学校の校名も含めて公表するとした。
- ・ただし、学校関係者に濃厚接触者がいない場合や早期に濃厚接触者が特定された場合には、臨時 休業を実施しないことがあるとした。児童生徒に感染が判明し臨時休業を実施しない場合には、 原則として教育委員会からの校名等の公表はないとした。(R2/11/17)

#### ○【報道発表】緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動について(令和3年1月7日時点)

- ・児童生徒の感染経路は家庭内感染が多いことや、現時点では学校を中心に感染が広がっていない 状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、市立学校においては、これまでの感染 防止対策を改めて徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施。
- ・市立小・中学校の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止。また宿 泊を伴わない校外学習については、感染防止対策を十分確認した上での公共交通機関を利用しな い場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止。
- ・部活動については、県大会等の上位大会やそれにつながる予選会等への参加を除き、原則として、校内での活動に限定して実施可。県大会等への参加については、保護者の同意や、最小限の 人数での参加を条件とした。
- ・市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、令和3年2月 3日(水)に実施予定。(R3/1/7)

#### ○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて(令和3年3月4日時点)」を発出 し、部活動について内容を更新。(R3/3/4)
- ○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」の改訂について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて(令和3年3月31日時点)」を発出し、臨時休業ルール、保健管理、教育活動、学校行事、部活動、学校施設開放等について内容を更新。また、新型コロナウイルス感染症への不安を抱える市民に誤解を招くことのないよう、現在の社会状況における公共の場に応じたマナーへの配慮についての指導を依頼。(R3/3/31)
- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて(令和3年4月19日時点)」を発出し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。(R3/4/23)
- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて」を発出し、夏季においては気温・ 湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日が増加し、熱中症のリスクが高まることから、特に、マスク の着用に係る部分を中心に改訂。また、保健管理、教育活動、部活動等について内容を更新。 (R3/6/3)
- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて」を発出し、新型コロナワクチンの 接種に関して、児童生徒のワクチン接種に伴う出欠席の取り扱い等について改訂。また、保健管 理、心のケア、教育課程について内容を更新。(R3/7/6)
- ・緊急事態宣言の発出を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」(令和3年8月2日時 点)を発出し、保健管理、心のケア、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を 更新。(R3/8/2)
- ・緊急事態宣言の延長を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」(令和3年8月22日 時点)を発出し、臨時休業ルール、保健管理、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等につい て内容を更新。(R3/8/22)
- ・緊急事態宣言の延長を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」(令和3年9月10日時点)」を発出し、臨時休業ルール、部活動等に関すること、学校施設開放について内容を更新。(R3/9/10)
- ・緊急事態宣言の解除を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」(令和3年10月1日 時点)を発出し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。(R3/10/3)

#### ○【報道発表】まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を、継続して実施。
- ・通学時のマスクを可能な限り着用や時差通学等、感染防止対策を十分講じるとともに、地域住民 への配慮を行うよう依頼。
- ・宿泊行事については、目的地の感染状況、関係自治体の方針等をしっかりと把握した上で、実施する前提で準備を進める。校外行事については、県外への移動を伴う活動は、中止または延期。できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、少人数のグループでの利用とした。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動。校外での部活動は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、原則として、中学校では同一区内や近隣校での活動とし、高等学校では県内までの活動とした。(R3/4/19)

#### ○【報道発表】緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動等について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、宿泊を伴う行事や公共交通 機関を利用する校外学習等を除き、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続し て実施。
- ・修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から延期又は中止。
- ・校外行事については、県外への移動を伴う活動は中止又は延期。または目的地を県内に変更するよう検討。県内への移動を伴う活動については、感染防止対策を十分確認した上で、公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可。公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止。
- ・部活動については、緊急事態宣言の発効当日から2週間の期間は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する部を除き、活動を停止。活動可能となった場合も、上記大会を除き校内での活動に限定し、活動日については、1団体につき、週4日以内。(R3/8/2)

#### ○【報道発表】市立学校の教育活動等について

・緊急事態宣言の発出に伴い、令和3年8月2日から8月15日まで、一部の活動を除き、部活動を停止していたが、現在の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、生徒や教職員の感染リスクを低減し、夏季休業明けの学校教育活動を円滑に実施するため、部活動停止期間及びそれに伴う学校施設開放利用の中止期間も延長。

【部活動停止期間】令和3年8月16日(月)~令和3年8月31日(火)(R3/8/12)

#### ○【報道発表】 市立学校の夏季休業期間の延長等について

- ・感染状況の変化に対応するとともに学校の持続的な運営を行うために、夏季休業明けの教育活動 について、感染拡大防止策の取組の一つとして、夏季休業期間を延長した。
- ・市立小・中学校においては、夏季休業期間を令和3年8月31日(火)まで延長し、当初予定していた授業開始日(学校ごとに異なります。)から8月31日までの期間は、9月1日(水)からの授業再開に向けた準備期間とし、各学校で分散登校日を数日設定し、児童生徒の健康観察やGIGA端末を活用した学習支援に向けた準備等を行う。また、令和3年9月1日(水)から9月10日(金)までを午前中授業・給食あり児童生徒は給食終了後下校。
- ・様々な理由で登校できない児童生徒の学習支援及び午後の家庭学習において、GIGA 端末を積極的 に活用。
- ・市立高等学校においては、令和3年9月1日(水)から9月10日(金)まで、朝の時差通学を 徹底し、短縮授業の実施を基本とした。
- ・市立特別支援学校においては、夏季休業期間を延長しない。当初予定の授業開始日から8月31日(火)までの期間は、給食なし、午前中授業とする。9月1日(水)以降は、通常どおりの授業とする。なお、田島支援学校及び中央支援学校の高等部、聾学校の公共交通機関を利用する児童生徒については、朝の時差通学を徹底。
- ・部活動については、県大会や県コンクール等の上位大会等及びこれにつながる予選会等に出場する部を除き、8月31日(火)までを活動停止期間としていたが、この期間を9月12日(日)まで延長。(R3/8/20)

#### ○【報道発表】「臨時休業を実施する場合の考え方」の改訂について

・感染者数の状況の変化に対応するとともに学校の持続的な運営を行うために、「臨時休業を実施する場合の考え方」について、臨時休業の実施対象を当該校の全部または一部とする改訂を実施。(R3/8/20)

#### ○【報道発表】9月13日以降の市立学校の教育活動等について

- ・令和3年9月13日(月)以降の市立学校の教育活動等について、学校の持続的な運営を行うために、感染防止対策を徹底した上で段階的に教育活動を再開。学校での協働的な学習や様々な体験等により、コミュニケーション能力や社会性の育成を図る観点から、感染状況に応じた適切な対策を講じた上で児童生徒が登校し、通常の学校生活が送れるようになることを目指す。
- ・市立小・中学校において、9月13日(月)以降は通常授業とし、午後の授業を再開。学校での 通常の授業を基本とした。感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引 き続き GIGA 端末を活用した学習支援を実施。
- ・給食は通常どおり実施。
- ・部活動については原則として活動を停止。なお、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する場合には、出場の14日前から平日3日、休日1日以内であれば校内でのみ、短時間の活動を実施可能とした。
- ・市立高等学校において、朝の時差通学及び短縮授業の実施を基本とし、必要に応じて分散登校を 実施。
- ・市立特別支援学校において引き続き、9月13日(月)以降も通常授業を実施。公共交通機関を利用して登校する児童生徒については、朝の時差通学を徹底する。(R3/9/9)

#### ○【報道発表】10月1日以降の市立学校の教育活動等について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を実施。夏季休業後から緊急措置として行ってきたオンラインでの授業配信は令和3年9月末日で終了とし、10月1日以降は、児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育成していく観点から、通常の登校を原則とした教育活動を実施。
- ・市立小・中学校において、感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き欠席扱いとはせず、出席停止・忌引き等の日数とした。登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用し、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で実施。
- ・修学旅行・自然教室等の宿泊行事については、目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握する とともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施。実施日前 に、本市または目的地において感染状況が悪化し、再度緊急事態宣言が発出されるなどして、そ の解除が実施日までに見込まれない等の場合は、中止又は延期。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。校外活動は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、原則として、中学校では川崎市内での活動とした。

- ・市立高等学校においては、当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底。修学旅行等の宿泊行事に ついては、原則として小・中学校と同様の扱いとした。
- ・市立特別支援学校においては、通学に公共交通機関を利用している一部の特別支援学校は、引き続き時差通学とした。引き続き、10月1日(金)以降も通常授業を実施。修学旅行等の宿泊行事及び部活動については、原則として小・中学校と同様の扱いとした。(R3/9/29)

#### ○【報道発表】まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動等について

#### 1 教育活動全般について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施する。
- ・通学に公共交通機関を利用している高等学校全日制及び中高一貫教育校は、引き続き、朝の時差 通学を実施する。また、高等学校定時制及び特別支援学校については学校や児童生徒の状況を踏 まえ、適切に対応する。
- ・感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き、欠席扱いとはせず、 出席停止・忌引き等の日数として取り扱う。
- ・登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。なお、GIGA 端末については、昨年発生した発熱等事案にかかる製造事業者の点検が終了した学校から、順次持ち帰りを可とする。

#### 2 校外学習について

#### (1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、 感染防止対策を徹底した上で、実施する。
- ・実施日前に、本市または目的地において感染状況が悪化し、再度緊急事態宣言が発出されるなど して、その解除が実施日までに見込まれない等の場合は、中止又は延期とする。(緊急事態宣言期 間中の修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は 中止とする。)

#### (2) 校外行事

- ・県外への移動を伴う活動は中止または延期とする。
- ・県内の移動も含め、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する 場合には少人数のグループでの利用とする。

#### 3 部活動について

- ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動。
- ・中学校では、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、校外活動は実施しないこととする。
- ・高等学校では、平日のみ4日以内の活動とし、校外活動は実施しないこととする。ただし、大会 等に参加する場合には、2週間前から通常の活動を認めることとする。

#### 4 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査について

・市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、予定どおり令和4年2月3日(木)に実施する。(R4/1/20)

#### ○まん延防止等重点措置下における市立学校の対応について(通知)

- ・おおむね通常の教育活動を継続実施しながらも、感染の拡がりが予想される『接触場面』を極力つくらないよう、一部の教育活動(場面)については、これまでの感染防止策を改めて徹底してするとともに、当面の間について活動を見合わせる、見直す、別の活動に代替する等の工夫を各学校に依頼。ガイドライン本編の発出に先んじて、「市立学校における教育活動ガイドラインについて概要版(令和4年1月27日時点)」を発出し、各学校に特に配慮する事項や場面について各学校に依頼。
- ・感染防止の取組の一つとして各学校から改めて各家庭に協力を依頼することを想定し、参考例を作成し、各学校に通知。(R4/1/27)

#### ○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」の改訂について

・オミクロン株はこれまでとは異なり、感染力が非常に強く、児童生徒への感染の拡大が急速に進んでいる状況ではあるが、市立学校の教育活動では、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続実施することとし、「市立学校における教育活動ガイドライン」(令和4年1月27日時点)を発出し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。(R4/2/2)

#### ○業務継続計画の周知と見直しの取組

- ・令和4年1月7日付け3川総危第1373号を受け、電子文書施行により新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について周知し、検討・取組を依頼した。(R4/1/7)
- ・部室長会議で令和4年1月7日付け3川総危第1373号を配布し、新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について周知し、検討・取組を依頼した。(R4/1/11)
- ・教育委員会事務局業務継続計画(令和2年4月策定)について、電子文書施行により再度周知するとともに、その後導入されたテレワーク用端末の活用等を踏まえ、業務実施手順、必要な人員数・勤務ローテーション等の見直しを改めて検討するよう局内で対応中である。(R4/1/12)

#### ○職員の感染防止対策の継続

- (1) 職員の感染防止対策についての周知
  - ・令和4年1月7日付け3川総危第1373号を受け、同日、改めて局内に令和3年9月30日付け3川総危第895号「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針」及び令和3年10月1日付け3川総労第139号「緊急事態宣言解除後における職員に関する措置の取扱いについて(通知)」を電子文書施行により周知した。(R4/1/7)
  - ・部室長会議で令和4年1月7日付け3川総危第1373号を配布し、新型コロナウイルス感染拡大に備え職員の感染防止対策について周知した。(R4/1/11)
- (2) GIGA端末を活用した感染防止対策の取組
  - ・部室長会議について、総合教育センターはすでにオンラインで参加していたが、完全にオンラインでの実施とした。(R4/1/27~)

- ・学校との打ち合わせ、教職員向けの研修について、オンラインで実施している。
- ・今後、積極的な活用を周知し、会議だけでなく、庁内の小規模な打ち合わせやミーティングに ついてもオンラインでの実施を順次拡大していく。

#### (3) その他

- ・室内の換気対策のため、各職場にサーキュレーターを設置した。
- ・執務室内にアクリル板を設置した。

#### ○【報道発表】3月22日以降の市立学校の教育活動等について

・令和4年3月21日(月)をもって、神奈川県を区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が解除されることとなり、今後の市立学校の教育活動については、引き続き感染防止対策を徹底した上で、次のとおり実施していく。

#### 【基本的な考え方】

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、 おおむね通常の教育活動を継続して実施する。
- ・感染への不安等、やむを得ない理由で登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。

#### 【小・中学校】

- 1 校外学習について
- (1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事
  - ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、 感染防止対策を徹底した上で、実施する。

#### (2) 校外行事

- ・校外行事については、県外への移動を可とする。移動については、感染防止対策を徹底し、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には分散乗車や少人数のグループでの利用等の工夫に取り組むこととする。
- 2 部活動について
  - ・中学校における校外活動は、上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する場合を除き、川崎市内での実施とする。
  - ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。

#### 【市立高等学校】

- ・当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。
- ・修学旅行等の宿泊行事については、原則として小・中学校と同様の扱いとする。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動 する。

#### 【市立特別支援学校】

- ・通学に公共交通機関を利用している一部の特別支援学校は、引き続き時差通学とする。
- ・修学旅行等の宿泊行事及び部活動については、原則として小・中学校と同様の扱いとする。

- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。(R4/3/22~)
- ○「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版(令和4年4月1日時点)について
  - ・各学校に「「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版(令和4年4月1日時点)について 」を発出し、保健管理、教育活動、教育課程、学校行事について内容を更新。
  - ・令和4年度からの教育活動について要点及び変更点を示した。各学校において、必要に応じて教育活動の一部を変更するよう依頼。
  - ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、概ね通常の教育活動を感染の状況に応じて段階的にすすめていく。

 $(R4/4/1\sim)$ 

- ○「14版 市立学校における教育活動ガイドライン」(令和4年4月15日時点)について
  - ・各学校に「「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版(令和4年4月1日時点)について」を発出し、新年度における教育活動について内容を更新。(R4/4/15)
- ○「14版 市立学校における教育活動ガイドライン」【一部改訂】(令和4年8月29日時点) について
  - ・各学校に「「市立学校における教育活動ガイドライン」【一部改訂】(令和4年8月29日時点)について」を発出し、「2 臨時休業ルール等について」「3 保健管理について」「8 教職員に関すること」について内容を更新。
  - ・濃厚接触者の出席停止の期間の基準は、オミクロン株が主流である間は、当該感染者の発症日 又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、 5日間(6日目解除)としますが、無症状であれば、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを 用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能とすることなどの変更を行った。(R4/8/29)

#### ○職員の感染防止対策の継続

- ・令和4年3月22日付け3川総職第1406号を受けて、令和4年3月28日付け3川教庶第 1240号「まん延防止等重点措置の終了に伴う職場での感染拡大防止対策の継続等について (通知)」を局内に周知した。(R4/3/28)
- ○『「GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」説明動画の視聴について(依頼)』(令和 4 (2022) 年 5月 23 日付け)について

各学校に、『「GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」説明動画の視聴について(依頼)』(令和4(2022)年5月23日付け)を発出し、濃厚接触や登校不安で登校できない児童生徒への「家庭における GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」について、作成した動画と今後の支援内容を周知した。内容は次の通り。

・1日につき2~3時間の授業配信、学習課題の配布・回収、オンラインによる朝の会や帰りの 会、ホームルーム等の実施について。 ・オンライン指導受講に際して、事前の同意やオンライン上でのトラブルを防止するための配慮に ついて、保護者の皆様への、ご協力のお願い。

# ○「新型コロナウイルス感染症の療養期間の見直しについて(依頼)」(令和4年9月8日付け)を発出

- ・各学校に「新型コロナウイルス感染症の療養期間の見直しについて(依頼)」を発出し、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等について内容を更新。(R4/8/29)
- ・新型コロナウイルス感染症患者については、発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合に、8日目から療養解除を可能とし、また、無症状者(無症状病原体保有者)については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とします。加えて、無症状の場合、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とします。(R4/9/8)

# ○「14版 市立学校における教育活動ガイドライン」の一部改訂(令和4年12月1日付け)について

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドライン」の一部改訂を発出し、「3 保健管理について」「5 教育活動に関すること」について内容を更新。
- ・学校教育活動におけるマスクの使用 児童生徒等及び教職員は、活動場所や活動場面に応じてマスクを着用すること、ただし、マスク の着用については、学校教育活動の態様や児童生徒の様子などを踏まえ、活動場所や活動場面に 応じた、メリハリのあるマスクの着用を行えるよう、臨機応変に対応することと変更した。
- ・給食時における指導 黙食の文言を削除し、飛沫感染防止のため、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える などの指導することや職員室等での教職員の食事に関しても、給食時における指導と同様の感染 症対策を講じることと変更した。(R4/12/1)

#### ○「卒業式におけるマスク等の取扱いについて(通知)」(令和5年2月15日付け)を発出

- ・各学校に「卒業式におけるマスク等の取扱いについて(通知)」を発出し、卒業式におけるマスク の取扱いに関する基本的な考え方について内容を更新
- ・基本的な考え方として、児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与 送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ・来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で参加人数の制限は不要とする。(R5/2/15)

#### ○【報道発表】4月1日以降の市立学校の教育活動について(令和5年3月22日付け)

文部科学省より令和5年3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」が発出され、同通知において、4月1日以降の新学期におけるマスク着用等の考え方が示され、4月1日以降の市立学校の教育活動については、次の点に留意した上で、実施していく。

#### 1 基本的な考え方

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、 おおむね通常の教育活動を実施する。
- ・基本的な感染防止対策を実施し、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等を実施する。
- ・感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染防止対策を講じる。

#### 2 マスクの着用について

- ・学校教育活動に当たっては、児童生徒及び教職員に、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・児童生徒へ教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。同様に、教職員に対してマスク の着脱を強いることのないようにする。
- ・混雑した公共交通機関の利用時や、医療機関や高齢者施設等の訪問時には、状況に応じて、マスク着用を推奨する。
- ・児童生徒の間にマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

#### 3 入学式等について

- ・入学式等の儀式的行事においても、児童生徒及び教職員、保護者、来賓等にマスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱、「呼びかけ」などを実施する時には、換気を徹底し、児童生徒間に十分 な距離を確保して行う。
- ・来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で実施します。感染対策を理由とした参加人数の制限は不要とする。
- ・風邪症状等の体調不良者については出席できないことを事前に周知する。

#### 4 市立高等学校について

・時差通学を取りやめ、通常の登校時間に戻す。

#### 5 学校施設開放について

・マスクの着用を求めないことを基本とし、基本的な感染対策を講じた上で、学校施設の開放を継続する。

#### 6 わくわくプラザについて

・学校における対応に準じた上で、マスクの着用を求めないことを基本とし、引き続き基本的な感染 対策を実施する。

#### ○4月1日以降の市立学校の教育活動について(通知)(令和5年3月22日付け)を発出

文部科学省より令和5年3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」が発出され、同通知において、4月1日以降の新学期におけるマスク着用等の考え方が示され、4月1日以降の市立学校の教育活動について、同日の報道発表内容に留意した上で、実施していくことを通知。

### ○「15版 市立学校における教育活動ガイドライン」(令和5年4月1日時点)について(令和5年 3月28日付け)を発出

各学校に「15版 市立学校における教育活動ガイドライン」の改訂を発出し、臨時休業ルールや保健管理、教育活動・教育課程・学校行事等に関すること等について内容を更新。4月1日以降も引

き続き、基本的な感染防止対策を行った上で、概ね通常の教育活動を実施すすめていくよう各学校に 通知。

#### ○新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う対応について(通知)(令和5年5月1日)を発出

- ・教職員に対し、新型コロナウイルス感染症の感染法症上の分類が5類感染症に変更されることに 伴い次の内容について通知。
- ・これまで同様、継続して感染対策を実施するが、マスクの着用は個人の判断によることを基本とし、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルスに感染した場合でも特別休暇(1号)の適用対象外とする。
- ・学校で勤務する会計年度職員の勤務時間等に関する特例は、令和5年5月7日をもって終了とする。(R5/5/1)

#### ○5月8日以降の市立学校の教育活動について(通知)(令和5年5月2日付け)を発出

新型コロナウイルス感染症が5類感染症への移行を踏まえ、文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、次のとおり、学校における新型コロナウイルス感染防止対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう教育活動を実施していくことを通知。

#### 【基本的な考え方】

〇市立学校においては、子どもの学びを最大限保障することを前提に、基本的な感染防止対策を講じた上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施する。

○感染への不安等、やむを得ない理由で登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、健康観察を含めて GIGA 端末を活用するなど、学校と自宅等をつなぐ手段の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。

#### 1 基本的な感染防止対策について

〇学校教育活動の実施に当たっては、<u>健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等が重要となるが、感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染防止対策を講じる必要がある。</u>

○給食時間においては、適切な換気を確保するとともに、健康観察、手洗いの徹底を図る。

○マスクについては、引き続き、学校教育活動において、児童生徒や教職員に対して着用を求めない ことを基本とする。ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合など、感染防止対策が必 要な場面ではマスクの着用を推奨する。

#### 2 感染流行時における感染防止対策について

○感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられる。

○活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるなどの対策や、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考える。

#### 3 出席停止等の取扱いについて

○新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則における「第2種感染症」に位置付けられる。

〇児童生徒の陽性が判明した場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間を出席停止とする。(発症した日の翌日から起算)

- 〇出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してのマスクの着用を推奨する。
- ○「濃厚接触者」の特定は行わないことから、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、新型コロナウイルス感染症の患者と接触した場合でも、感染が確認されていない者については 出席停止の対象とする必要はない。
- 〇感染が不安で休ませたいと相談等があり、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、 欠席とはしないことも可能とする。

#### 4 臨時休業ルール

- 〇同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合、臨時休業の実施を検討する(学級閉鎖の場合の目安は、学級でおよそ20%を超える児童生徒の感染が判明した場合、検討を始めることとする。)。
- ○臨時休業の必要がある場合には、インフルエンザと同様の流れで対応する。
- ○従来の、児童生徒や教職員等に陽性が判明した場合の各区・教育担当への報告は必要なしとする。
- ○「16版 市立学校における教育活動ガイドライン」(令和5年5月8日時点)について(令和5年5月12日付け)

各学校に「16版 市立学校における教育活動ガイドライン」を発出し、臨時休業ルールや 保健管理、教育活動・教育課程・学校行事等に関すること等について内容を更新。引き続き、基本的な感染防止対策を行った上で、概ね通常の教育活動を実施すすめていくよう各学校に通知。

# 選挙管理委員会事務局

更新日:令和5年5月17日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○選挙における感染症対策の実施

・各期日前・当日投票所において、従事者のマスク・使い捨て手袋等の着用や帰宅後の手洗い・うがいを徹底するとともに、投票所入口や受付等に消毒液や飛沫防止フィルム等を設置し、記載台等の選挙人が接触する箇所の定期的な消毒や投票所内の換気等の感染症対策を実施した。また、各開票所においても、受付等に消毒液を設置し、従事者のマスク・使い捨て手袋等の着用を徹底するとともに、従事者同士の距離を取るように努めた。(R3/10/18~10/31)

#### ○応援職員の体制確保

・麻生区役所からの要請に基づき派遣する応援職員の人選を行い、すみやかに派遣できるよう体制 を構築した。(R4/1/11)

#### ○在宅勤務の推進

・接触機会の低減のため、業務遂行に支障を生じない可能な範囲で、在宅勤務を職員に推奨し、取組を進めることとした。(R4/1/12)

#### ○オンライン会議、書面会議の検討

・第 26 回参議院議員通常選挙に向けて準備を進める中で、会議開催方法について、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン、書面による開催を検討していくこととした。 (R4/1/12)

#### ○麻生区役所へ応援職員の派遣

- ・麻生区役所から衛生課業務ひっ迫に伴い、応援職員の派遣について、正式に依頼があり、職員の応援体制を決定した。 (R4/1/17)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、麻生区役所へ1日あたり1~2名の応援職員を派遣し、初動連絡業務、データ入力業務等を開始した。(R4/1/20)

#### ○麻生区役所へ応援職員の派遣終了

・衛生課業務のひっ迫状況に改善が見られたため、麻生区役所への応援職員の派遣を終了した。 (R4/2/28)

#### ○第26回参議院議員通常選挙の執行に向けた感染症対策の検討

・昨年度に執行した各選挙の反省改善等を各区から集約し、その内容等をもとに、投票事務担当者会議において今年度執行を予定している第26回参議院議員通常選挙の各投票所等における感染症対策について検討を行った。(R4/3/25)

#### ○第26回参議院議員通常選挙における感染症対策の実施

・各期日前・当日投票所において、消毒液やビニール幕等の感染症対策物品の設置し、選挙人が触れる可能性のある個所の定期的な消毒や、場内の換気等を行うとともに、受付前にエチケットゾーンや一時停止場所を示す足元テープを貼り、誘導・案内を行う人員を配置することで、選挙人間の距離を確保できるように努めるなど感染症対策を実施した。また、各開票所においても、出入口等に消毒液を設置し、従事者のマスク・使い捨て手袋等の着用を徹底するとともに、従事者同士の距離を取るように努めた。なお、各事務従事者に対しては、従事する日の3日前から自宅等で検温を行い、平熱に比べて異常がないか、体調に不安がないかを事前に確認したうえで従事をしていただいた。(R4/6/23~7/10)

#### ○第20回統一地方選挙の執行に向けた感染症対策の検討・準備

・令和5年4月9日執行の統一地方選挙に向け、各投票所等における感染症対策の実施方法について、本年度7月に執行した第26回参議院議員通常選挙での反省点や、国の方針等を鑑みながら局内で検討を行った。また、実施に向け感染症対策物品の調達を行うなど準備を進めた。(R4/10/15~R5/2/28)

#### ○第20回統一地方選挙における感染症対策の実施

・各期日前・当日投票所において、消毒液やビニール幕等の感染症対策物品を設置し、選挙人が触れる可能性のある箇所の消毒や、場内の換気等を行うとともに、受付前にエチケットゾーンや一時停止場所を示す足元テープを貼り、誘導・案内を行う人員を配置することで、選挙人間の距離を確保できるように努めるなど感染症対策を実施した。また、各開票所においても、出入口等への消毒液の設置や場内の換気、使用後の施設の消毒を行うとともに、指示出しや説明を行う従事者に対するマスク着用の推奨、希望者への使い捨て手袋等の配布を行うなど感染症対策に努めた。なお、各事務従事者に対しては、発熱や風邪の症状等がないことを事前に確認したうえで従事をしていただいた。(R5/3/24~4/9)

# 監查事務局

更新日:令和5年5月8日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制確保に向けた検討・取組

- (1) 業務継続計画の発動を視野に入れた業務執行体制の確保に関する取組み
  - ・管理職会議において、業務継続計画を改めて確認するとともに、必要な業務の精査をおこなった。 (R4/1/11)
  - ・管理職会議において、業務継続計画等について改めて確認をおこなった。(R4/4/20)
- (2) 新型コロナウイルス感染症第6波に備えた保健所の応援体制強化に関する取組み
  - ・受援部署からの連絡に備えて、局内に「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた 応援・受援の手引き」を周知した。(R4/1/11)
  - ・麻生区役所から応援職員の派遣依頼があり、応援体制を決定した。(R4/1/17)
  - ・麻生区役所へ応援職員を派遣し、初動連絡業務、データ入力業務等を開始した。(R4/1/20)
  - ・衛生課業務のひつ迫状況に改善が見られたため、応援職員の派遣を終了した。(R4/3/5)

# 人事委員会事務局

更新日:令和5年5月19日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○採用試験及び選考における感染防止対策の実施

- ・各試験及び選考会場の入り口等に消毒液を設置した。(令和2年5月9日~)
- ・筆記試験及び選考会場における受験者同士の身体的距離を確保するため、各会場の受験者数を半数程度減らし、間隔を開けて座席を配置した。会場の都合により十分な距離が確保できない場合は、受験者の間に飛沫防止用のアクリル板を設置した。(令和2年6月28日~)
- ・体力検査については、上体起こし及び 20mシャトルランの種目を中止とした。(令和 2 年 7 月 1 7 日 ~ 令和 5 年 4 月 1 1 日)
- ・面接試験については、集団討論を中止とし、個別面接においては受験者と面接官の間にアクリル 板を設置して30分ごとに面接室の換気を行い、受験者の入れ替えのタイミングで受験者が触れた 箇所の消毒を行う等対策を実施した。(令和2年8月3日~令和5年4月11日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた集団討論試験を廃止し、体力検査における上体起こし及び 20mシャトルランの種目を再開した。(令和5年4月12日~)

#### ○オンラインを活用した採用広報の実施

・説明会や座談会等について、WEB会議ツールを活用して実施した。(令和2年11月~)

#### ○通信(郵送・メール)による調査の実施

・例年、実地調査を原則に実施している職種別民間給与実態調査について、実地調査を希望する事業 所を除き通信(郵送・メール等)による調査を実施した。(令和3年4月26日~)

#### ○業務執行体制及び保健所応援体制について

- ・必要な業務の精査及び応援体制に係る調整を各課・班において実施した。また、保健所応援業務については、局内においてローテーション表を作成し、速やかに応援職員を派遣できるよう体制を整え、派遣した。(任用課 令和4年1月7日・調査課 令和4年1月11日)
- ・保健所応援業務の延長・再延長に伴い、局内においてローテーション表を再度作成し、速やかに応援職員を派遣できるよう体制を整え、派遣した。(令和4年1月31日・令和4年2月16日)

## 議会局

更新日:令和5年5月19日

#### 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

#### ○議会における対応

- ・職員が議場や委員会室、正副議長室、議員控室等に入室する際、マスクを着用することを許可した。 (R2/2/12~)
- ・委員会室で開催する常任委員会等は、開会前や開会後適宜小休憩を取り換気を実施することとした。 (R2/4~R5/3)
- ・本会議において、議員の定数の半数(定足数:30人)を超える程度に出席者を絞り、各議員は 1席ずつ間隔を空けて着席することとした。なお、採決に関する議事は、全議員が本会議場の自 席に着席した状態で行うこととした。(R2/4~R5/3)
- ・本会議場に出席していない議員は、控室にてインターネット議会中継を視聴するものとするが、 議場の傍聴席において傍聴することも可とすることとした。(R2/4~R5/3)
- ・本会議において、市長、副市長、総務企画局長及び財政局長は通常どおり出席することとした。 それ以外の通常出席を要求している局長等は、提案説明時に説明をする者及び代表質問・一般質 問等の発言通告があった者のみの出席とすることとした。なお、市長、副市長、各局長等の理事 者席も1席ずつ間隔を空けることとした。(R2/4~R5/3)
- ・本会議場演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置した。(R2/9/10~R5/3)

#### ○傍聴者に対する感染防止対策

- ・本会議及び常任委員会等の傍聴に際し、マスクの着用、手指消毒液の使用、発熱等風邪の症状のある方や体調不良の方等の傍聴自粛について、ホームページで周知した。(R2/2/27~R5/3/12)
- ・本会議及び常任委員会等の傍聴に際し、マスクの着用(個人の判断が基本)、手指消毒液の使用、発熱等風邪の症状のある方や体調不良の方等の傍聴自粛について、ホームページで周知した。(R5/3/13~R5/5/7)
- ・本会議場及び常任委員会の傍聴席における傍聴人同士の身体的距離を確保するため、当面の間、本会議場においては傍聴の受入人数を定員(100人)の4分の1程度、各常任委員会室においては2人から9人程度(委員会出席者など、状況を考慮して判断)とすることとした。(R2/8/6~)
- ・傍聴者に対し、非接触温度計(ハンディタイプ)又は非接触温度計・消毒機による検温を行うこととした。(R4/1~)

#### ○全庁応援に向けた体制整備の取組

- ・「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた応援・受援の手引き(暫定版)」に基づき、川崎区の応援を実施する4局(室)で打合せを行い、応援業務内容・マニュアルの確認等を行った。(R4/1/6)
- ・川崎区役所衛生課から応援業務の説明を受けた。(R4/1/12)
- ・応援実施期間(3週間)における職員のローテーションを編成した。(R4/1/12)
- ・川崎区役所衛生課へ応援職員の派遣を行った。(~R4/3/6)